

2024年5月14日(火)

令和6年度第1回鳥栖地区介護支援専門員協議会全体研修会

テーマ:「ヤングケアラーへの理解と介護支援専門員との関わり」

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～



【ご留意頂きたいこと】

映写版では現場の状況をご理解頂き易くするため、当事者の承諾を得た事例の写真や映像等を使用しています。該当部分に関しては、プライバシー保護の徹底を図るため、撮影・録音はご遠慮ください。また、本資料は映写版では使用しないスライドを含む補足資料ですので、本編では映写されるスライドを中心にご覧ください。時間の都合上、ポイントを絞り、重要な点は、口頭でご説明させて頂くことをご理解頂ければ幸いです。

認定特定非営利活動法人
スチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)



代表理事 谷口 仁史

( 佐賀県子ども・若者総合相談センター長)

( さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター)

( 佐賀県ひきこもり地域支援センター長)

《進め方》

- (1) 深刻化が懸念される「社会的孤立」に係る問題の現状と課題**
- (2) アウトリーチを基軸とした佐賀県における支援実践**
- (3) 何故、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？ P117～**
- (4) 何故、当事者がSOSの声を上げられないのか？**
- (5) どのような関わり方が求められるのか？**
- (6) 私たちに今、出来ることは何か？**
- (7) 「子どもが子どもでいれる街に！」ソーシャルアクション**

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

各種調査が示す 日本における「社会的孤立」の深刻さ

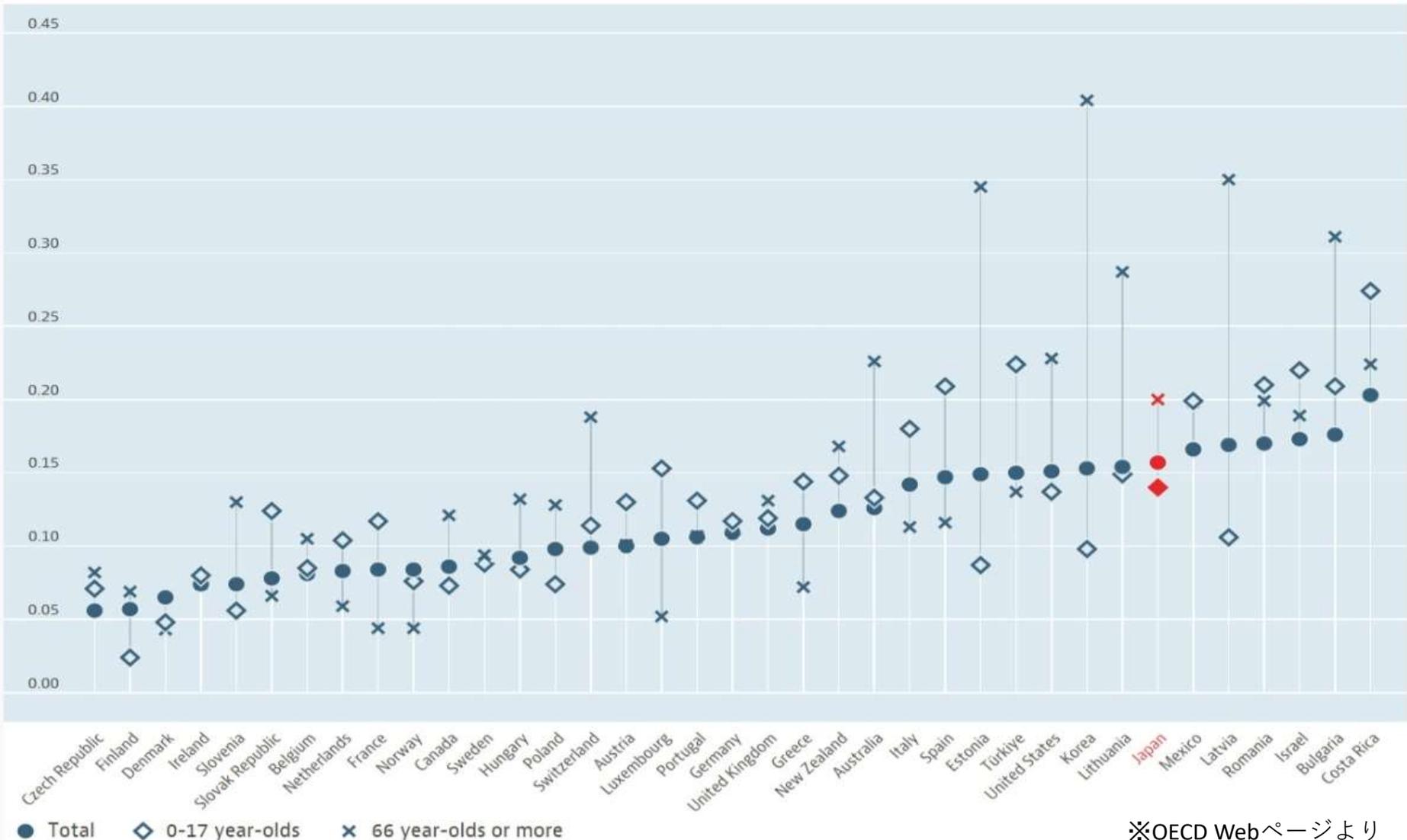
～個別的支援の充実は勿論のこと実態を踏まえた地域づくり等社会的取組の推進も重要～

※以下、統計等は厚労省、内閣府及びNHK提供資料



貧困率の国際比較

Poverty rate Total / 0-17 year-olds / 66 year-olds or more, Ratio, 2021 or latest available



※OECD Webページより

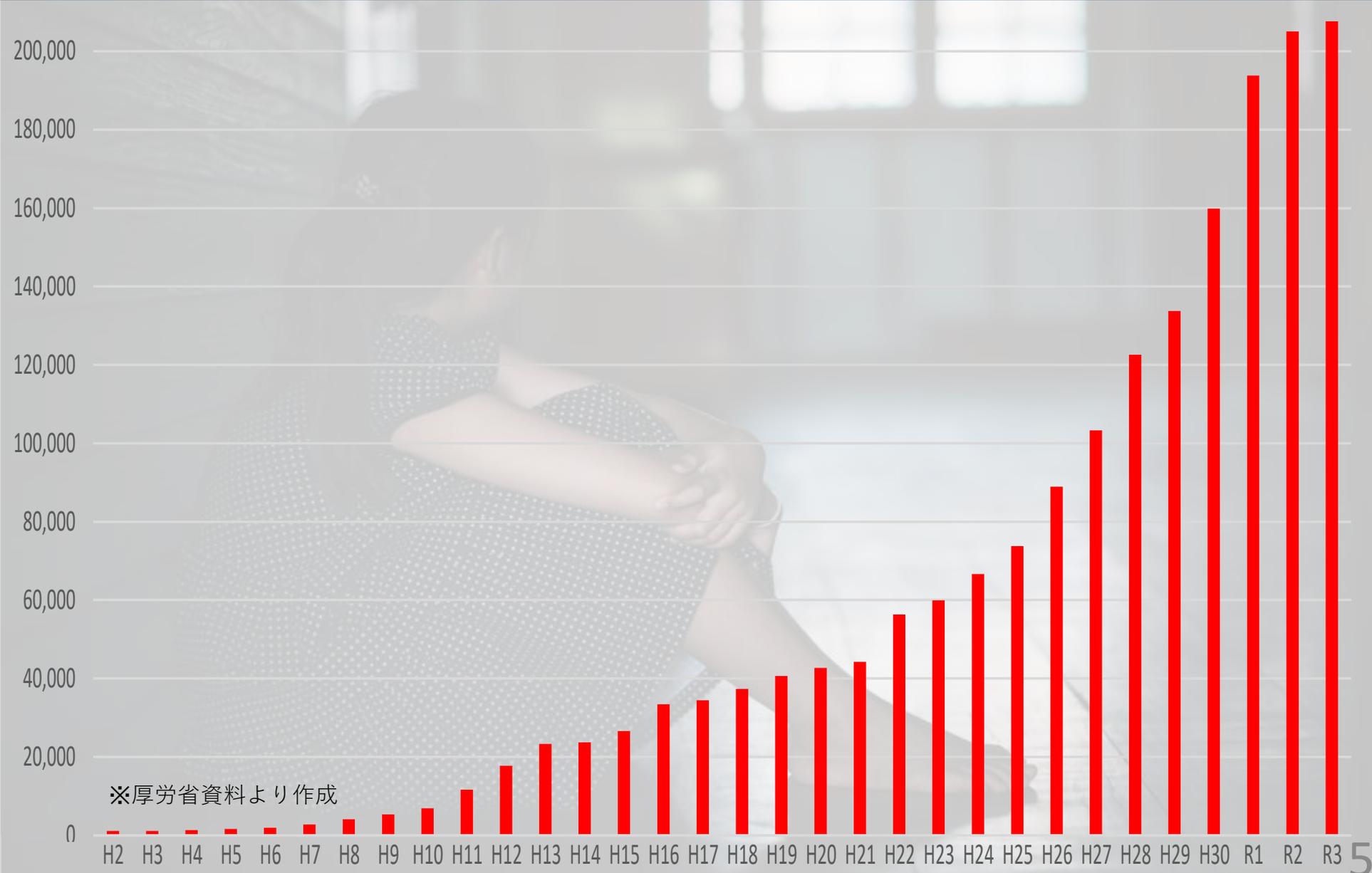
©

Compare countries on data.oecd.org



日本の相対的貧困率15.4%(2018)、子どもの相対的貧困率13.5%(2019)

虐待相談件数の推移

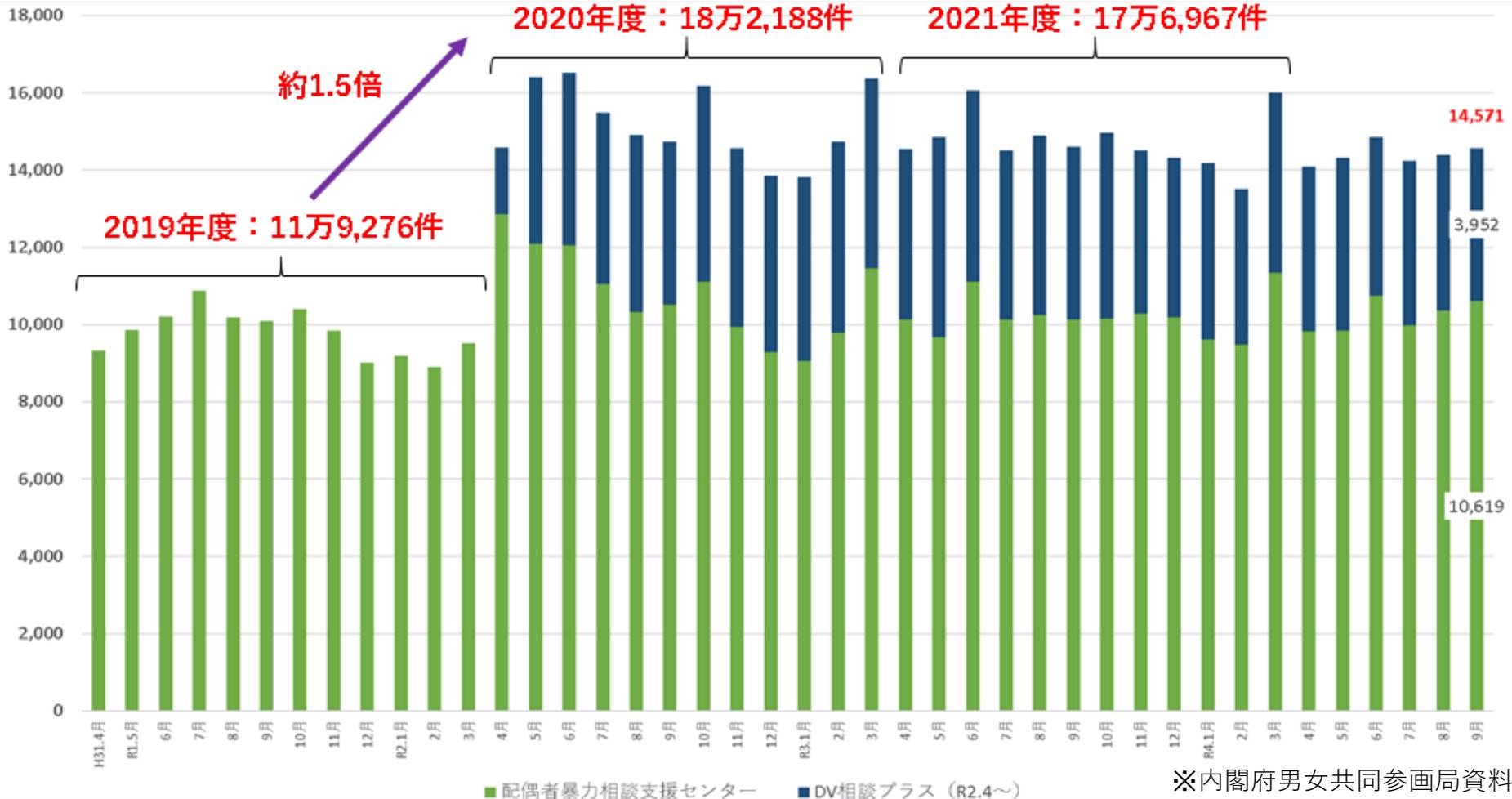


過去最多を更新し続ける虐待の通告件数と必要なケアを受けられない子どもの増加

DV相談件数の推移

DV相談件数の推移

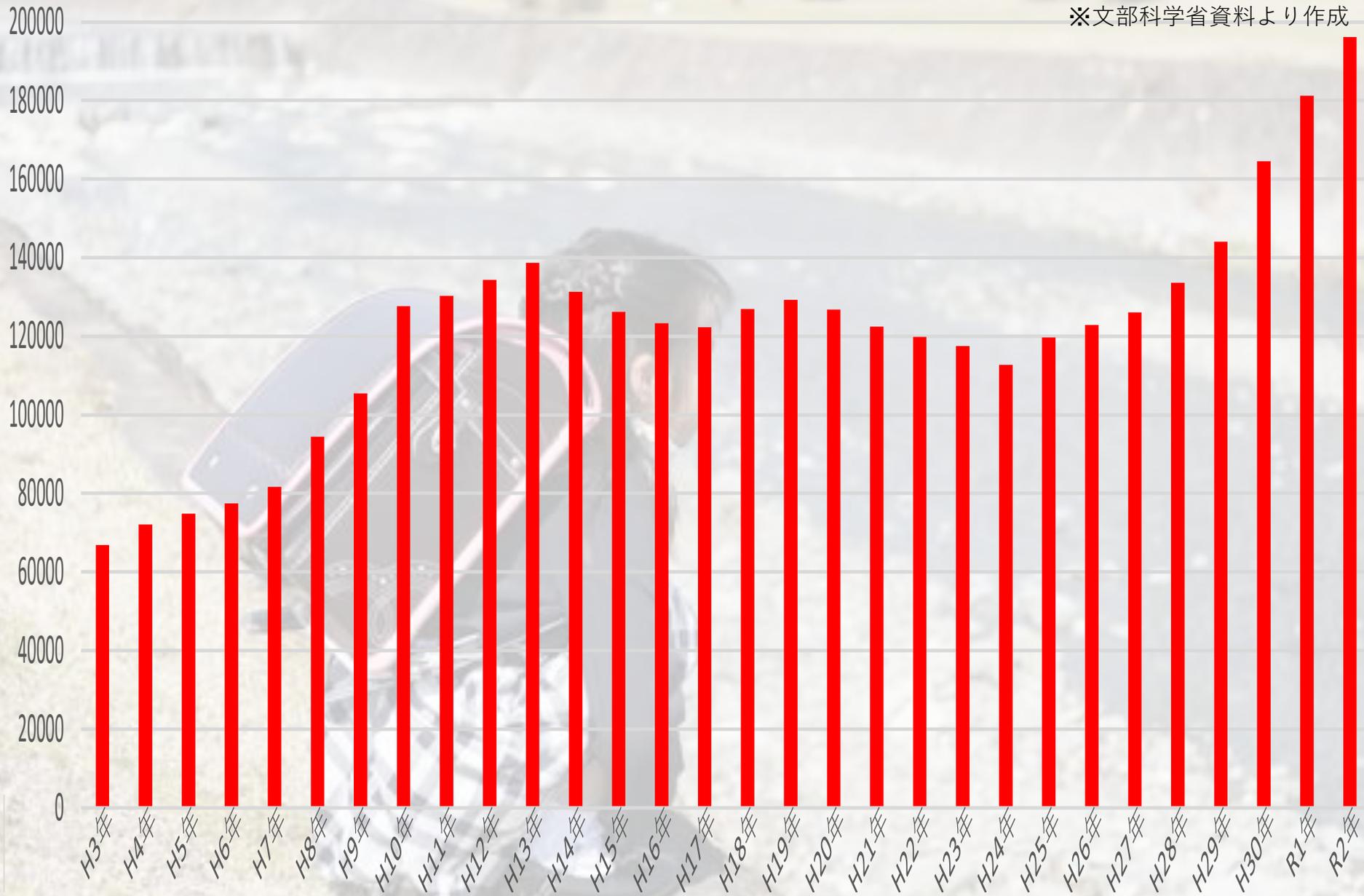
- ✓ DV相談件数の推移をみると、2020年度の相談件数は、18万2,188件であり、2019年の約1.5倍。
- ✓ 2021年の相談件数は、17万6,967件であり、2020年度と比較すると減少しているものの、毎月1万4,000～1万6,000件程度の相談が寄せられており、引き続き高水準で推移。
- ✓ 2022年9月の相談件数は、1万4,571件（前年度同月比▲0.3%）となっている。



コロナ禍で1.5倍の急激な伸び：過去最多を更新した後は高止まりが続いている！ 6

不登校児童生徒数の推移

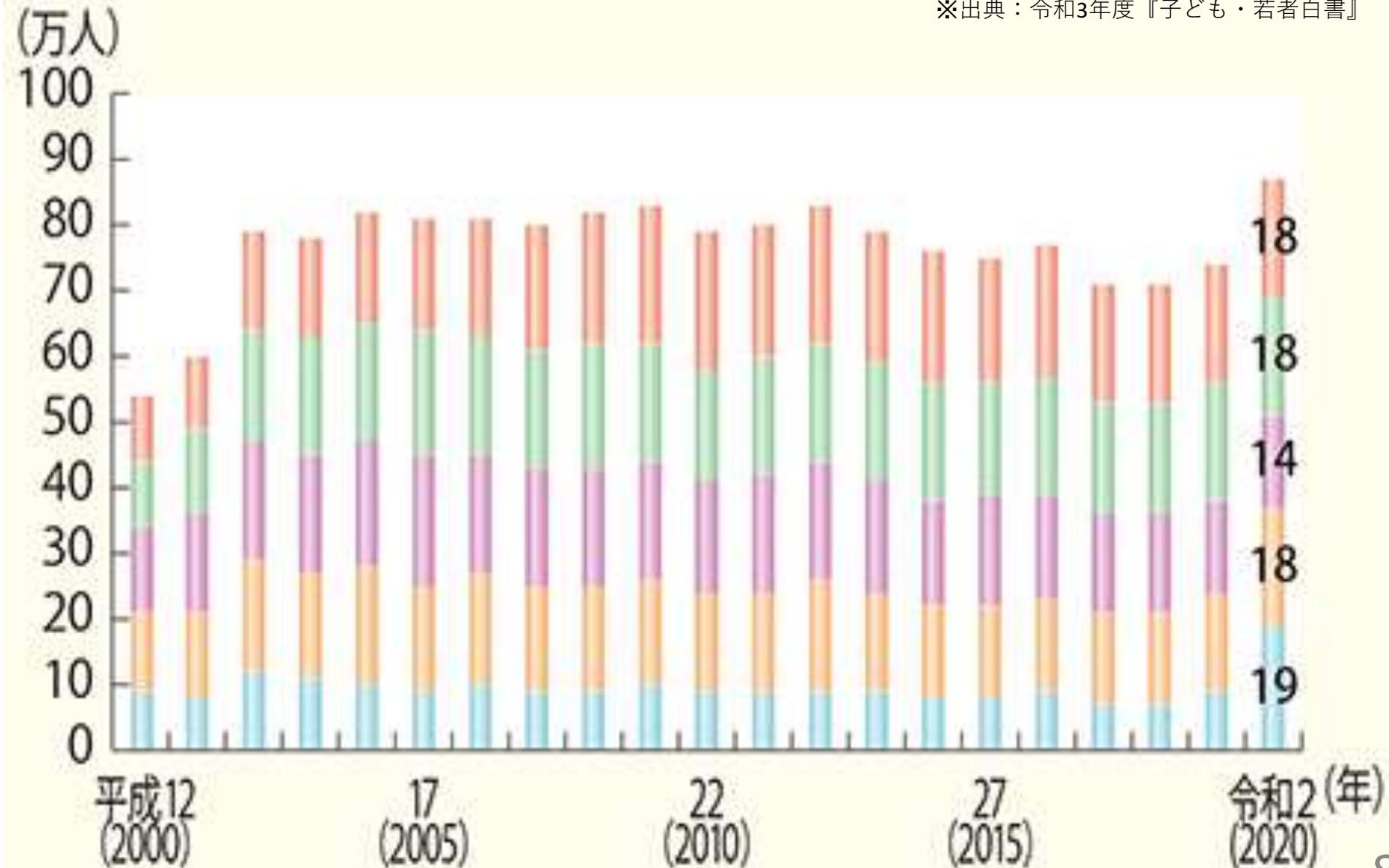
※文部科学省資料より作成



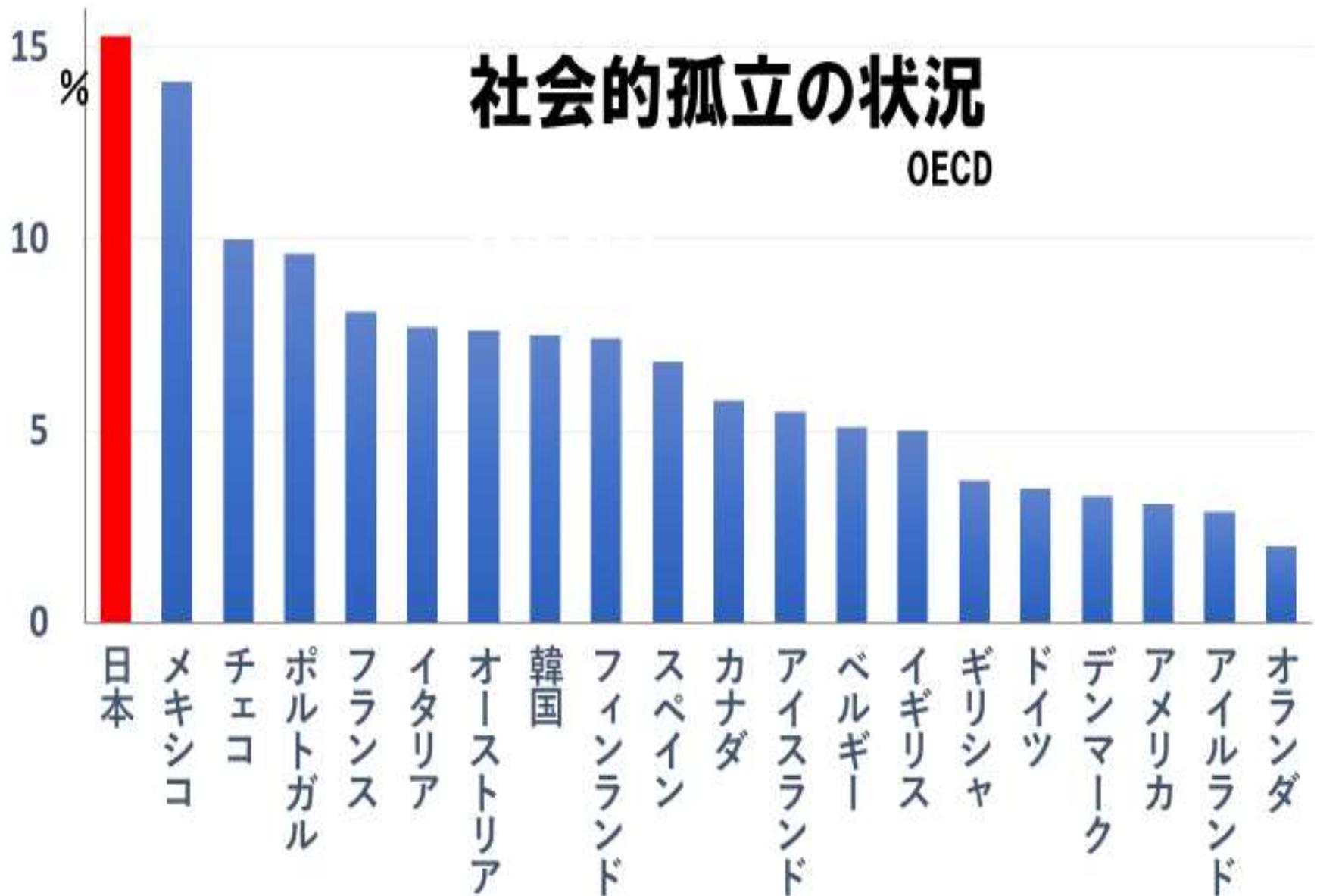
10年前と比較すると小学生は3.6倍、中学生は1.7倍に増え、中学生は20人に1人が不登校

若年無業者数の推移

※出典：令和3年度『子ども・若者白書』

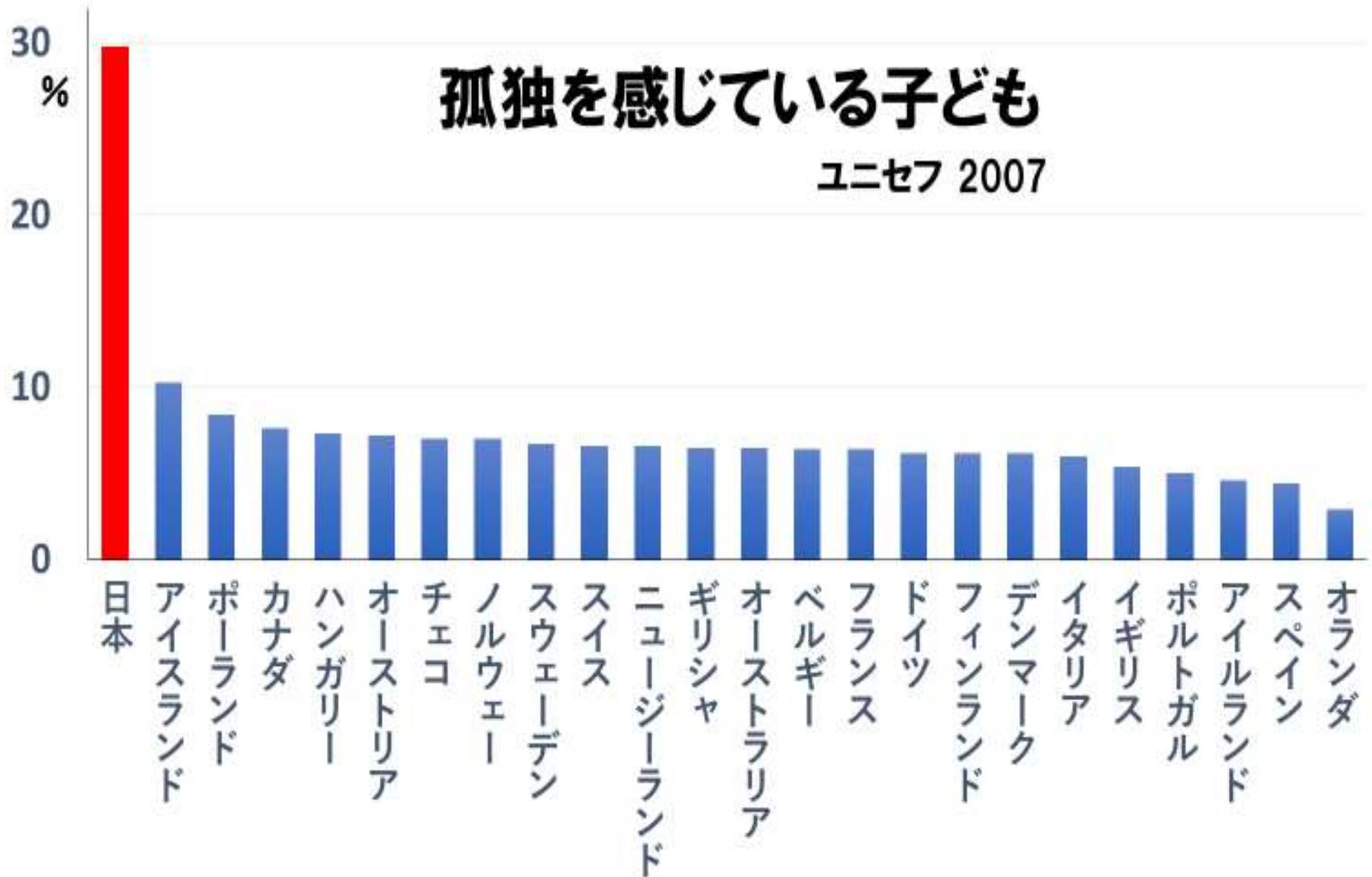


コロナ禍の影響もあり前年度から約18%増：過去20年で最も多い87万人



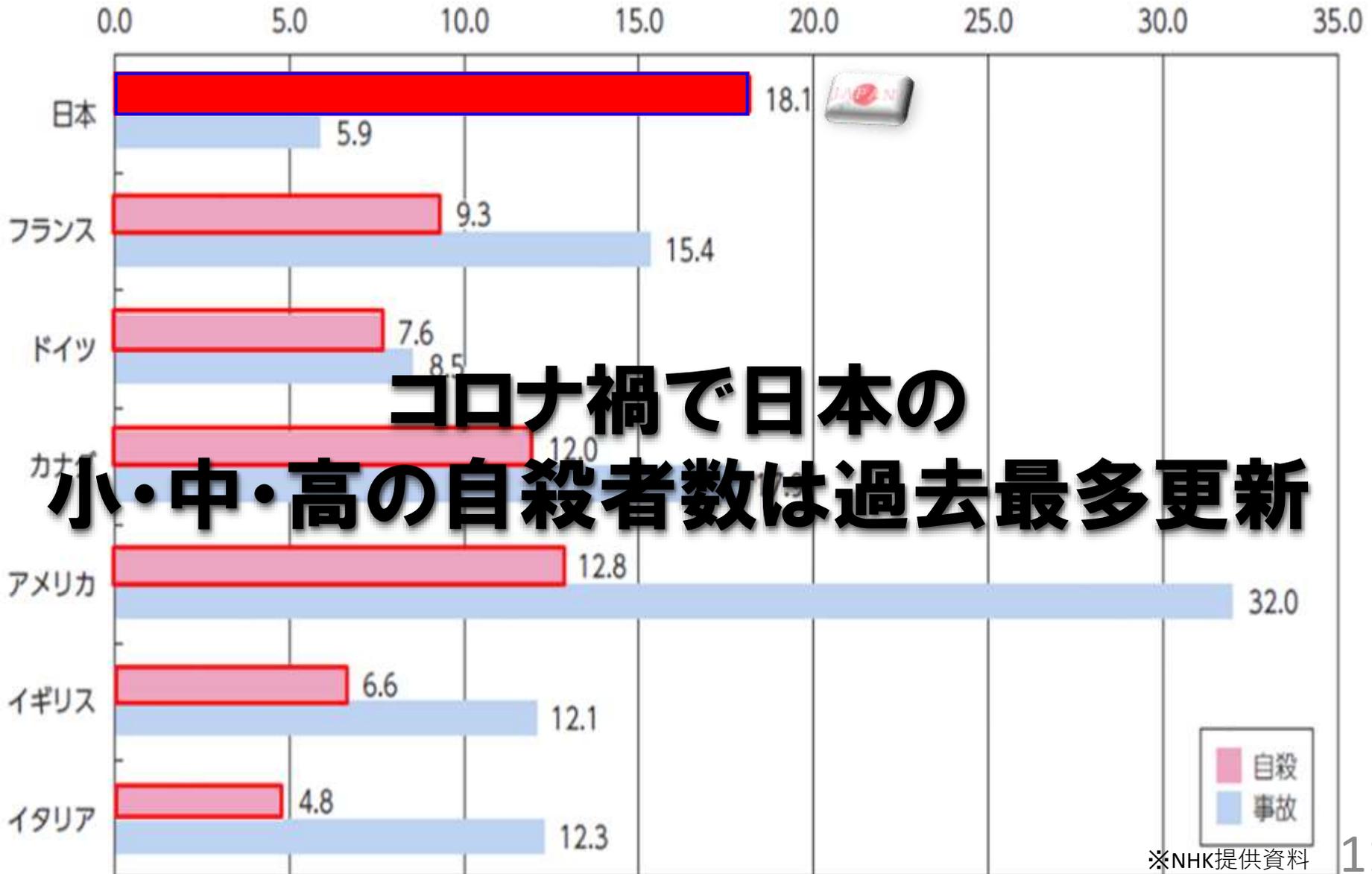
OECD加盟国の中で最も社会的孤立状態にある人の割合が高い日本

孤独を感じている子どもの割合



調査対象国の中で突出して孤独を感じている子どもの割合が高い日本

若年層の自殺率

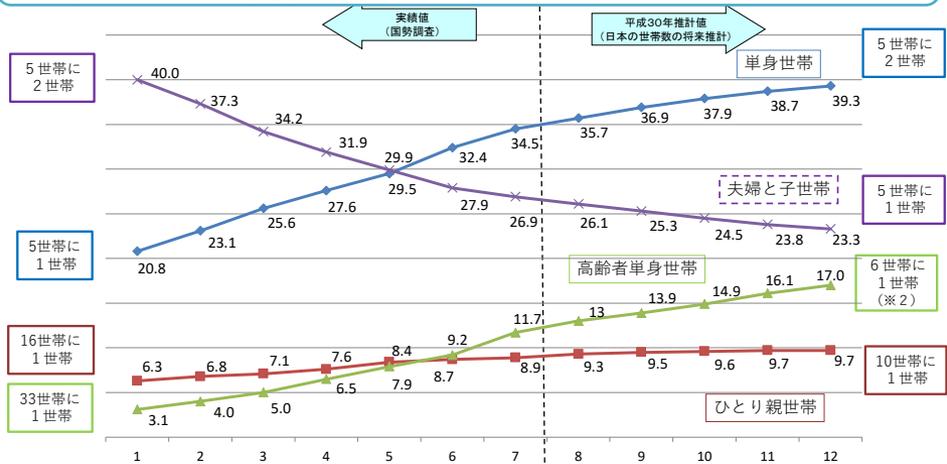


※NHK提供資料

日本は若年層の死因において自殺が最も高く先進国の中で最も自殺率が高い国の一つ

世帯構成の推移と見通し

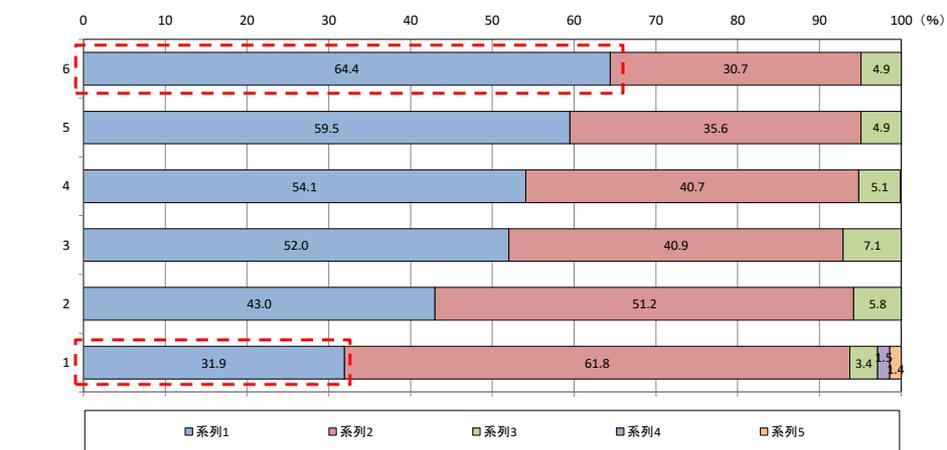
- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」
 (※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
 (※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

高齢者の近隣とのつながりの状況

- 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域をつなぐも希薄化する傾向にあると考えられる。



資料: 2008年以前: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年: 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」
 注1) 対象は60歳以上の男女
 注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。
 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどない」
 高齢者の日常生活に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあがない」、「つきあがない」、「わからない」、「無回答」

若者の社会とのつながりの状況①

- 15~29歳の若者を対象とした調査では、「家族・親族」や「学校で出会った友人」の中に、「何でも悩みを相談できる人がいる」と答えた者の割合が高い。
- 一方で、無業者に限ってみると、「家族・親族」や「学校で出会った人」を含め、「何でも悩みを相談できる者がいる」と「思わない」と答える割合が顕著に高く、社会とのつながりが希薄である状況が確認できる。

就業・就学の状況別のつながりの認識



(出所) 内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

3 ひきこもりの者の推計数 ※以下、令和元年度子ども・若者白書より抜粋

広義のひきこもり群の出現率は1.45%であり、推計数は61.3万人であった⁴。平成27年度調査の結果と比較すると、出現率は低い推計数は多かった⁵。

該当人数(人)	有効回答数に占める割合(%)	全国(推計数) (万人)	
本人は働いているが、自分の趣味に関する活動のときだけ外出する	19	0.58	24.8
本人は働いているが、近所のコンビニなどにしか出かける	21	0.65	27.4
自宅からは出かけるが、家からは出ない又は自宅からほとんど出ない	7	0.22	9.1
計	47	1.45	61.3

(1) 調査の対象、時期、方法

平成30年度調査は、層化二段無作為抽出法で抽出された全国の満40歳から満64歳までの5,000人とその同居者の方を対象に、平成30年12月7日から同月24日までの間、内閣府から委託を受けた民間の調査会社の調査員が調査対象者の自宅を訪問して調査票を渡し、後日、再び訪問して調査票を回収するという、訪問留置・訪問回収の方法により実施した。

(2) ひきこもりの状態になってからの期間

広義のひきこもり群の者がひきこもりの状態になってからの期間は、3~5年の者の割合が21.3%と最も高かったが、7年以上の者の割合が5期近くを占めており、平成27年度調査の結果より高かった。

(4) ひきこもりの状態になったきっかけ

広義のひきこもり群の者がひきこもりの状態になったきっかけは、「不登校」と「職場になじめなかった」が最も多かった平成27年度調査の結果とは異なり、多かった順に、「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気」、「職場になじめなかったこと」であった。

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**佐賀県及び佐賀市を中心とした協働実践：
認定NPO法人 スチューデント・サポート・フェイスの取組概要**

**都道府県単位で全国初の設置となった
「子ども・若者育成支援推進法」に基づく協議会に見る
認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)の
佐賀県及び佐賀市における位置づけ**

～子ども・若者育成支援推進法及び生活困窮者自立支援法に係る取組において中核的役割を担うNPO法人～





子ども・若者育成支援推進法に基づく法定協議会において

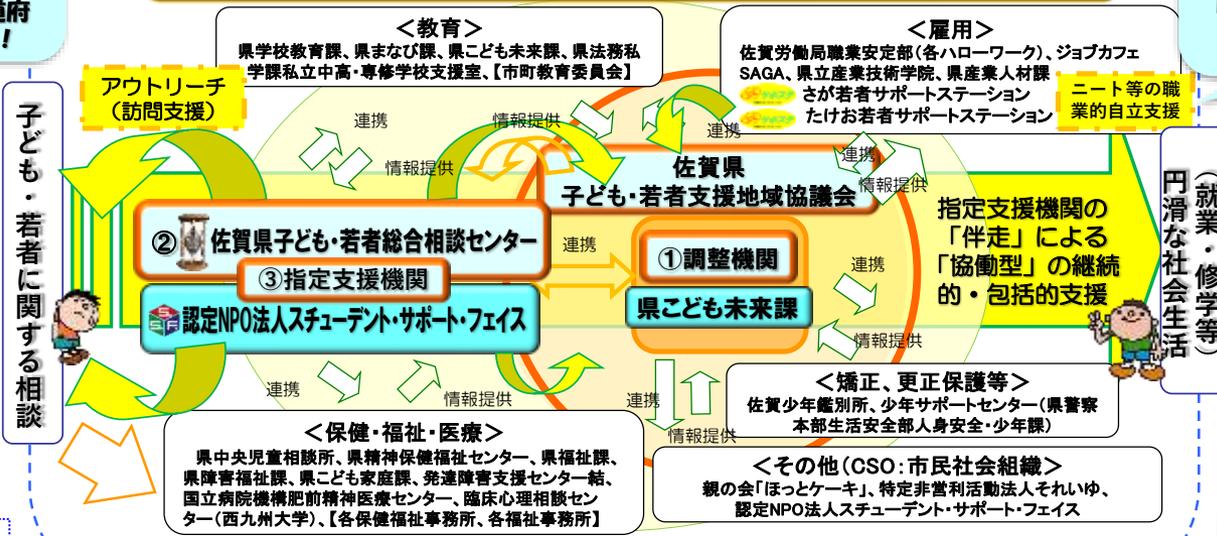
県内唯一の指定支援機関を担うS.S.F.は各施策の連動性を高めるハブ機能を果たしている

《地域若者サポートステーション事業によって形成された支援ネットワークを発展的に継承している佐賀県子ども・若者支援地域協議会》

会議体の乱立を避ける合理的配慮からH18年度に設置された「佐賀県若者自立支援ネットワーク」を拡充する形で発展的に継承！H22年4月、都道府県単位では全国初の設置！

開設以来の全国トップクラスの実績が認められH25年に県内2か所体制に移行！H29年度は行革の影響で武雄がサテライト化！R元年度から「就職水戸期世代等一体型支援モデルプログラム」に指定される！

県の関連上部機関がほぼすべて参画する 佐賀県における包括的かつ分野横断的な自立支援体制



「センター」及び「サポステ」、
「さがすみらい」は県全域をカバー

個別分野の知見や施策を結集して困難を有する 子ども・若者を総合的に支援

佐賀市では、H25年度より生活困窮者自立支援事業における総合相談窓口「佐賀市生活自立支援センター」の受託・運営を開始した他、H28年度からは青少年センターにおける「子ども・若者支援室」、R2年度からは「発達障がい者等相談支援業務」の委託を受け、年々取組が発展している！

H29年度から「ひきこもり」に関して全年齢層を対象とし県全域をカバーする第一次相談窓口「佐賀県ひきこもり地域支援センター（愛称：さがすみらい）」を県障害福祉課より受託！



佐賀市は県内で最も官民協働が進む地域！

①調整機関（法第21条）

協議会運営の中核的存在
事務局機能
関係機関の役割分担や連携に関する調整

②子ども・若者総合相談センター（法第13条）

「たらい回し」を防ぐ一次的「受け皿」機能
ネットワークを活かした「つなぎ」機能
支援に関する専門的な情報の収集・提供等

③指定支援機関（法第22条）

アウトリーチ（訪問支援）及び関連支援
実践的・専門的な情報の提供及びリファ
法第15条第1項各号に規定する支援等

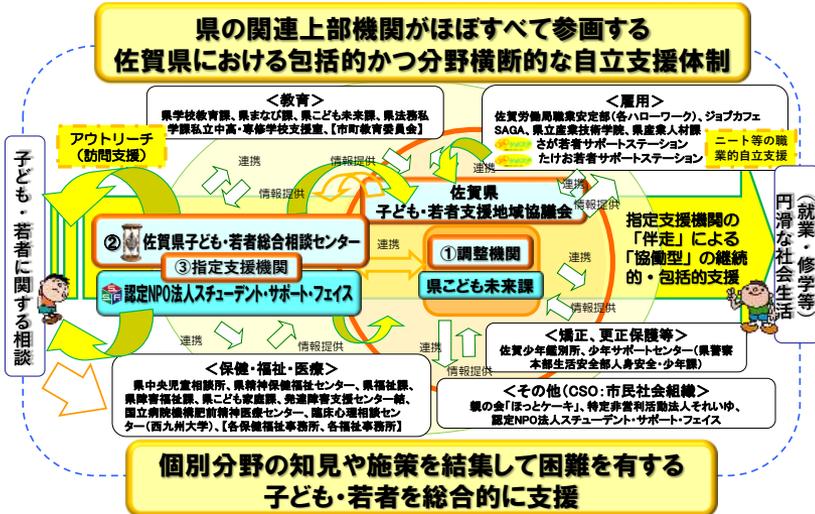
※年間8万1千件を超える相談対応！

②、③に関してアウトリーチを中核事業とし自立に係る各種総合相談窓口を受託・運営するS.S.F.が兼ねることで現場で縦割りを突破
本来の意味での「ワンストップ型」に近い相談サービスを提供（県全域）14

都道府県単位で全国初の設置となった佐賀県子ども・若者総合相談センター ～極めて高い県民の相談ニーズはS.S.F.の家庭教師方式のアウトリーチで培った専門性によって引き出されている～

佐賀県子ども・若者総合相談センター関連の相談実績

R4年度も**コロナ禍**で対面での相談活動が制約を受けたものの、電話・LINE・メール・オンライン相談を積極的に展開したため、**過去最多の相談実績を更新!**



ア) R2～4年度相談実績内訳

(1) 相談件数内訳(延べ数)

	本人	保護者	関係機関	その他	合計
R2年度	7,464	4,148	3,697	3,520	18,829
R3年度	8,233	4,852	3,737	2,217	19,039
R4年度	6,312	5,098	5,052	3,133	19,595

コロナ禍で減少した**来所者数もアウトリーチ件数と同様に回復傾向!**

(2) 来所者数内訳(延べ数)

※併設されている他の窓口利用者は含まない。

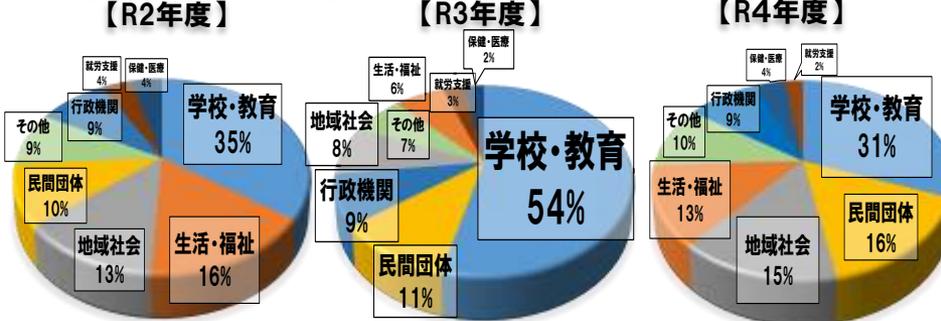
	本人	保護者	関係機関	その他	合計
R2年度	4,948	1,068	1,233	459	7,708
R3年度	5,834	1,127	1,355	421	8,737
R4年度	5,854	1,274	1,186	616	8,930

コロナ禍では**感染リスクが高い高齢の保護者等を中心に新規の相談行動が抑制!** R3年から回復傾向が見られ**R4年度は過去最高水準の新規相談者数!**

(3) 新規相談者内訳(実数)

	0～9歳	10代	20代	30代	40代	合計
R2年度	18	179	69	45	12	323
R3年度	17	233	145	40	11	446
R4年度	42	244	94	76	16	472

(4) 新規相談依頼・紹介元内訳



イ) リファー及び連携件数 (H22年4月～R5年3月)

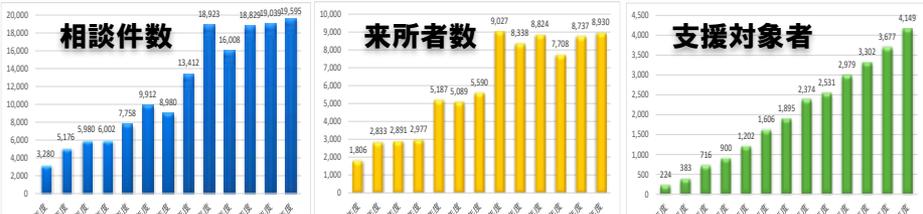
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
564	876	1019	1080	1166	1518	1301	1872	1,693	1,830	2,045	1,708	1,924	18,596

学校や社会生活を円滑に営むことが出来ず社会的に孤立する子ども・若者が相談の中心! 「つながらず」難しさに加え、**貧困、虐待、DV、保護者の精神疾患等家族支援を要するケースが6割超!**

法定協議会構成機関等との連携協力体制が年々発展!

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
相談件数 (延べ件数)	3,280	5,176	5,980	6,002	7,758	9,912	8,980	13,412	18,923	16,008	18,829	19,039	19,595	152,894
来所者数 (延べ件数)	1,806	2,833	2,891	2,977	5,187	5,089	5,590	9,027	8,338	8,824	7,708	8,737	8,930	77,937
支援対象者 (継続支援対象者含む実数)	224	383	716	900	1,202	1,606	1,895	2,374	2,531	2,979	3,302	3,677	4,149	

全国各地に設置されるセンターの中でも**トップクラスの相談実績**
高い改善率が信頼を生み当事者間の口コミや関係機関からの相談を喚起!



「深刻化・複合化」した課題を抱える事案が8割超
コロナ禍で自傷他害等**24時間365日対応を要する高リスク案件が急増**

S.S.F.は子ども・若者育成支援推進法に基づく佐賀県唯一の指定支援機関 ～アウトリーチと重層的支援ネットワークを活用した多面的アプローチによって自立までの支援プロセスを「伴走」～

NPO本体事業における家庭教師方式（関与継続型）のアウトリーチ（訪問支援）に係る実績

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	7,267	8,427	8,633	10,010	13,913	18,643	21,625	22,512	26,133	26,609	27,061	222,088
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,059	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	4,244	5,411	5,659	6,844	9,590	15,488	12,390	13,108	11,403	12,885	12,913	128,818
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	1,942	2,334	2,384	3,114	4,257	5,704	6,445	7,154	5,845	6,663	6,730	59,545

※R2年度面談人数、派遣件数が減少した一方で相談件数が過去最高を更新した背景には新型コロナウイルス感染症の影響・24時間365日体制での緊急対応・見守り支援が必要なハイリスクケースの急増
※R4年度は感染症対策で制約を受けた面談やアウトリーチ等対面での対応が回復傾向にある他、電話・メール・オンライン相談等も過去最高を更新(委託事業等との共有案件含む)

多職種連携による関与継続型・機関誘導型のアウトリーチ

認知行動療法と職親制度を活用したジョブトレ

アウトリーチを基軸とした膨大な支援実践で培った全国トップクラスの専門性

専門職が常駐し支援する「コネクション・スペース」

関係機関との「協働」による「伴走型」の包括的自立支援

「協働」による継続的かつ総合的な自立支援

複数分野の専門職によるチーム対応と重層的な支援ネットワークの活用

(ア) 上記のうち指定支援機関（法第22条）に係る訪問支援回数

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	総計
348	555	1,782	2,169	2,399	4,183	6,354	7,439	8,607	12,676	11,150	10,952	11,582	80,196

※R2年度OR実施回数の伸びが止まった背景には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響

(イ) 指定支援機関業務に係る適応支援プログラム実施回数

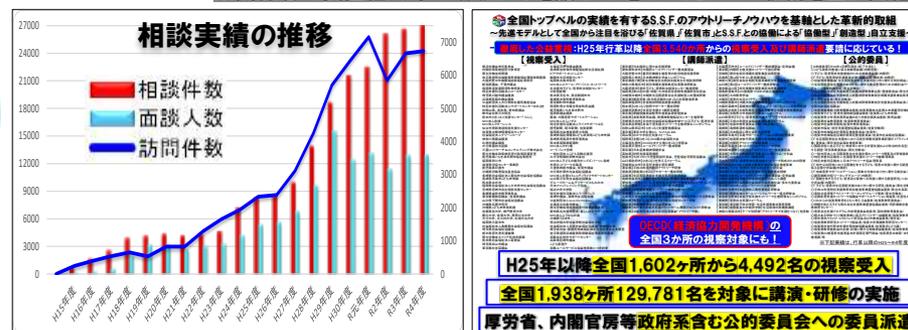
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	総計
226	908	769	566	1,833	1,697	1,878	4,146	4,101	3,558	4,506	4,298	4,809	33,295

※22年度は県子ども・若者総合相談センター(法第13条)業務として区分

(ウ) ケース検討会議開催回数

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
445	374	540	533	651	801	654	803	1,031	1,012	1,317	973	1,073	10,207

※関係者の負担軽減等の観点から電話やICTを用いたケース検討を主に実施



※受託事業を含め延べ68万件超の相談実績！

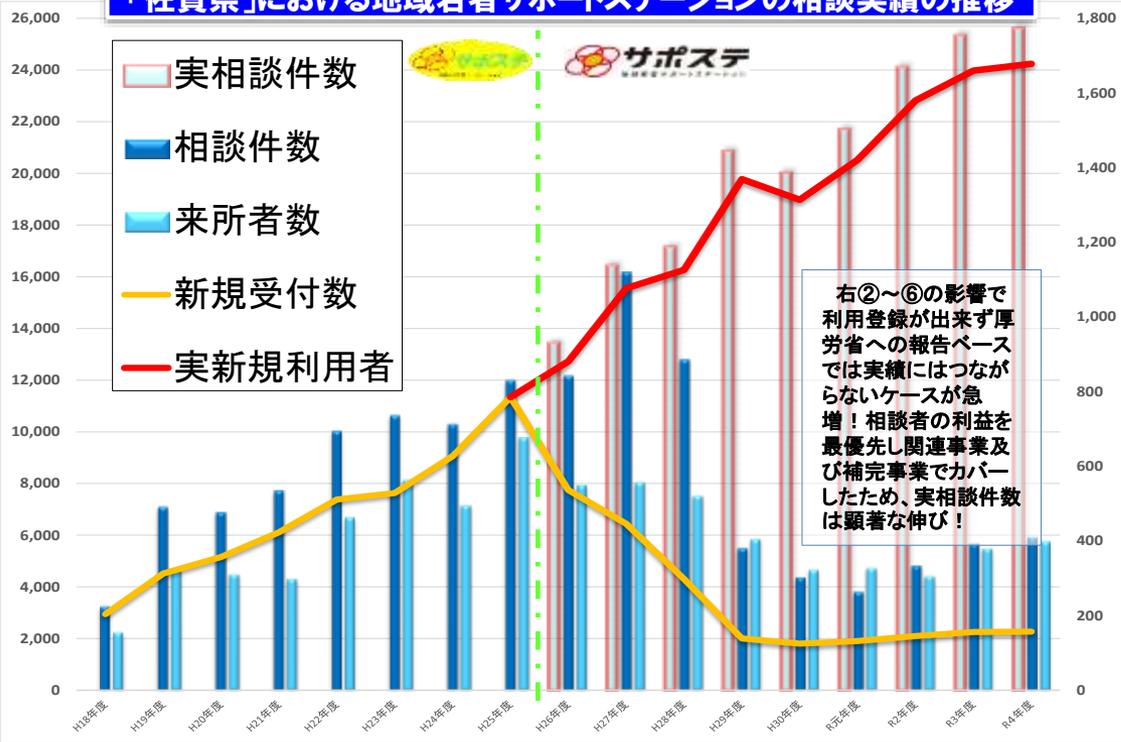
派遣先の9割以上から脱ひきこもり、学校復帰、進学、就職等状態改善の報告

社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立に向けた「協働型」「創造型」の取組の推進

佐賀県のサポステはアウトリーチを基軸に過去10年全国トップクラスの相談実績

～アウトリーチを要する最も最も困難な層の若年無業者を対象に開設から事業スキームの変更までの10年間全国トップクラスの実績～

「佐賀県」における地域若者サポートステーションの相談実績の推移



H25年度行革以降の国の事業スキームの主な変更点

- ①武雄サポステのサテライト化による大幅な予算の減額**
29年度は25年度予算との比較で約2千7百万円減、30年度は入札でさらに約500万減と大幅な予算減。職員体制の縮小。
- ②孤立状態にある者であっても所属がある者を対象から除外**
完全不登校等中退リスクの高い者、長期欠勤や休職中など無業化リスクが高い者であっても所属がある以上は登録不可。
- ③生活困窮者自立支援制度等との厳格なすみ分けの要求**
専門機関からサポステに依頼されたケースでも経済困窮やひきこもり状態にあれば、利用登録が不可に。
- ④仮登録シートを用いたハローワークにおける申請手続の追加**
サポステでの利用登録には、状態等を記入した仮登録シートの作成、ハローワークでの評価等を挟み、2度の来所が必要。
- ⑤相談内容のクラウドでの管理の義務化**
要配慮個人情報を含めた相談内容のクラウドでの管理義務化。システムエラーの多発による安全管理に対する懸念の増大。
- ⑥一般求職者にも課されない届出書と雇用保険加入確認**
就職決定の際の証拠書類及び「就職決定届出書」の提出の義務化。一般求職者にも課されない相談者の負担の増加。

合理化を求めた行政改革推進会議「秋のレビュー」の意図とは異なり、アウトリーチを要するケース等、自立困難度が高い、公的支援が必要な若者ほど相談から遠ざかる本末転倒な結果に。

※佐賀県では、利用登録できない若年無業者等に関して、「佐賀県子ども・若者総合相談センター」における受け入れを可能とした他、「地域若者サポートステーション事業との連携による子ども・若者寄り添い支援事業(県こども未来課)」等新規補完事業の創設等の対策によって支援が可能に！

※H29年12月5日参議院厚生労働委員会の質問等を経てH30年度から仮登録制度は廃止に！令和元年度に佐賀県が新たに九州沖縄唯一のモデル地域に指定された他、「就職氷河期世代活躍支援プラン」が始動！①～④が緩和、深刻化かつ複合化した課題に対して他施策との連動も一部可能に！

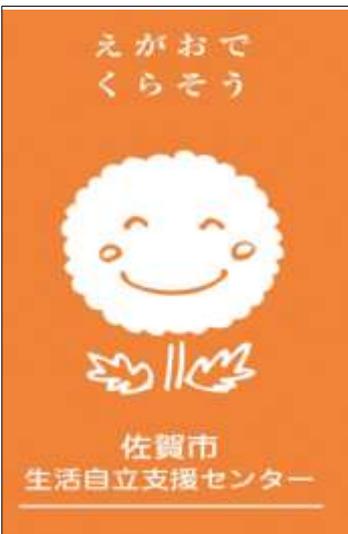
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
相談件数 (延べ件数)	3,231	7,083	6,888	7,725	10,020	10,621	10,286	11,985	12,155 【13,423】	16,168 【16,419】	12,786 【17,139】	5,489 【20,853】	4,365 【20,014】	3,799 【21,692】	4,818 【24,089】	5,675 【25,318】	5,913 【25,596】	139,007
来所者数 (延べ人数)	2,235	4,670	4,471	4,302	6,677	8,108	7,138	9,760	7,922 【10,931】	8,022 【13,371】	7,499 【13,957】	5,830 【16,982】	4,650 【16,299】	4,716 【17,666】	4,402 【19,617】	5,467 【20,617】	5,745 【20,844】	101,614
受付カード数 (新規受付実数)	204	313	357	423	511	528	627	785	536 【881】	446 【1,077】	298 【1,126】	139 【1,369】	125 【1,314】	132 【1,421】	145 【1,580】	156 【1,660】	157 【1,678】	5,882

表【 】内に「実」対応件数を示すように事業スキーム変更前のカウント方式では過去最高の実績を更新！

「就職氷河期世代活躍支援プラン」は第2ステージへ移行が決定！サポステ本来機能の回復に期待！17

現場で縦割りを突破することで相乗効果を生み出している「佐賀市生活自立支援センター」

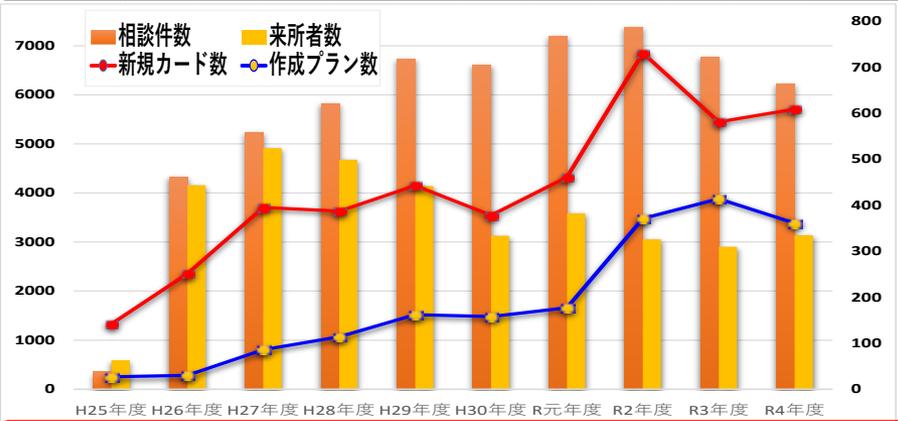
～生活困窮者自立支援法に係る取組においてもS.S.F.が有する機関誘導型、関与継続型のアウトリーチノウハウの有効性は高い～



実績の概要

○累計相談件数は56,611件、来所者数34,280名、新規相談者数実数4,378名。コロナ禍前まではアウトリーチによる掘り起こしが奏功。
 ○コロナ禍のR2年度の相談件数、新規相談者数、作成プラン数はいずれも過去最高を更新（初年度の約21倍）。作成プラン数は前年度の2.1倍、総合支援金貸付に係る事務は316倍！
 ○R4年度「就労準備支援事業」に係るセミナー実施件数は1,687件で前年度比57%増とコロナ禍前の水準に近づく。
 ○R4年度「学習・生活支援事業」における学習支援実施回数も584回（うち家庭教師方式は302回）とコロナ禍の制約を受けつつも、ICTの活用及びS.S.F.が受託・運営する関連事業による支援を拡充した結果、佐賀市における被支援者数は過去最高を更新。
 ※家計改善支援事業を受託する「グリーンコープ生協協同組合さが」、「（一社）カーシェアリング協会」との包括連携協定に基づく支援、「（特非）フードバンクさが」、「（一社）こども宅食応援団」等との連携による食糧支援及び生活支援、「（一社）さがこども未来応援プロジェクト」を介した「こども食堂」等居場所支援、「空家・空地活用サポートSAGA」「すまいサポートさがプロジェクト」等居住支援ネットワークとの連携による住居確保・生活支援、「（特非）子ども支援の輪」との連携による一時保護及び社会的擁護に係る支援等、県内の連携協力体制の拡充に加え、「（一社）生活困窮者自立支援全国ネットワーク」及び厚労省が実施する国研修等を介した全国各地の取組の後方支援も実施。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
相談件数 (延べ件数)	351	4,330	5,226	5,813	6,727	6,606	7,196	7,381	6,763	6,218	56,611
来所者数 (延べ人数)	590	4,156	4,912	4,676	4,139	3,126	3,585	3,056	2,902	3,138	34,280
新規相談者 (実数)	142	251	395	387	443	378	461	731	581	609	4,378
訪問回数 (延べ回数)		419	339	595	1,025	1,503	1,364	773	789	744	7,551



相乗効果の一例

◎H28年度の生活困窮者自立支援制度における経済困窮家庭に限定した佐賀市の学習支援のみでは、対応実数85名、個別対応件数1,313件（うち家庭教師方式169件）、学習会開催数136件と一見、少なく見えるが、以下に例示するS.S.F.が受託あるいは事業協力する他施策との役割分担及び連携が進み、県全域で連動しているため、全体では年間対応実数総計3,537名に学習支援が実施されている！S.S.F.が介在することで各事業間の適切なすみ分けと積極的な連携による相乗効果で佐賀市全体の支援対象者のカバー率が上昇した他、家族支援、生活支援、就労支援等が同時並行的に展開されることでより高い自立支援の効果が得られている！

◎放課後学習会（※S.S.F.はスタッフ派遣等で協力）：佐賀市内の中学校数・・・18校、1校につき年間124時間、参加生徒数・・・1,166名、◎不登校児童生徒支援業務における学習支援員の年間の対応実数：小学校121名、中学校149名 total 270名、◎訪問支援による学校復帰サポート事業における「訪問型」学習支援：対応実数 197名、実施回数 1,261回、◎その他関連事業の対応実数（一部佐賀市外を含む）：訪問支援対応実数 1,210名、適応支援（学習支援含む）645名※学習支援を伴わない新規相談登録実数746名、委託事業に絡まないS.S.F.本体事業における家庭教師方式のアウトリーチ対象者は除外。

S.S.F.が有するアウトリーチとプラットフォーム機能を基盤とした「協働型」「創造型」の取組の推進が施策の充実に奏功！

佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」H29年度～R4年度事業実施状況

～S.S.F.が持つアウトリーチに対するニーズの高さを背景に全国トップクラスの相談実績を収めている「さがすみらい」～

佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」の相談実績

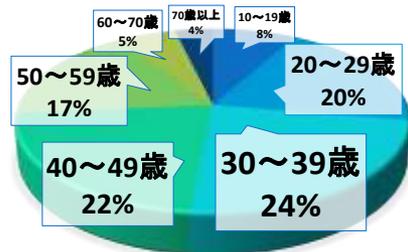
相談件数31,867件(うち訪問件数9,989件)

H29年5月15日～R5年3月31日

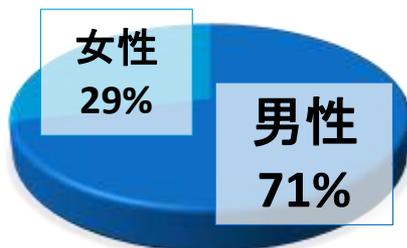
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計	厚生労働省選定モデル自治体との比較(開設初年度)			
								佐賀県	A県	B市	
相談件数 (延べ件数)	3,963	3,879	4,744	6,573	6,485	6,223	31,867	相談件数 3,963件	379件	997件	
新規登録者 (実数)	348	195	223	162	166	163	1,257	訪問件数 1,450件	10件	67件	
実被相談者 (直接支援を受けた相談者実数)	348	334	401	276	385	428	2,172	実施体制	臨床心理士2名 ※上記実績は開設初年度	保健師3名、精神保健福祉相談員9名	常駐相談員2名
OR被相談者 (ORを受けた相談者実数)	182	196	290	148	276	306	1,398	※相談者との多様なマッチングを可能とする「シフト枠」が奏功			
								※S.S.F.本体事業及び関連事業による予算枠外の後方支援が機能			

R2年度の相談件数が過去最高を更新する一方、新規登録者が減少した背景には、コロナ禍の影響大！20代までが前年同水準であるのに対して、30代が約47%減、40代が42%減、50代が39%減と親世代が高齢化している家庭ほど相談から遠のく傾向が顕著に！コロナ禍の影響が変わったR4年度は、傾向が逆転！40代が125%増、50代以降が95%増と高齢層の急激な回復がみられた他、ひきこもり歴が10年以上が39.3%占めるなど長期化・深刻化した状態の案件の割合が高まっている！

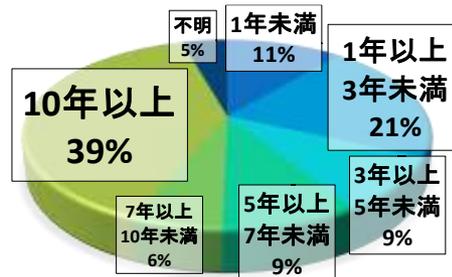
(ア)年齢層



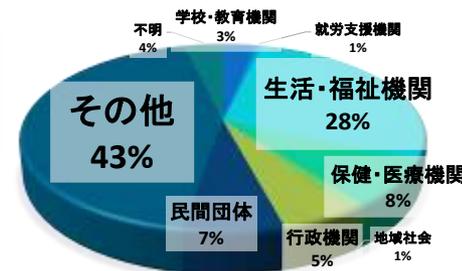
(イ)性別



(ウ)ひきこもり期間



(エ)紹介元



R4年度：40歳以上が48.4%、ひきこもり期間5年以上が54.6%、うち10年以上に及ぶケースが39.3%

過去に相談窓口等の利用経験を持っている者が6割超：相談支援に対する不信感、拒絶感が強い！

課題の複合化：「多職種連携」によるアウトリーチと社会参加・自立に至るまでの「伴走型」支援が不可欠！

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチの有用性と実践によって明らかとなった子ども・若者の実態

アウトリーチは今後の子ども・若者の 自立支援を推進する上で欠くことの出来ない取組

～「来ることを待つ」従来型支援の限界を補うための専門的支援としてのアウトリーチ～



今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点①

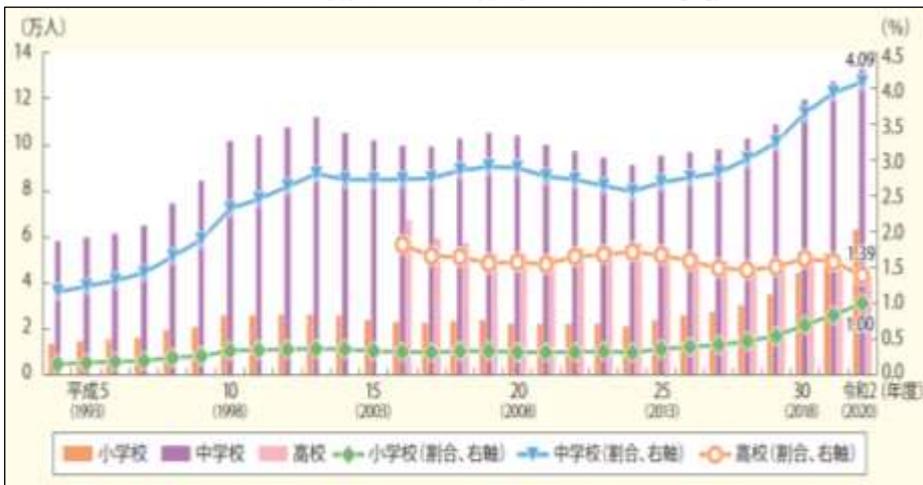
～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴①】

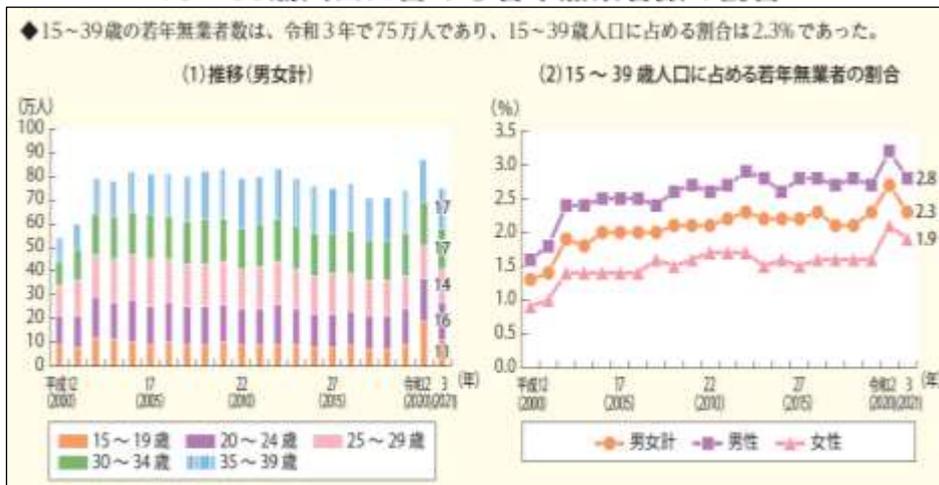
専門家の配置や相談窓口の開設等「施設型」「来訪型」支援が公的支援の主流であり、これらの窓口の多くは当事者の自発的な相談行動を支援の前提としている。

「施設型」「来訪型」支援の拡充に反した厳しい現実

不登校児童生徒数及び割合の推移



15～39歳人口に占める若年無業者数の割合



※グラフは『令和4年度版子ども・若者白書(内閣府)』より引用

施設に足を運ぶこと自体に困難を抱えている子ども・若者の存在

「ひきこもり人口」: 54.1万 (15～39歳) + 61.3万 (40～64歳) = 115.4万人

「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者にアプローチできていないのではないか？

今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点②

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴②】

不登校、ひきこもり、非行、ニート等の支援機関では、表面的な状態を改善するための助言・指導、カウンセリング、適応訓練、投薬等本人に対する対応が中心となっている。

子ども・若者が抱える問題の深刻化かつ複雑化

「不登校」対策で実際に対応が必要になった事項

- いじめ被害、暴行、恐喝、性犯罪・・・
- 性的・身体的虐待、ネグレクト、DV、貧困、離婚問題・・・
- 出会い系サイト被害、ドラッグ、児童売春、援助交際・・・
- 摂食障害、リストカット、うつ、強迫性障害、統合失調症・・・
- 学習障害、自閉スペクトラム等発達障害・・・
- ネット依存、ギャンブル依存、ストーカー行為・・・
- 暴走行為、粗暴行為、暴力団勧誘、青少年犯罪・・・

県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査(26年度)

- 精神疾患(疑い含む)・・・43%
- 発達障害(疑い含む)・・・43.2%
- 依存行動(ネット依存等)・・・28.1%
- 虐待(疑い、過去の経験含む)・・・13.6%
- 家族問題(家族の精神疾患、DV等)・・・63.4%
- 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)・・・20.1%
- 多重困難家庭・・・84.9%

いじめ被害による自殺、虐待による致死事件等に象徴される生育環境に困難を抱える子ども・若者

いじめ、暴力行為、虐待、DV等コロナ禍で過去最悪の状態

**生育環境の問題の解消も含め
積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？**

今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点③

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴③】

年齢別、問題別に相談窓口等が設置されたことで専門性の向上は見られるものの、とりわけ複合的な問題を抱えるケースなどは問題の解決や社会参加・自立まで見届けるのが難しい。

自立を難しくする学校教育段階での躓きの実態

「さが若者サポートステーション」における
「ニートの状態にある若者」の実態調査

修学時の不適應経験・・・70.2% (97.2%)
いじめ被害経験・・・30.5% (52.8%)
施設型支援の利用経験・・・61.2% (76.7%)
支援機関の利用経験(複数)・・・48.5% (63.1%)

※22年度調査、()内はアウトリーチ対象者に限定したもの

厚労省:「ニートの状態にある若年者の実態
および支援策に関する調査研究報告書」

不登校経験・・・37.1%
学校でのいじめ・・・55%
精神科又は心療内科での治療・・・49.5%
ハローワークに行った・・・75.8%

複数の公的支援を受けながらも自立が達成されない子ども・若者の存在

佐賀県における「不安定な就労状態にある者」(35歳～44歳)は4,400人(人口比4.3%)とされており(H29年)、全国平均(人口比3.1%)を上回っている!

社会参加・自立まで
責任を持って見届けられる体制が必要なのではないのか？

視点①～③を考慮すれば既存の公的支援の限界を補い分野横断的な対応を可能とする専門的手段の確保は必須

『相談』『支援』を届ける！アウトリーチ(訪問支援)が重要

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**多重に困難ケースの自立支援において
従来型の縦割りの対応では
長期化・深刻化を招くリスクが高い**

～多重困難ケースから考察するアウトリーチ及びネットワーク活用型支援の必要性～



すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界 ～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～

多重困難事例を通じた従来型支援の限界性の考察

いじめ問題

学校でひどいじめをしている生徒に対して複数の教職員がチームで指導しているが改善しない…

いじめ被害を訴える生徒と加害者とされる生徒、**双方の主張が対立**して保護者を巻き込んだ論争に…

いじめの**加害者側の保護者が子どもをかばって反省せず**、逆に学校に対して再三苦情をあげてくる…

粗暴行為を繰り返す生徒のせいで他の生徒の**人権が犯されている**。早急に施設送致か転校させろ！

発達障害

問題行動に対してチームで指導しているが**生徒の受け止め方が独特**で善悪の判断がついていない…

こだわりや空気をよまない発言、授業中の徘徊など多動性が見られ、**発達障害の疑いが強いが親が…**

養育問題

一人暮らしのおばあちゃんが元気が良過ぎる子どもを引き取って育てている。倒れないか心配で…

ひとり親家庭で**経済的に苦しい**せいか朝ごはんを食べてこないし夜も偏った食生活している！

クレーム問題

学校に対して毎日のように苦情の電話をかけ、**関係機関にも学校の誹謗中傷を繰り返している**…

苦情のため警察に飲酒運転で乗り込んだり、上部機関にクレーム入れて個人攻撃したり手におえない…

被虐待児童の**転入手続で法的ミス**を犯し、保護者から脅されている。立場上ミスを公表できず限界…

昼夜問わず、休日も関係なく自宅まで**抗議の電話が…**。自分はずつになり家族も別居状態に…

家族問題

元夫からDVを受け、フラッシュバックが強くアルコール依存症に…。憎しみと悲しみが自分が保てない

父親がいないため、息子から**毎日のように家庭内暴力**を受け続け、お金を盗られる…肋骨も折れた…

自分の娘と中学生の孫から**暴力をうけ軟禁**されている。命の危機も感じるし銀行のカードも奪われた…

うつ病と診断された。でも医師からセクハラを受け病院は信用できない！**行くぐらいならもう死ぬ**…

虐待問題

県外に在住している祖母が一時的に預けていた一人息子を返さずに違法に育て続けている…

保護者が**宗教に加入し子どもに無理に教義を覚えさせたり**、強引に勧誘するなど関係者が困っている…

アルコール依存のひとり親で子どもに絡むだけでなく、学校や近所でも度々**トラブル**を起こしている…

マンションの住民から親子喧嘩がうるさいと騒音の苦情がしばしば。**子どもが泣き叫ぶ声も聞こえるし…**

非行問題

スーパーでの万引きや友人宅での**盗みを繰り返し警察に捕導**されるなど急激に素行が悪くなっている…

周りの生徒が自分に不愉快な思いをさせたとい**がかりをつけ金銭を要求**している。これはもう恐喝…

夜親が働きに出て不在の家庭が不良中学生のたまり場に。喫煙、飲酒、不純異性交遊等が行われている！

酔っ払いの中年男性に**集団で暴行**したり、リアルケイドロと称して**警察をおちょくって遊んでいる**！

高校中退者問題

1学期は部活も学習も頑張っていたんだけど担任と**トラブル**があってからは人が変わったように不良に…

約束破るし世話してくれる先生に感謝もない。人格的に問題がある。**甘え断って社会で苦労させるべき**。

家族問題を抱えている生徒であっても、進学校は勉強を教えることが役目。そこまで**面倒は見れない**…

喫煙、飲酒、暴力…いかなる理由があっても**自己責任**。高校は義務教育ではない。**退学しかない**…

ニート問題！？

中卒だから**職場でバカに**されてる…。同じ仕事をするのに給与も格差あるし続けられない！

同じ時間拘束される**んだったら都会**で時給が高い方がいいし、さらに飲み屋とか夜の仕事が割がいい。

親からこれまでやってきたひどい行いに対する**感謝料をもらってる**のでしばらくは働くつもりはない。

職場の人間関係も友人関係も**維持できない**…。仕事もうまく行かないし分かってくれる人はいない…

すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界
～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～



教育分野

家庭環境の問題の改善を避けていないか？

指導に従わないから悪いと決めつけていないか？

進学の際中退するリスクは検討されたのか？

就職率、離職率は考慮したのか？

生徒の3年後、5年後の状態を把握しているのか？



福祉分野

人の人生を預かれるだけの専門性を有しているのか？

子どもと老人等、支援ノウハウの違いを理解しているか？

支援によって当事者の依存を生んでいないか？

当事者の不当な要求にコントロールされてはいないか？

制度の枠組に無理に当てはめようとしていないか？



医療分野

本心を引出せるだけの関係性ができているのか？

虐待ケースに投薬は抜本的な解決方法になり得るのか？

当事者が解決能力を有さない場合、環境要因にどう対応する？

長期化による深刻化に対してどう責任を持つ？

社会経験の不足、社会的遅れ等による2次的問題にどう向き合う？



労働分野

学歴も資格もお金もない若者に対してどう支援する？

精神疾患等特段の配慮が必要なケースの見立ては十分か？

離転職を繰り返す若者に対し本人要因以外の分析は加えているか？

若者との関係性を築けるだけの若者理解ができているか？

生育環境の問題を抱える若者に根性論で対応していないか？

既存の取組で将来的な自立に結びつく「責任ある支援」ができているのか？

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチを用いることによって明らかとなった 社会的に孤立する子ども・若者の実態

～急激な社会変化と背景要因の複雑化・深刻化がもたらす「従来型」支援の限界と対策の困難性～





孤立化・深刻化しているケースは従来型のカウンセリングのみの対応では解決が難しい

～学校や職場、家庭等所属する環境の問題に直接アプローチする専門的手段の必要性～

佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査

<対象者年齢別内訳>

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30歳以上	不詳	合計
123	1,339	573	327	36	2,398

※H22.4～H29.3新規対象者合計

<実態調査対象者>

H22～H28年度「佐賀県子ども・若者総合相談センター」利用者2,398名

※割合には十分な情報が得られなかった者167名を除き算出

H22年度～H28年度		項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1	精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2	発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面の問題	3	暴力	404	18.1%
	4	非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5	依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6	医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するに あたっての困難	7	多重の問題	1,890	84.7%
	8	対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	9	家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	10	虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11	被支援困難者 (経済的事由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数			2,231名	

支援の際留意すべき点

84.2%を超える子ども・若者が対人
関係に問題を抱えている

28.7%の子ども・若者で何かしらの
依存行動が認められる

4割を超えるケースで精神疾患、発達
障害等特段の配慮を必要とする

虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャン
ブル依存、貧困等生育環境の問題

63.7%で家族自身も悩みを抱え疲弊
するなどして支援を必要としている

多重に困難を抱える子ども・若者が
84.7%と高い割合を占める

従来型のカウンセリングによる本人支援のみでは効果が見込めないケースも多い

多重に困難を抱える子ども・若者の支援には「環境」に対するアプローチも重要 28

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

S.S.F.が多様な主体との「協働」で実践した組織づくり

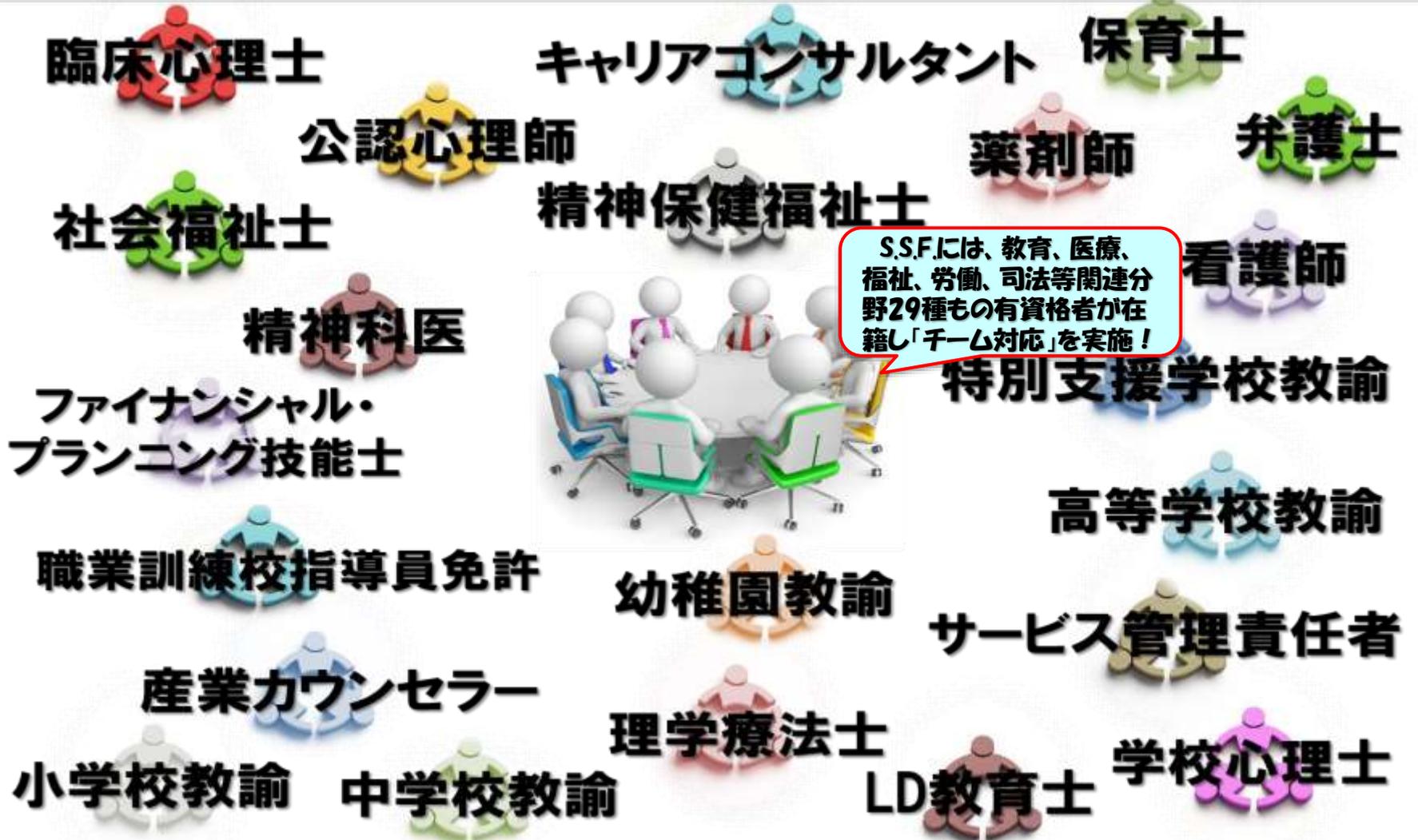
**従来型の取組の限界を真摯に受け止め
実態に即した組織体制を整えることが極めて重要**

～S.S.F.が「官民協働」で実現している従来の枠組を超えた分野横断的な組織づくり～



 多重困難事例に対応するためには導入段階の人員体制はチーム対応が原則
～S.S.F.の多職種連携：複数分野の専門職によるチーム対応と関係性を重視したマッチング～

課題が「深刻化・複合化」している以上単一分野の専門性のみで解決することは難しい！



S.S.F.は「多職種連携」を前提とした組織づくりを重視！
家庭教師方式のアウトリーチノウハウは各分野で培われた専門性を結集し発展的に構築！31



世代的条件等も加味することで相談者の心理的抵抗感を軽減

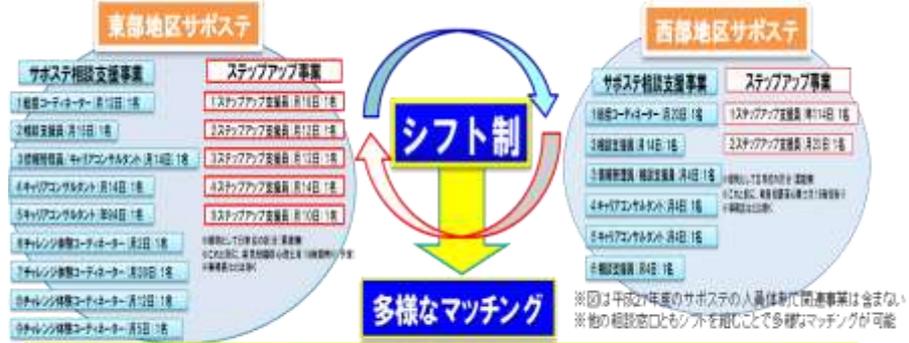
～S.S.F.の支援介入困難度による役割分担と世代的条件を加味した関係性重視のマッチング～

① 経験と実績を有する 複数分野の専門職によるチーム対応



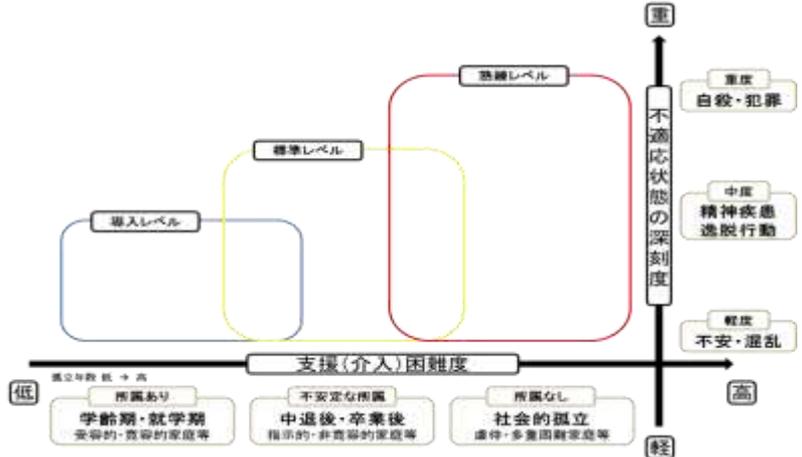
【登録スタッフの保有資格】臨床心理士、公認心理師、キャリア・コンサルタント、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、学校心理士、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士、ファイナンシャル・プランニング技能士、理学療法士、サービス管理責任者、SSF支援コーディネーター、職業訓練校指導員免許、心理相談員、薬剤師、医師、看護師、LD教育士等
【年齢】20代～70代の各世代を雇用：関係性の重視と世代間の連携 ※赤字は準勤職員の保有資格

② 「シフト制」の採用 による相談者との多様な組み合わせ



個別担当者制とチーム対応の併用：「より多く」の若者に「より深く」関与することが可能

③ 相談者の状態及び所属する 環境の状況を加味したレベル分け



④ 支援介入困難度に応じた役割分担と 世代的条件等も加味した関係性の重視



「価値観のチャンネルを合わせる！」徹底した危機管理の下、関係性を重視した「お兄さん」「お姉さん」的支援員(ナナメの関係性)を積極的に活用

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**一組織で解決できない問題へ対応するため
地域ボランティアから全国規模のネットワークまで
支援ネットワークを重層的に構成**

～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！深刻化かつ複雑化する背景要因への対応～





組織的、地域的限界も真摯に受け止め全国規模の連携協力体制を構築

～公的支援として責任あるアウトリーチを展開するためには自立に至るまでの支援過程と一体のものとして考える～

S.S.F.では従来の枠組を超えた支援を可能とするため目的別に重層的な支援ネットワークを構成

④ 法制度に基づく行政主導の協議体

佐賀県子ども・若者支援地域協議会 《事務局》県子ども未来課

- (雇用)**
 - 佐賀労働局職業安定部職業安定課(ハローワーク主務課)
 - シブカフASGA(佐賀県若年者就職支援センター)
 - 佐賀県産業労働技術学院
 - 佐賀県産業労働部産業人材課
 - さが若者サポートステーション
 - だけお若者サポートステーション
- (福祉、福祉、医療)**
 - 佐賀県中央児童相談所
 - 佐賀県精神保健福祉センター
 - 佐賀県健康福祉部福祉課
 - 佐賀県健康福祉部障害福祉課
 - 佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課
 - 佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課
 - 佐賀県健康福祉部若者支援センター
 - 佐賀県健康福祉部若者支援センター
 - 独立行政法人 国立病院機構肥前精神医療センター
 - 独立行政法人 国立病院機構肥前精神医療センター
 - 独立行政法人 国立病院機構肥前精神医療センター
- (教育)**
 - 佐賀県法務私学課(私立学校主務課)
 - 佐賀県教育庁学校教育課(公立学校主務課)
 - 佐賀県県民生活部生涯学習課
 - (公民館、少年自然の家、県生涯学習センター主務課)
 - (市町教育委員会)
- (矯正、更生保護等)**
 - 佐賀少年鑑別所(さが法務少年支援センター)
 - 少年サポートセンター
 - (佐賀県警察本部生活安全部人安全・少年課)
- (その他)**
 - 県の「はこけき」
 - 特定非営利活動法人 それいゆ
 - 認定NPO法人学生・サポートフェイス

※その他要保護児童対策地域協議会、発達障がい者トータルライフ支援検討委員会等複数の協議体に所属。スペース上の都合で割愛。

佐賀県ひきこもり対策連絡協議会 《事務局》認定NPO法人学生・サポートフェイス(県庁舎福祉課委託)

- (行政機関)**
 - 健康福祉部障害福祉課
 - 健康福祉部福祉課
 - 健康福祉部長寿社会課
 - 男女参画・こども局こども未来課
 - 教育庁 学校教育課
 - 佐賀労働局
 - 佐賀県精神保健福祉センター
 - 佐賀県健康福祉部事務局
 - (生活困窮者自立支援制度受託・運営団体)
 - 佐賀県社会福祉士会
 - 唐津市社会福祉協議会
 - 多良木市社会福祉協議会
 - 伊万里市社会福祉協議会
 - 武雄市社会福祉協議会
 - 鹿島市社会福祉協議会
 - 小城市社会福祉協議会
 - 嬉野市社会福祉協議会
 - 鳥栖市社会福祉課
 - グリーンユープ生活協同組合さが(国保団体)
 - 佐賀県自閉症協会 親の会(NPO法人それいゆ)
 - さが恵比寿メンタルリリーク
 - 佐賀県公民心理協会
 - 佐賀県社会福祉協議会
 - 佐賀市社会福祉協議会
 - 認定NPO法人学生・サポートフェイス

佐賀県生活困窮者自立支援連絡協議会 《事務局》県福祉課

- (雇)**
 - 佐賀労働局
 - 佐賀保護観察所
- (福)**
 - 地域交流部 国際課
 - 健康福祉部 福祉課
 - 健康福祉部 障害福祉課
 - 健康福祉部 長寿社会課
 - 男女参画・こども局 男女参画、女性の活躍推進課
 - 男女参画・こども局 少年課
 - 男女参画・こども局 少年課
 - 教育庁 教育総務課
 - 教育庁 学校教育課
- (経済団体)**
 - 佐賀県弁護士会
 - 日本司法支援センター佐賀地方事務所(法テラス佐賀)
 - 佐賀県司法書士会
 - 佐賀県食品福祉福祉連合会
 - 佐賀県社会福祉協議会
 - 佐賀県商工会連合会
 - 佐賀県民生委員・児童委員協議会
 - 佐賀県労働者福祉協議会
 - 佐賀県労働組合センター
 - 佐賀県国際交流協会
 - 認定NPO法人学生・サポートフェイス
 - (ひきこもり地域支援センター)受託団体として参加

佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム 《事務局》佐賀労働局職業安定部

- (経済団体)**
 - 佐賀県経営者協会
 - 佐賀県商工会議所連合会
 - 佐賀県商工会連合会
 - 佐賀県中小企業団体中央会
 - 日本労働組合総連合会佐賀県連合会
- (地域)**
 - 佐賀市
 - (行政)
 - 佐賀県健康福祉部
 - 佐賀県産業労働部
 - 佐賀労働局
- (支援団体)**
 - 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
 - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 - 佐賀支店
 - 認定NPO法人学生・サポートフェイス

② 直接的な相談支援のための連携協力

職親
事務局:S.S.F.

子どもと命を考える会
事務局:冒険遊び場SAGA

居住支援ネットワーク
事務局:空き家空き地サポートSAGA

佐賀障害者就労支援促進ネットワーク
事務局:ユニカレ 佐賀

佐賀災害支援プラットフォーム

思春期ネットワーク 佐賀
事務局:佐賀大学医学部保健管理センター

若者の味方隊
事務局:S.S.F.

さがユースフルボランティア
事務局:S.S.F.

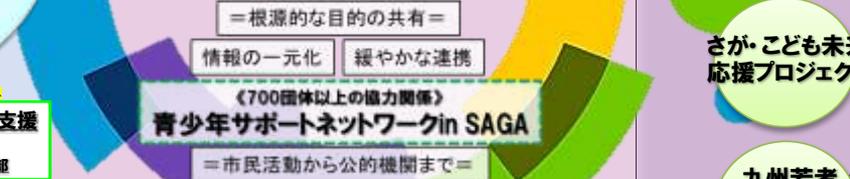
子ども支援の輪
※子どもシェルター

少年の立ち直り支援ネットワーク強化に向けた意見交換会
事務局:少年サポートセンター

子どもの居場所ネットワーク
※こども食堂中心

佐賀県教育研究ネットワーク
事務局:佐賀大学

認定NPO法人学生・サポートフェイス 子ども・若者指定支援機関(法第22条)



① 全体を把握するための緩やかな連携

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

コミュニティメンタルヘルスアウトリーチ協会

全国子どもの貧困・教育支援団体協議会

若者協同実践全国フォーラム

全国若者支援ネットワーク機構

日本アウトリーチ協会

⑤ 社会的取組推進のための全国規模の連携

「子ども達の笑顔のために！」根源的目的の共有による緩やかな連携から発展的に構築！ S.S.F.は「ハブ機能」を果たしつつ、毎年県内外1,000団体以上の協力を得て活動を展開！



※一部休止中等も含む

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」責任を持った支援を実施するためには積極的な連携を可能とする総合的な自立支援体制の構築が必須

S.S.F.が各協議会等においてハブ機能を果たすことで横断的かつ実働的な協議会・ケース会議を運営
 ～「ひきこもり」支援策の充実に向けてより多くの関係機関を協力を得るため双方の協議会等構成機関に呼びかけ必要に応じて拡大～

法制度に基づき設置される各種協議会：課題の深刻化・複合化、人手不足等を踏まえれば「連動」を意識すべき時！

佐賀県子ども・若者支援地域協議会

《事務局》県子ども未来課

《雇用》

- 佐賀労働局職業安定部職業安定課(ハローワーク主務課)
- ジョブカフェSAGA(佐賀県若年者就職支援センター)
- 佐賀県立産業技術学院
- 佐賀県産業労働部産業人材課
- さが若者サポートステーション
- たけお若者サポートステーション

《保健、福祉、医療》

- 佐賀県中央児童相談所
- 佐賀県精神保健福祉センター
- 佐賀県健康福祉部福祉課
- 佐賀県健康福祉部障害福祉課
- 佐賀県健康福祉部男女参画・子ども局子ども未来課
- 佐賀県健康福祉部男女参画・子ども局子ども家庭課
- 佐賀県東部発達障害者支援センター 結
- 独立行政法人 国立病院機構肥前精神医療センター
- 臨床心理士相談センター(西九州大学)

《教育》

- 佐賀県法務私学課(私立学校主務課)
- 佐賀県教育庁学校教育課(県立学校主務課)
- 佐賀県県民環境部まなび課
- (公民館、少年自然の家、県立生涯学習センター主務課)

【市町教育委員会】

《矯正、更生保護等》

- 佐賀少年鑑別所(さが法務少年支援センター)
- 少年サポートセンター
- (佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課)

《その他》

- 親の会「ほっとケーキ」
- 特定非営利活動法人 それいゆ
- 認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

佐賀県生活困窮者自立支援連絡会議

《事務局》県福祉課

《国》

- 佐賀労働局
- 佐賀保護観察所

《県》

- 地域交流部 国際課
- 県民環境部 暮らしの安全安心課
- 健康福祉部 福祉課
- 健康福祉部 障害福祉課
- 健康福祉部 長寿社会課
- 男女参画・子ども局 男女参画・女性の活躍推進課
- 男女参画・子ども局 子ども未来課
- 男女参画・子ども局 子ども家庭課
- 教育庁 教育総務課
- 教育庁 学校教育課

《関係団体》

- 佐賀県弁護士会
- 日本司法支援センター佐賀地方事務所(法テラス佐賀)
- 佐賀県司法書士会
- 佐賀県母子寡婦福祉連合会
- 佐賀県社会福祉協議会
- 佐賀県社会福祉士会
- 佐賀県民生委員・児童委員協議会
- 佐賀県労働者福祉協議会
- 佐賀県DV総合対策センター
- 佐賀県国際交流協会

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス
 (ひきこもり地域支援センター)受託団体として参加)

佐賀県ひきこもり対策連絡協議会

《事務局》認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス(県障害福祉課委託)

《行政機関》

- 健康福祉部障害福祉課
- 健康福祉部福祉課
- 健康福祉部長寿社会課
- 男女参画・子ども局 子ども未来課
- 教育庁 学校教育課
- 佐賀労働局
- 佐賀県精神保健福祉センター
- 佐賀中部保健福祉事務所

《生活困窮者自立支援制度受託・運営団体》

- 佐賀県社会福祉士会
- 唐津市社会福祉協議会
- 多久市社会福祉協議会
- 伊万里市社会福祉協議会
- 武雄市社会福祉協議会
- 鹿島市社会福祉協議会
- 小城市社会福祉協議会
- 嬉野市社会福祉協議会
- 鳥栖市社会福祉課

《関係団体》

- 佐賀県自閉症協会 親の会(NPO法人 それいゆ)
- さが恵比須メンタルリリーク
- 佐賀県公認心理師協会
- 佐賀県社会福祉協議会
- 佐賀市社会福祉協議会
- 認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

分野・施策等の「縦割り」の壁を超え「多機関協働」で実施

「合同ケース会議」

※新制度における「支援会議」に相当
 ※電話・ICTの活用による現場の負担軽減



S.S.F.の徹底した公益重視の方針！精神科医、大学教授等による月例のケース検討会議(研修)、スーパーヴィジョンも他団体に無償で開放！法制度、利害関係等を越えて県全体で支援の質を高めている！

佐賀県就職氷河期世代活躍支援

プラットフォーム

《事務局》佐賀労働局職業安定部

《経済団体》

- 佐賀県経営者協会
- 佐賀県商工会議所連合会
- 佐賀県商工会連合会
- 佐賀県中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会佐賀県連合会

《地域》

佐賀市

《行政》

- 佐賀県健康福祉部
- 佐賀県産業労働部
- 佐賀労働局

《支援団体》

- 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 佐賀支部
- 認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

※佐賀市に関してはS.S.F.は要保護児童対策地域協議会等にも構成機関として参画！佐賀労働局及び佐賀県関連では、ハローワーク特区事業に基づいて設置されたジョブカフェ、ヤングハローワーク、サポステ等が参加する「ユメタネ会議」も継続！

各協議会に参画するS.S.F.が「ハブ機能」を果たすことで合同のケース会議や研修会等の開催が可能に35

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

自立に至るまでの「伴走型」支援を実現するために必要なエビデンスベーストアプローチ

**「アウトリーチはその後の支援過程と一体のもの」
支援者には社会参加・自立までの
プロセス全般を見通したアプローチが求められている**

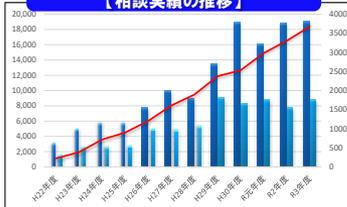
～アウトリーチを用いた各種研究調査による根拠ある支援へ：エビデンスベーストアプローチ～



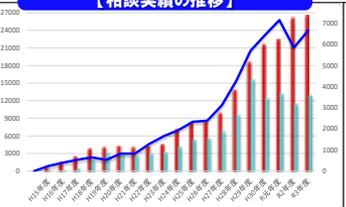
エビデンスベースト・アプローチ:「受容万能論」等美談や根性論からの脱却 ~「施設型」支援におけるアンケート調査等では見えない実態は「アウトリーチ」によって明らかに!~

NPO本体事業や受託事業を通じた調査研究

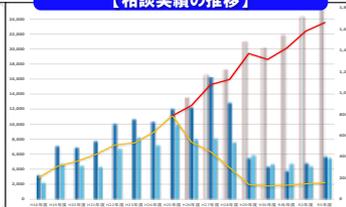
① 県子ども・若者総合相談センター
 【相談実績の推移】



② 指定支援機関(S.S.F.本体事業)
 【相談実績の推移】



③ 地域若者サポートステーション事業
 【相談実績の推移】



※年間8万1千件を超える相談対応:県内で最も多くの要支援対象者を把握!

県子ども・若者総合相談センターにおける分析調査

H22年度~H28年度	項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1 精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2 発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面の問題	3 暴力	404	18.1%
	4 非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6 医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するに あたっての困難	7 多重の問題	1,890	84.7%
	8 対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11 被支援困難者 (経済的事由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数		2,231名	



ニートの状態ある若者の実態調査

項目	年度	全体		アウトリーチ		その他		
		あり	割合	あり	割合	あり	割合	
不適応経験	1 修学時の不適応経験	平成20年度	208	58.3%	121	73.3%	87	45.3%
	平成21年度	297	70.2%	171	97.2%	126	51.0%	
	平成22年度	125	35.0%	73	44.2%	52	27.1%	
きっかけ	2 いじめ(被害者、加害者、目撃者、上り輩からのいじめ)	平成20年度	125	35.0%	93	52.8%	36	14.6%
	平成21年度	129	30.5%	93	52.8%	36	14.6%	
	平成22年度	268	75.1%	133	80.6%	135	70.3%	
きっかけ	3 対人関係のトラブル(親生、友人、教師、上司、職場での関係性等)	平成20年度	272	64.3%	155	88.1%	117	47.4%
	平成21年度	183	51.3%	95	57.6%	88	45.8%	
	平成22年度	213	50.4%	112	63.6%	101	40.9%	
配慮すべき 疾患	4 社会生活上の挫折(受験失敗、就職上のミス等)	平成20年度	139	38.9%	55	33.3%	84	43.8%
	平成21年度	164	38.9%	88	50.0%	76	30.8%	
	平成22年度	18	5.0%	4	2.4%	14	7.3%	
行動面の 問題	5 精神疾患、症状(疑い含む)	平成20年度	21	5.0%	11	6.3%	10	4.0%
	平成21年度	137	38.4%	76	46.1%	61	31.8%	
	平成22年度	129	30.5%	72	40.9%	57	23.1%	
支援経験	6 発達障害(疑い含む)	平成20年度	44	12.3%	33	20.0%	11	5.7%
	平成21年度	67	15.8%	48	27.3%	19	7.7%	
	平成22年度	75	21.0%	58	35.2%	17	8.9%	
家庭環境	7 自傷行為、自殺未遂等	平成20年度	106	25.1%	71	40.3%	35	14.2%
	平成21年度	94	26.3%	72	43.6%	22	11.5%	
	平成22年度	112	26.5%	74	42.0%	38	15.4%	
支援機関 を利用するに あたっての 困難	8 こだわり、異常行動	平成20年度	211	59.1%	123	74.5%	88	45.8%
	平成21年度	172	40.7%	112	63.6%	60	24.3%	
	平成22年度	105	29.4%	75	45.5%	30	15.6%	
家庭環境	9 依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等)	平成20年度	116	27.4%	84	47.7%	32	13.0%
	平成21年度	64	17.9%	56	33.9%	8	4.2%	
	平成22年度	97	22.9%	81	46.0%	16	6.5%	
家庭環境	10 施設型支援(学内施設型、スクールカウンセラー等)の利用経験	平成20年度	141	39.5%	79	47.9%	62	32.3%
	平成21年度	258	61.2%	135	76.7%	124	50.2%	
	平成22年度	150	42.0%	60	36.4%	90	46.9%	
家庭環境	11 医療機関	平成20年度	152	35.9%	69	39.2%	83	33.6%
	平成21年度	229	64.1%	119	72.1%	110	57.3%	
	平成22年度	205	48.5%	111	63.1%	94	38.1%	
家庭環境	12 複数の支援機関の利用	平成20年度	173	48.5%	108	65.5%	65	33.9%
	平成21年度	167	39.5%	108	61.4%	59	23.9%	
	平成22年度	87	24.4%	46	27.9%	41	21.4%	
家庭環境	13 心的要因(支援に対する不信がある)	平成20年度	81	19.1%	51	29.0%	30	12.1%
	平成21年度	137	38.4%	90	54.5%	47	24.5%	
	平成22年度	153	36.2%	105	59.7%	48	19.4%	
家庭環境	14 本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない)	平成20年度	26	7.3%	16	9.7%	10	5.2%
	平成21年度	20	4.7%	11	6.3%	9	3.6%	
	平成22年度	64	17.9%	34	20.6%	30	15.6%	
家庭環境	15 虐待の有無	平成20年度	114	27.0%	73	41.5%	41	16.6%
	平成21年度	110	30.8%	76	46.1%	34	17.7%	
	平成22年度	161	38.1%	104	59.1%	57	23.1%	
家庭環境	16 保護者、家族の問題(精神的疾患、DV、ギャンブル依存等)	平成20年度	73	20.4%	45	27.3%	28	14.6%
	平成21年度	97	22.9%	61	34.7%	36	14.6%	
	平成22年度	357	165	192				
合計	案件カード数	平成20年度	423	176	247			
	平成21年度							

国や県等各種委員会、研究会、実践交流会等を通じた研究



アウトリーチの特性を活かした調査研究で「根拠」に基づいた責任ある支援を!

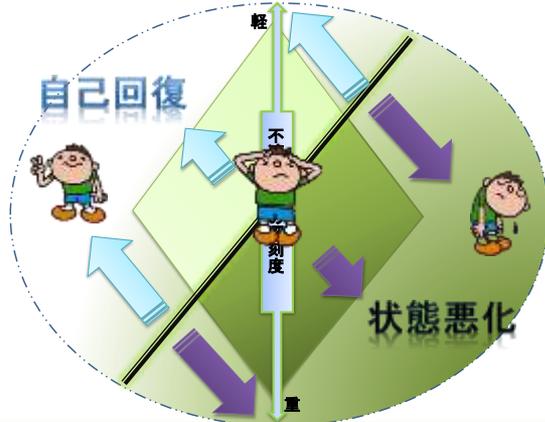
12万件超の相談事例から見てきたアセスメント指標「Five Different Positions」

～「来ること」を前提とした施設型支援では見えづらい支援対象者が抱える背景要因を含めた総合的なアセスメント～

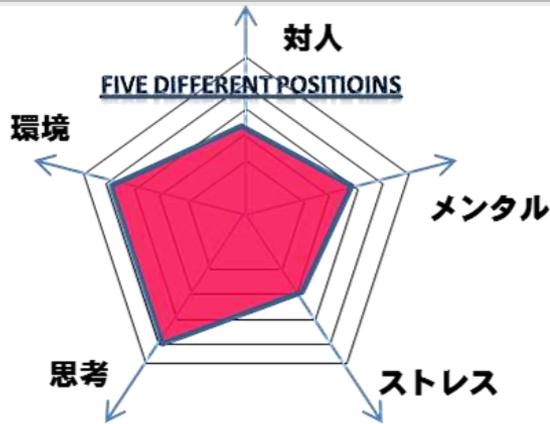
対人、メンタル、ストレス、思考、環境の状態改善が自立に向けた基盤、土台

《単なる学習支援、職業訓練等スキルの支援では継続的な就学や就職につながらない場合も！》

根拠のない美談や根性論からの脱却
～Five Different Positionsを用いたアセスメント～



「受容」中心の関わりのみで自己回復できるケースと状態が悪化し深刻化・長期化するケースはどういった条件によって左右されているのか？



Level 1～2が一項目でもある場合、長期化・深刻化する危険性が高い

○対人関係○

- Level1 対人恐怖等を抱え、他者への警戒心、拒絶感が強く接触が全くできない状態にある。
- Level2 他者への警戒心、拒絶感が強い状態であるが、特定の人間であれば接触が可能である。
- Level3 個別での対人接触は可能であるが、強い苦手意識があり、コミュニケーションが不全である。
- Level4 小集団での対人接触が可能で、一定の枠組の下でのコミュニケーションは可能である。
- Level5 集団での対人接触が可能で、日常的なコミュニケーションをとることができる。

○メンタル○

- Level1 精神疾患を有する状態で、重度の幻覚・妄想や自殺企図があり、自傷他害のリスクが高い。
- Level2 精神疾患を有する状態で、投薬等によって症状が抑えられているが自傷他害のリスクがある。
- Level3 精神疾患もしくは境界領域で、ある程度の自制が可能で条件次第で限定的に社会参加ができる。
- Level4 精神的に不安定であるものの、助言等で自制が可能な状態で一般的な社会参加が可能である。
- Level5 精神的に安定しており、社会生活を営む上での支障がない。

○ストレス○

- Level1 ストレス耐性が脆弱で、些細なストレスでも心身に影響が生じるため、社会生活が送れない。
- Level2 ストレス耐性が弱く、しばしば心身への影響が認められ、社会生活を営む上での困難がある。
- Level3 ストレス耐性は中程度で、一定のストレスが溜まることで時折、社会生活に支障が出ている。
- Level4 ストレス耐性が比較的強く、助言等があれば自制が可能で、一般的な社会生活が送れる。
- Level5 ストレス耐性が強く、自制が可能で社会生活を営む上で支障がない。

○思考○

- Level1 全てにおいて悲観的・否定的な考え方で、客観的な意見を受け入れられず自制もできない。
- Level2 悲観的・否定的な思考で、自制はできないが時として客観的な意見を受容することができる。
- Level3 悲観的・否定的な思考傾向にあるが、助言等を受け入れ、ある程度の自制が可能な状態にある。
- Level4 一般的な思考傾向にあり、助言等によって物事を合理的に考え、自制が可能な状態にある。
- Level5 一般的な思考傾向にあり、自ら物事を柔軟に捉えたり、合理的に考えることができる。

○環境○

- Level1 虐待やDV、不法行為等の深刻な問題が存在し、行政による緊急介入が必要な状態にある。
- Level2 家庭内暴力や家族間の対立等の問題が存在し、家族機能が著しく低下した状態にある。
- Level3 家族間の不和等の家族問題が存在し、家族機能が低下した状態にある。
- Level4 家族問題が存在するものの、家族機能がある程度保たれている。
- Level5 一般的な家庭環境で、家族機能が健全に保たれた状態にある。

個人的資質や感覚、経験則に基づく支援ではなくエビデンスに基づいた根拠ある支援の展開が重要

複数分野の専門家によるチーム対応を実現するには「共通言語」として簡易的アセスメント指標が必須

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

Five Different Positionsに基づくプログラムメニューの実例

**アウトリーチと重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチが若年無業者の
社会参加・職業的自立を効果的に促進**

～アセスメント指標「Five Different Positions」に基づく多面的アプローチの各種プログラム～



S.S.F. 対人関係の改善には価値観が理解できる世代と真意を把握できる専門家の関与が必要
 ～適応訓練を行うのはコミュニケーションパターンが合わせ易い「お兄さん」「お姉さん」的支援員～

専門の相談員が常駐し支援するS.S.F.のフリースペース「コネクションズ・スペース」



学習支援



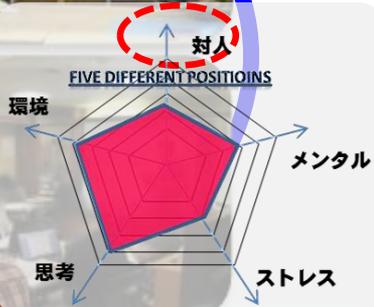
こども食堂



居場所



適応支援





アウトリーチによる生活場面の共有は相談室では見えない実態の把握につながる

～生活場面の共有によって得られる精度の高いアセスメント情報を介した専門家との連携～

支援・治療には生活場面で得られる影響要因や日々変化する症状等についての情報は有用性が高い



当事者が伝えられない思いや状態を訪問支援員が客観性を持って医師等の専門家に代弁する





ストレス耐性に着眼した中間的なトレーニングメニューの実例

～社会的孤立からの脱却、個別対応から小集団活動、集団活動、社会参加への段階的移行～

① オーダーメイドの個別プログラム

本人が「楽しい」と思える興味関心に沿った内容(最小限)



興味関心、趣味、性格、相性等を総合的に判断しマッチング
安全と安心が確保された小集団の形成

② 集団活動への段階的移行による適応性の向上

支援コーディネーターによる実践的なSST「楽しみながら」の原則



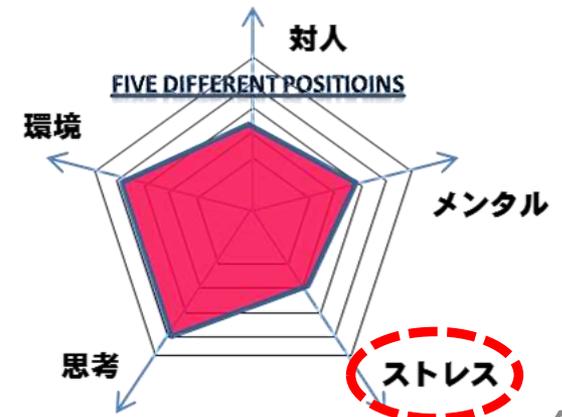
「移行」「分散」「離脱化」による「つながり」の強化
依存を生まない展開による人間関係の適正化

③ 「興味関心」から「実用的プログラムへの転換」

復学・社会参加等の効果的促進



社会貢献活動等を通じた就労体験事業
自己有用感の向上等より効果的な自立支援





「認知行動療法」と「職親制度」を活用したジョブトレ ～認知的な偏りを修正するための「必要経験」にターゲットを絞りプログラム化する！～

**配慮のない体験は苦手意識やトラウマを強めるリスクが高い
 「最初から答えを与えても効果は薄い！」「経験を伴いながら段階的に変化を！」**

農業・畜産業・漁業 	製造業 	販売・配達 	映像・造園・その他
宿泊・観光業 	S.S.F.と共に若者達を支える 佐賀県の理解ある事業主「職親」		飲食業
教育・専門学校 			医療
伝統工芸 			卸売・小売業
社会貢献 	建築・建設業 	サービス業 	介護・福祉

H18年の運用開始以来
 230カ所を超える多職種の事業所等が協力
※図は主な受け入れ先を例示、一部イメージ写真有



**職業に対する偏見や不合理な職業観の修正⇒「すべての仕事に価値がある」
 労働人口の約49%がAI等に代替される時代⇒「仕事に価値を見出す力が重要」**

生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

～若年無業者の就労支援で高い実績を収めている「選択型」「オーダーメイド型」の支援メニューの活用～

【佐賀市】「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業の実施

- 佐賀市は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の推進等のモデル事業を一括してNPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイスに委託。
- NPOスチューデント・サポート・フェイスは、これまで地域若者サポートステーション事業を実施してきた経験を活かし、対象者の状態や興味・関心に沿った「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業を実施。
- 支援の質的・量的調整を柔軟に行うことができるプログラムとすることで、多様な状態の対象者を受け入れを可能とするとともに、効果的な支援を実施。

土・日・祝日を除き、ほぼ毎日複数のメニューを用意し、その中から個々の利用者のニーズに合ったものを選択・実施。

※説明はH26年度のもの

佐賀市生活自立支援センター 10月スケジュール 予定

月	火	水	木	金	土	日	
1	ボランティア 体験活動 セミナー その他	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
2		●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●商店街清掃 15時～	休館	休館
3		●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
4		●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
5		●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
6		●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
7	●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時 ●近所図書 16時～17時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
8	●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時 ●近所図書 16時～17時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
9	●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時 ●近所図書 16時～17時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
10	●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時 ●近所図書 16時～17時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
11	●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時 ●近所図書 16時～17時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
12	●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時 ●近所図書 16時～17時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
13	休館	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
14	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
15	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
16	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
17	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
18	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
19	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
20	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
21	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
22	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
23	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
24	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
25	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
26	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
27	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
28	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
29	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
30	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館
31	●求人更新 12時～13時 ●パソコンセミナー 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●内職 12時～12時半 14時～15時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●清潔活動 12時～13時 ●学習LP 14時～15時	●近所図書 8時20分～ ●商店街清掃 15時～	休館	休館

（学習会）
基礎（資格取得程度認定試験）
その他にも、小・中・高校の勉強の復習や資格取得の勉強も大丈夫です！

季節によって
強化活動も
あります！

今月の料理セミナー
10月17日（金）17時～18時
場所：佐賀市生活自立支援センター（調理室）
メニュー：リクエスト募集中♪
※メニューは変更する場合があります。

＜イーエス＞
派遣検定
★コミュニケーション
★パソコンスキル向上
★ビジネスマナー

専任カウンセラー陣！
Otsu Tetsu@tsf@tsf.com
専任カウンセラー陣
専任によって対応が異なります。
詳しくはチラシをご覧ください！！

「佐賀市生活自立支援センター」は、
株式会社佐賀市生活自立支援センターが、
NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
が、佐賀市から委託し、運営しています。
〒840-0202佐賀市東区西2丁目1-101TEL:0942-61-1100
TEL:0942-60-6209 FAX:0942-60-6248
開館時間：11時～18時（月曜日は定休日）
休館日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

【支援内容】

- （1）初期段階の支援（生活自立支援訓練）
 - ・ 通所による生活習慣などの改善、臨床心理士との面談、定期面談による目標設定と振り返り等によって、健康・生活管理に関する意識の醸成を図る。
- （2）第2段階の支援（社会自立支援訓練）
 - ・ 就労の前段階として、コミュニケーション実習、自己分析実習、ボランティア活動への参加等を通じて、社会参加能力の取得を目指す。
- （3）最終段階の支援（就労自立支援訓練）
 - ・ 面接訓練、ビジネスマナー訓練、パソコン研修、キャリアコンサルタントによる相談支援、職場体験、ハローワーク等の利用に関する助言等を行うことで、就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指す。

支援員は認知行動療法の応用的活用を意識

【支援期間】

初期・第2段階から開始→1年以内、最終段階から開始→6か月以内

【利用料・費用】

無料。ただし、食事代・交通費等の実費を徴収する場合あり。

【災害時の補償】

来所中またはスタッフと移動中・作業中の事故や怪我等による賠償金・見舞金等（通院1万円～、入院2万円～、死亡50万円）
NPO活動総合保険（第三者賠償は2億円まで）に加入

【工賃】

基本的に支払いなし（内職などで工賃が発生する場合事前に説明）。

※出典：厚生省モデル事業推進検討会資料1（一部改訂）



生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

～当事者の自尊心、自己肯定感を効果的に高めるための社会貢献活動を中心としたプログラムの組み立て～

車椅子清掃ボランティア

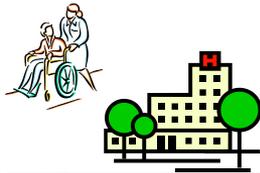
病院に出向き患者さんが使われている車椅子を清掃するボランティアです。

【日時】第2木曜日 14:00～ (1.2時間程度)
【場所】佐賀リハビリテーション病院(集合場所: サボステ)
【方法】
 ・車椅子清掃マニュアルを参考にサボステスタッフ、ボランティアに参加する人と協力して行います。
 ・A・Bの2班に分かれ活動を行います。
 ・清掃を行う場所は主に「1階ロビー部分、2、3階病棟」になります。

【目的】
 ・ボランティア参加者と共に協力し、学び合いながら活動する
 ・様々な人々と出会い、ふれあい、つながりをもち社会の一員としての実感を持つ。
 ・目の前の課題に対し、何が 필요한のか、改善のためにどうすればよいのかを考える
 ・ボランティア活動を通して、多様な価値観を認識する。

約束事項

- ・病院という場にふさわしい身なりをしましょう
- ・様々な人がいる場所なので、きちんと挨拶しましょう。
- ・一人ひとり、責任をもって活動しましょう。
- ・きついときは無理をせずに、他の人と協力しながら活動しましょう。



各自準備するもの

- ・タオル(汗拭き等)
- ・飲み物
- ・活動しやすい服装(ただし病院であることを考慮する)



花づくりボランティア

さがユースフルボランティア

種から花を育てて、その後も水やりや除草など花のお世話をして地域の美化と活性化に協力する活動です。

- 活動の目的**
- ・地域の美化、活性化
 - ・花を育てることの楽しさ、楽しさを知る
 - ・活動の継続性や向上性
 - ・公共性や地域に向けた場所での活動
 - ・活動を通して、メンバーとの交流を図る など



【活動の内容】

- ・種まき
→ 表面のウッドチップをどけて、土の中(浅く)に植えます
※春・夏・秋・冬で、季節に適した花の種を植えて育てます
- ・水やり
→ すぐ近くの小川から水を汲んで、水をやりませす
- ・除草
→ 雑草は花の成長の邪魔をするので、定期的に草取りをします

【必要なもの】

- ・タオル、飲み物
- ・花の種や筆子、シャベルなどの道具はスタッフが用意します
- ※暑くなってくるので、タオル・帽子・飲み物は各自持参して下さい
- ※また、屋外での活動なので、動きやすい服装が良いでしょう

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・その日の活動内容の詳細を説明する
 - ・筆子、シャベルなど道具を配り、活動の時間と場所を説明して移動
 - ・花づくり活動
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第3火曜日(10:30~12:00)

【活動場所】

- ・サボステの近くの公園

『花づくり』を通して、色々な変化が期待できます！



求人(タウンワーク)更新ボランティア

さがユースフルボランティア

タウンワークなどの求人情報誌を、色々な人が見やすいように『切り貼り』『書き込み』『掲示』を行うボランティアです。

○活動の目的

- ・他の人たちも見る、ということを考えて作成する
- ・求人情報に関心を持ち、色々な仕事を知る
- ・求人情報を通して、自分が興味のある仕事、職種に気づくことが出来る など



【活動の内容】

- ・用意された求人情報を決められた大きさに切る
 - ・切り終わった求人情報を決められた場所に貼る
 - ・仕事内容や勤務地などの大事なポイントを見やすいように書き込む
- ※ただ何となく活動するのではなく、興味のある仕事のことなどについて話し合いながら活動しましょう



【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・はさみ、のり、ペンなどの道具を配り
 - ・活動内容の詳細とテーマ、活動時間の説明を行う
 - ・求人情報更新活動
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・週1回
- ・毎週火曜日(13:00~14:30)

【活動場所】

- ・サボステ内(コネクションズ・スペース)



活動中は自由に話し合いながらやりましょう

例えば、このような感じ...



私はコンビニかスーパーのアルバイトから始めてみようかな?

他の人達にとって役に立ちます



新しい求人情報だ！応募してみようかな?

ごみ拾いボランティア

さがユースフルボランティア

道路や公園、河川などにはたくさんのごみがポイ捨てされています。空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻などのごみを拾って、佐賀の街をきれいにしようという活動です。

○活動の目的

- ・その場をきれいに保ち、自分たちや周辺住民、来訪者が気持ちよく過ごせる状態にする
- ・リサイクル可能な資源を回収する
- ・参加者自身やごみ拾いを見た人たちのマナー啓発
- ・ごみのない環境を保つことでごみを捨てにくい状況を創出する
- ・動物や河川などの自然をゴミの汚染から守る
- ・活動を通して交流を図る など



【活動の内容】

- ・空き缶やタバコの吸い殻など、ポイ捨てされているごみを拾って回収する
- ・回収したごみを、リサイクルが可能なものと、そうでないもので分別する

【用意するもの】

- ・特に活動に必要な道具はありません
- ・筆子や火ばさみ、ごみ袋はスタッフが用意します

- ※暑くなってくるので、タオル・帽子・飲み物は各自持参して下さい
- ※また、屋外での活動なので、動きやすい服装が良いでしょう

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

『ごみ拾い』には色々な効果があります！

例えばこのようなことが...



最近ポイ捨てが多くなっているみたいですね...

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サボステ周辺

【活動の流れ】

- (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
- ・筆子、ごみ袋、火ばさみを配り
 - ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみの分別の方法の説明を行う
 - ・ごみ拾い活動
 - ・資源ごみ専用回収ボックス
 - ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

関係団体との協働による子ども・若者の地域づくりへの参加機会の創出 ～関係団体の協力の下、準備段階から参画する地域イベントを通じた自己肯定感等の向上と社会参加意欲の喚起！～

わいびんぐマルシェ vol.3
…佐賀人町さ出て来んお！…

1日限りの
とくさんお日に
遊びに行こう！

会場 わいびんぐコンテナ2
2022年
10月29日 土 11:00～15:00

ハンドメイド雑貨、カフェ、ワークショップ
わくわくする出会いが待っている

開催会場住所 ⑩
佐賀市呉服元町2番地(旧佐賀銀行呉服町支店前)

会場へのアクセス ⑪
[Map showing location near Rikugun Bank and other landmarks]

駐車場について ⑫
最寄りのコインパーキングをご利用ください。
雨天時の備前やコロナウイルスの影響でイベントを延期または
キャンセルがあります。
詳しくは佐賀市生活自立支援センターのHPをご覧ください。
下記のURL。またQRコードよりアクセスできます。

主催：佐賀市生活自立支援センター
URL: <https://student-support.jp/ritsu/>
協賛：認定特定非営利活動法人ステューダント・サポート・フェイス
お問い合わせ：0952-60-6209 (佐賀市生活自立支援センター)

チラシ裏も
ご覧下さい

WAIWAIリびんぐマルシェ

苔人
コケテラリウムの展示販売や
ワークショップを行います。
あなたのお部屋に小さな小さな
お庭を作ってみませんか？
@kake_bito

Leathertime
簡単！おしゃれ！
革の刷印キーホルダーの作り方
刷印シートで文字を革に
トントンするだけで、
あっという間にできあがり！
自分だけの革キーホルダーを
作ってみませんか？

KUSUNOMI
心をこめて制作した
アクセサリと雑貨
異年齢の個性ゆたかな作り
手たちが販売します。
さらに！KUSUNOMI 育ちの
グッピーの譲渡会もあり！

hitotsubu hitotsubu
ビーズモチーフ
別編したアクセサリです。
キラキラアクセも人気です。

障害者支援センター SAKURA
かたんこどん。気持ちのままに。
障害を持つ仲間と雑貨作り、
手帳物などしています。
手にされた方の幸せを願って、
気持ちを込めて作っています。
世界に一つの宝物、ぜひご覧ください。
@sakura_saari
<https://fb.com/ate/tiersakura/>
<http://sakura-saari-japan.jp/>

ガゲゲのフリマ
ガゲゲのフリマは
スタッフが持っている
好きなものやこ集めて
販売します。
中には自分揃えたり作ったり
したものの販売も。
買い物を楽しんでもらうだけ
ではなく、楽しくお話ししたい
です！！

yuuu☆
ポケットに収まるサイズです。
かわいらしくて使いやすい♡
大人にも人気のハンカチです。
@handmade_yuu1102

ORANGE PLUS
そとはカリッと
なかはふわっとした触感の
リージュワッフル。
さび砂糖を使った優しい甘さの
ワッフルです。
おいしいワッフルをぜひ食べて
みてください。
@orange_plus2022

rest time coffee
rest time(休息の時間)
心身ともに休まり、皆様の休息の
時間に寄り添えるようなコーヒー
を届けたい！という思いで1つ1つ
手作業で行っております。
@resttimecoffee

S.S.F.Handmade
アクセサリや布小物、プリンセス
ティアラに、メッセージカードなど、
心を込めて作成しています！
是非覗いてみてください！
※収益は災害支援団体に募金致します。

FIVE DIFFERENT POSITIONS
対人
環境
メンタル
思考
ストレス

コロナウイルス感染症発生を受けて、イベント開催の中止や縮小など、様々な困難が生じています。この困難を乗り越え、地域づくりを進めたいと考えています。



「認知行動療法」と「職親制度」を活用した長期の就労体験(チャレンジ体験)

～専門スタッフの随行支援によるケア付きの就労体験にも引きこもり等の支援で培ったノウハウが機能～

就労体験。

その「経験」が「自信」につながる

- ・働きたいけど、1歩が踏み出せない。
- ・何から始めればいいのか分からない。
- ・いきなり働く自信がない。
- ・どんな職種を選べばいいのか分からない。
- ・就職活動がうまくいかない。
- ・仕事が長続きしない。
- ・職場での人間関係がうまくいかない。



コーディネーターと一緒に「働く経験」をしてみませんか？

対象

・おおむね15~39歳の若者
 ※ご参加の際は、こちらが用意する申込書をご提出していただく必要があります
 ※必要であれば、2回まで体験を受けることができます

体験内容

・協力事業主の元で簡単な事務作業や軽作業等ができます
 ・1人1人のペースに合わせて、少しずつステップアップさせていきます
 ※体験開始から一定期間は支援スタッフが同行しサポート致します
 ※体験場所や体験内容の詳細は企業先と協議して決めていきます

実施期間

・短期コース (2~3日、1週間程度)
 ・長期コース (3週間程度)
 ※期間や時間の詳細は、企業先と協議し打ち合わせをします

諸費用

・施設利用費や参加費等は無料ですが、交通費や食事代等は、原則として自己負担となります
 ※体験中に発生した不慮の事故等には、**対人** FIVE DIFFERENT POSITIONS 万が一に備えて、保険を用意してあります



興味がある方や、聞きたいことがある方は、「さが若者サポートステーション」まで。お気軽にご連絡ください♪

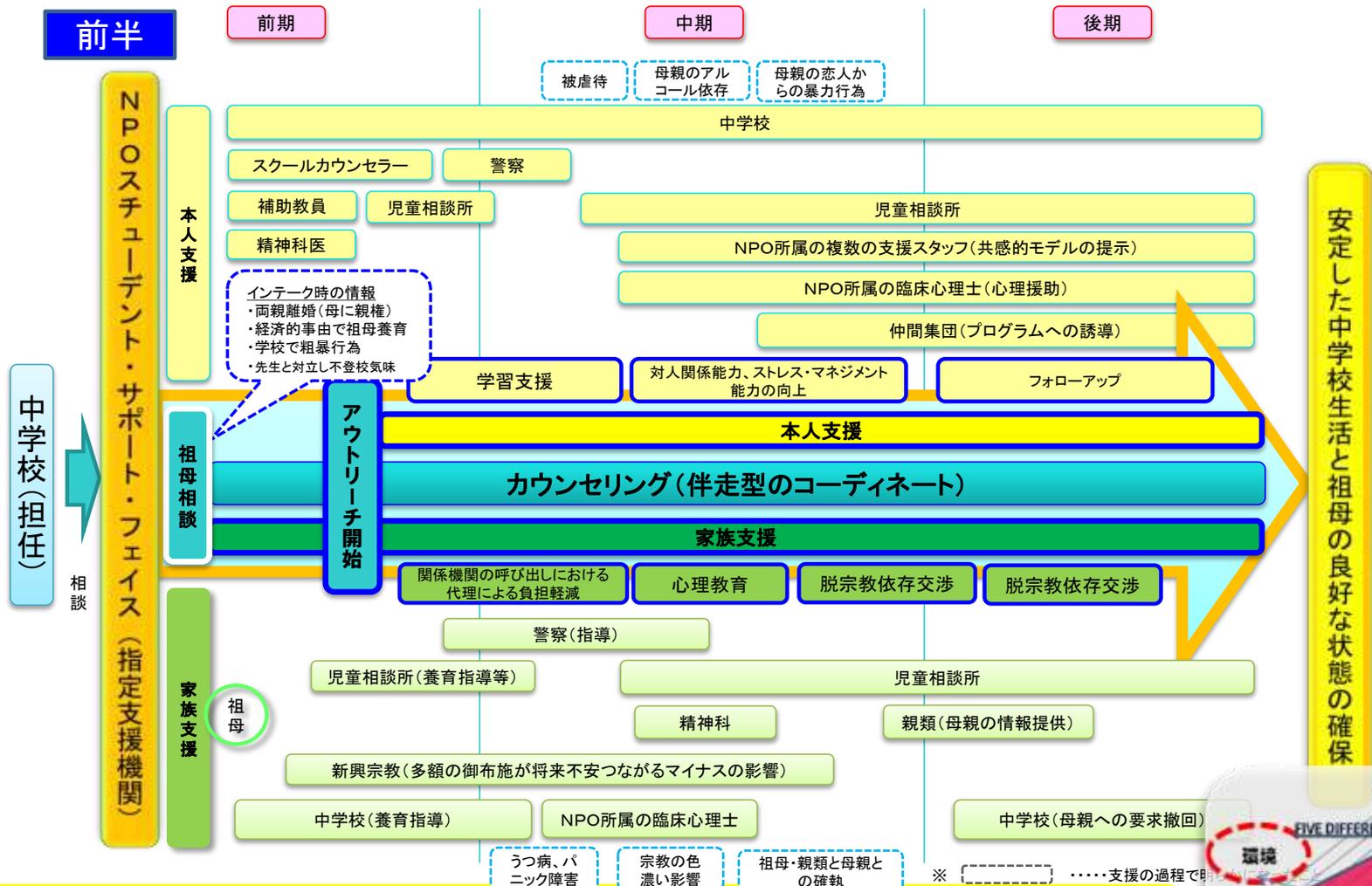
〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目2-11 441ビル1階
 tel: 0952-28-4323 fax: 0952-97-8765

担当 さが若者サポートステーション 梶島 47

アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する①-1

事例：母子家庭の男子(14歳)
 相談時の家族構成：
 祖母(70代)、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も(担任)。



相談室で得られる情報と生活場面で得られる情報には差異がある

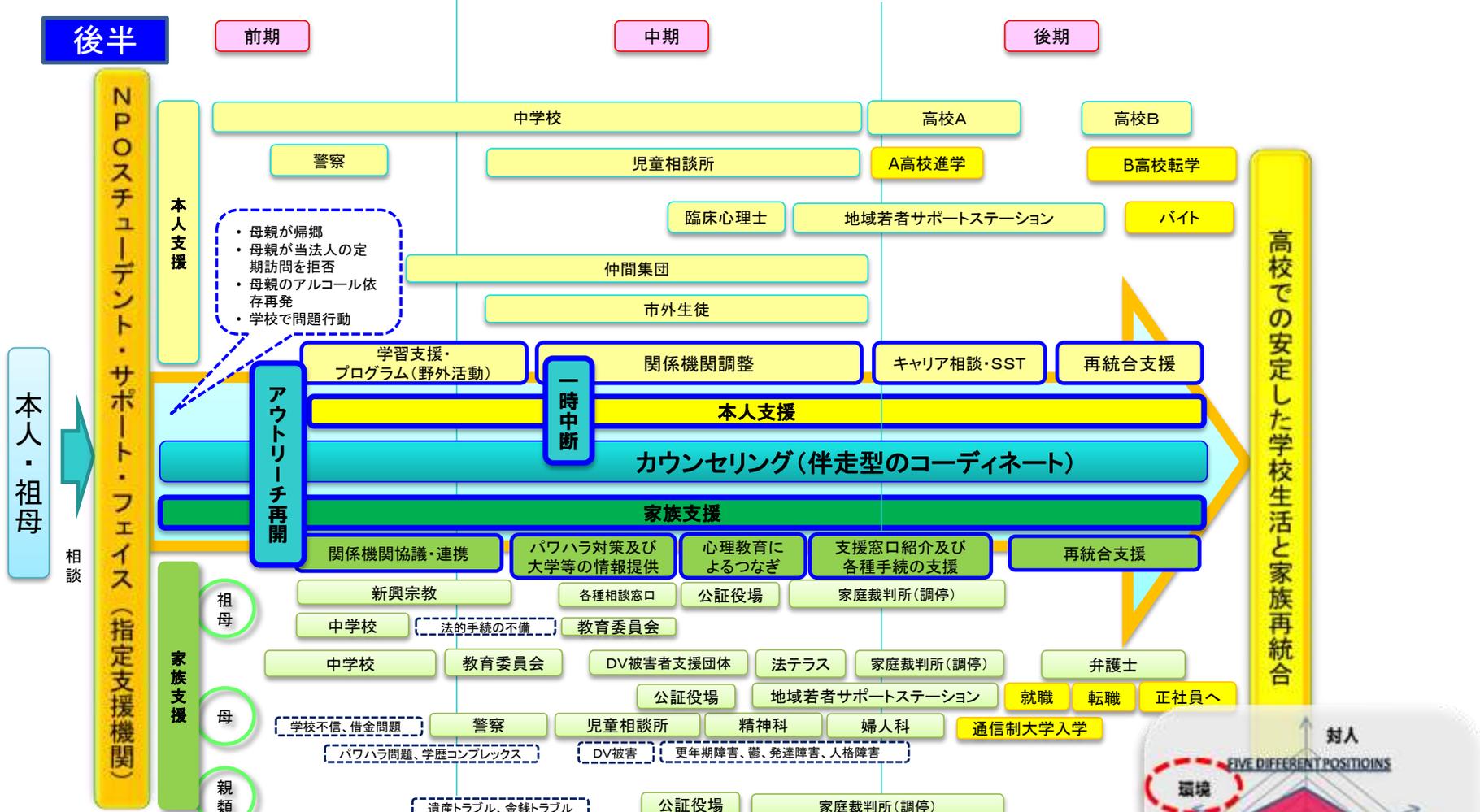
逸脱行動の背景に生育環境の問題を抱えるケースもあることに留意



アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する①-2

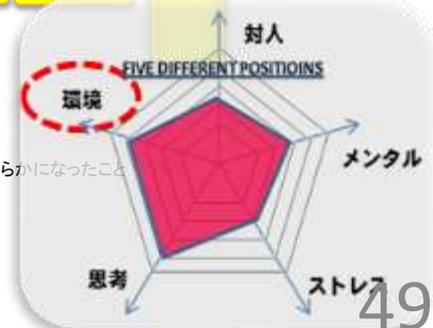
事例: 母子家庭の男子(14歳)
 相談時の家族構成:
 祖母(70代)、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も(担任)。



※本事例の詳細については、内閣府『困難を有する子ども・若者及び家族に※ [] ……支援の過程で明らかになったこと』に対する支援の在り方に関する調査研究報告書』第2章に掲載。

家族問題の解決には複数年の長期的な観点に基づく支援が必要

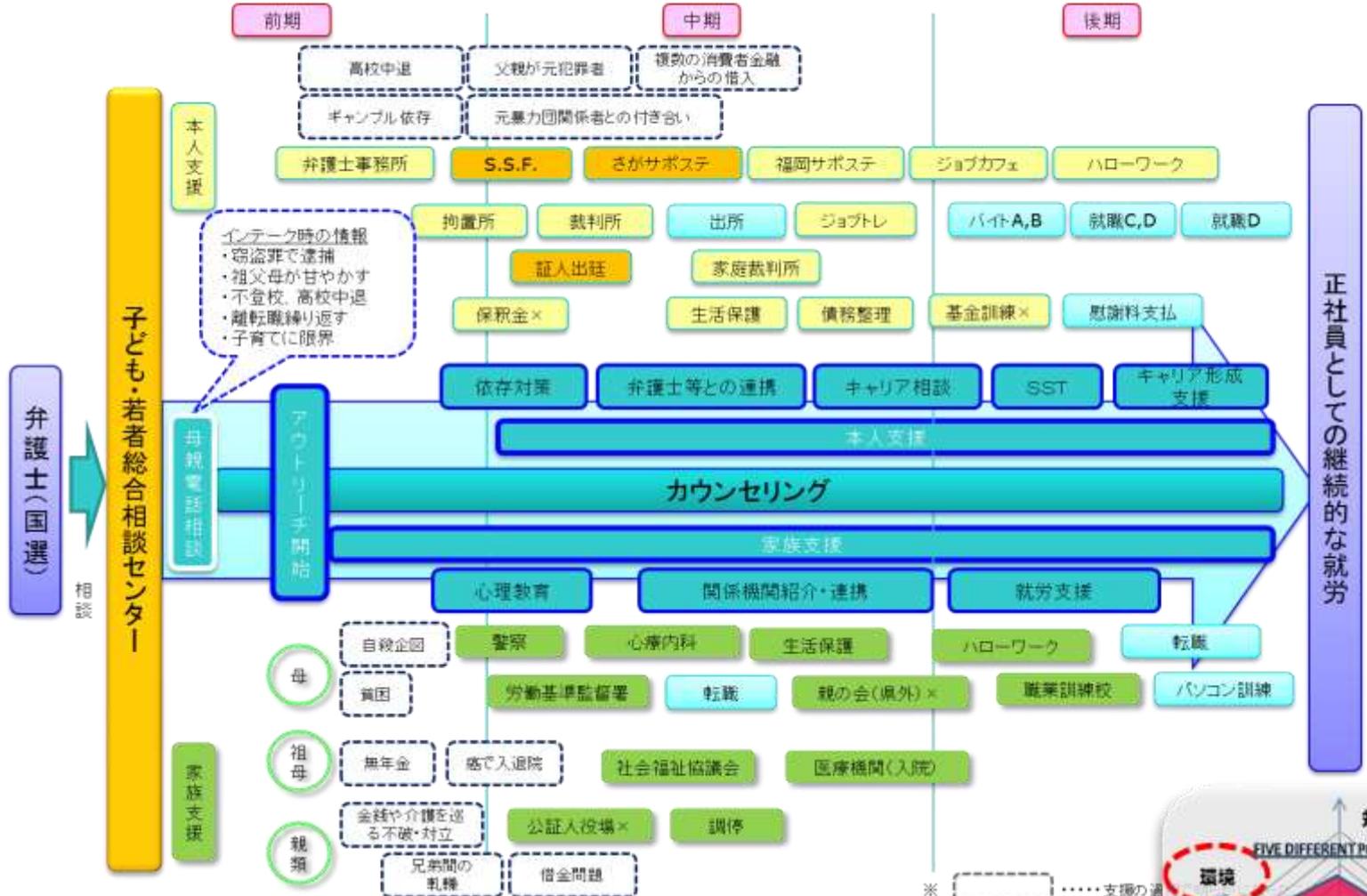




アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する④

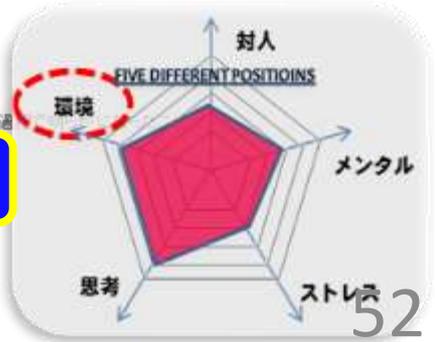
事例①: 男性(22歳)
家族構成:
母(50代)、祖母(80代)、本人

本人が窃盗で逮捕され拘置所に。ひとり親家庭で母親が精神的に不安定。
祖母も入院。本人の立ち直りが難しい状況。(弁護士より相談)



職業的な自立を達成するためにはキャリア面だけでなく背景問題にも目を向ける必要がある

複合的な問題を抱えるケースは従来型の縦割りの対応では自立が達成できない

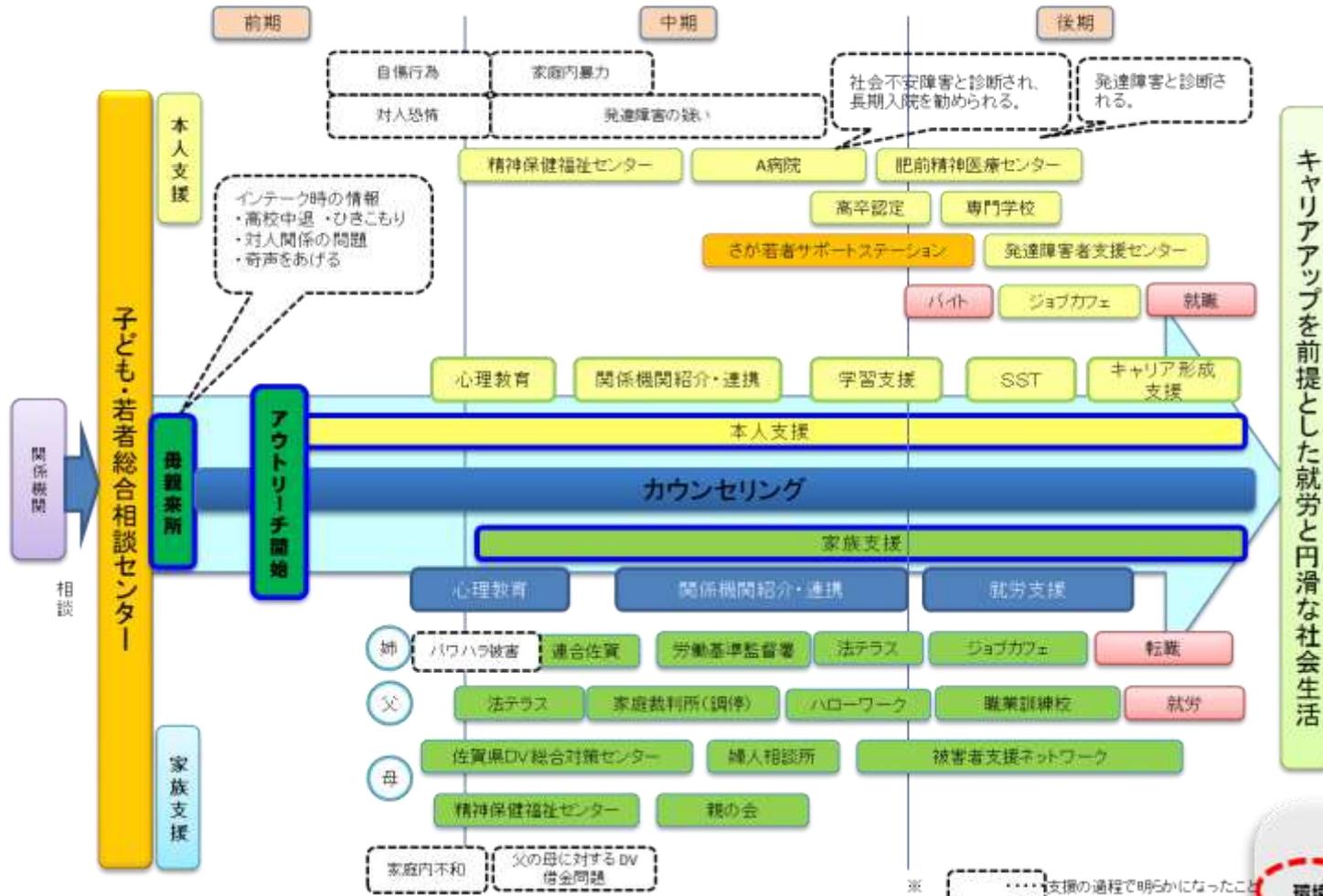




アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する⑤

事例① 男性(24歳)
 家族構成: 父、母、姉(26歳)、本人

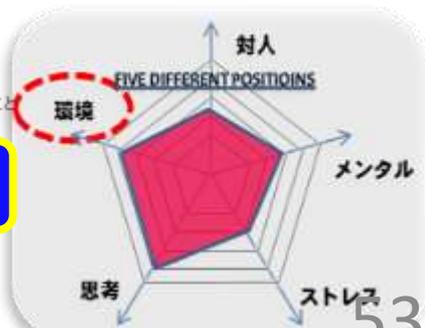
高校を中退し、ひきこもっている。複数の支援機関への相談歴があるが改善の兆候が見られないケース(関係機関より紹介)



キャリアアップを前提とした就労と円滑な社会生活

複数の困難が混在する場合の家族問題の解決には特に専門機関間での綿密な連携が必須

困難の度合いによってはキャリアアップを含め複数年にわたる長期ビジョンが重要



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

全国トップレベルの実績と共に先進モデルとして認知されてきたS.S.F.の支援実践

**社会的に孤立する若者へのアプローチと
ネットワーク活用型支援を実践した佐賀県における
全国トップレベルの実績は若年無業問題の
社会的な改善をもたらしている！**

～社会的な変化(結果)から実証されたS.S.F.によるアウトリーチ活動の有用性～





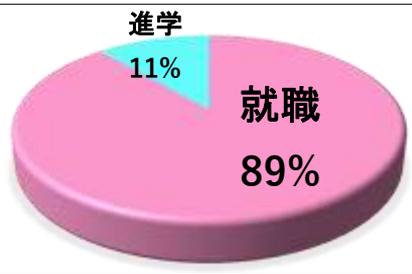
若年無業者数減少率N0.2に象徴されるアウトリーチ型の佐賀サポステの有効性

～専門性の高いアウトリーチノウハウによって可能となった「社会的ひきこもり」等社会的に孤立する若者の支援への誘導と伴走型の自立支援～

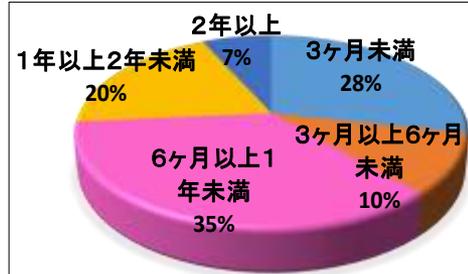
佐賀県におけるサポステの進路決定者数の推移

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
進路決定者	27	130	256	256	314	396	334	460	414	306	159	3052

【H28年度の進路決定内訳】



【H28年度進路決定までの期間】



H26年度以降は仮登録制度等入口段階でのアウトリーチ対象者の除外等関連制度との徹底的な棲み分けが求められた他、実績カウント方法の変更等で、佐賀県のサポステが最も不利な影響を受けている。名目上の実績が押し下げられているが、実際は、数字上は表現されていない相談件数や就職等進路決定実績が大幅に増加。

全国のサポステとの比較

アウトリーチの有効性は明らか！

アウトリーチ対象者が全体の4～6割！

- 22年度 (10月～4月) 進路決定者数全国1位 (6か月後)
- 23年度 (4月～10月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 24年度 (4月～1月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 25年度 (4月～3月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 26年度 (4月～3月) 進路決定者数全国3位 (当該月)
- 27年度 (4月～3月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 28年度 (4月～9月) 進路決定者数全国64位 (!?) (当該月)

※26年度から実施された事業スキームの大幅な変更はアウトリーチを用い重篤な状態にある若者を支援し実績をあげてきた佐賀県の実績に深刻な影響を及ぼした。S.S.F. 本体事業による無償での支援や佐賀県及び佐賀市による補完事業の創出によりバックアップされているため、就職者数等の多くはサポステではなく他施策でのカウントとなっている。

【佐賀県における若年無業者数(総務省就業構造基本調査)】

H19年4,900名(2.5%)⇒H24年3,400名(2.0%)⇒H29年3,100名(2.0%) ※1,800名の減少

全国的に高止まりが続く中、佐賀県では「若年無業者」が減少！（改善率はH24年全国2位⇒H29年全国4位）

アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが有効に機能している



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**S.S.F.はH25年度以降のみで
全国3,540ヵ所からの講師派遣及び
視察受入要請に応える等公益重視の活動を展開**

～佐賀県及び佐賀市発の取組は全国において先進モデルの一つに位置づけられている！～



全国トップレベルの実績を有するS.S.F.のアウトリーノウハウを基軸とした革新的取組

～先進モデルとして全国から注目を浴びる「佐賀県」「佐賀市」とS.S.F.との協働による「協働型」「創造型」自立支援～

徹底した公益重視：H25年行革以降全国3,540か所からの視察受入及び講師派遣要請にに応じている！

【視察受入】

横濱市議会常任委員会
内閣府政策統括官付参事官
厚生労働省総務課
若手労働者広域振興局保健福祉環境部保護課
大阪府豊中市健康福祉福祉事務所
新潟県議会、千代田市議会
福岡県遠賀郡岡垣町教育委員会
特定非営利活動法人サポートセンター
埼玉県川越市議会議員
兵庫県西脇市議会議員
公益財団法人大分県総合雇用推進協会
特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
和歌山県、奈良県、愛知県議会
株式会社第三文明社
熊本市ひきこもり支援センター「りんく」
NPO法人抱擁
NPO法人フローレンス
仙台市南部発達相談支援センター
滋賀県立精神保健福祉センター
社会福祉法人グリーンコープ
神奈川県議会議員
札幌市議会議員
三菱農林水産課
大分UJリサーチ&コンサルティング株式会社
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
鹿児島県いちき串木野市福祉事務所
福岡県田川市
滋賀県労働センター事業団
鹿児島県日直市
沖縄県労働福祉基金協会
長崎県社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
長崎県五島市こども未来課
熊本県合志市
福岡県社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会
宮崎県宮崎市自立相談支援センター
島根県益田市教育委員会
東京都葛飾区議会、佐賀県議会
山口県下関市社会福祉協議会
沖縄県名護市役所
沖縄県こども未来政策課
首都東京大学、鳴門教育大学
慶応大学、佐賀大学、周南公立大学
大分大学、北九州大学、札幌大谷大学
福岡県久留米市
社会福祉法人島根県社会福祉協議会
埼玉県社会福祉協議会
栃木県若年者支援機構
厚生労働省キャリア形成支援課
熊本県社会福祉法人菊愛会
埼玉県松山市議会
東京都杉並区議会

北海道石狩市議会議員
長崎県佐世保市保健福祉部生活福祉課
ライフサポートネットふや
福岡県小倉市 | 日本精神衛生学会シンポジウム
福岡県糸島市役所
NPO法人スクール・アドバイザー・ネットワーク
名古屋子ども・若者総合相談センター
公開研究会
熊本県五木市、東京都調布市
島根県古賀町教育委員会
東京都町田市議会
岡田町青少年健全育成町民会議
鹿児島県いちき串木野市
福岡県議会議員
鳥島・大隅若者サポートステーション
NPO法人みらいず2
特定非営利活動法人ライフサポートはる
読売新聞、朝日新聞、佐賀新聞
福岡県社会推進部青少年課
長崎県福祉保健部こども政策課
長崎県南島原市教育委員会
熊本県菊陽郡菊陽町
NPO法人カトリック
アパバンク宮崎
一般社団法人こども宅職応援団
みずほ情報総研株式会社
NPO法人子どもの権利オンブズパーソン長崎
市民ネットワーク北海道
三重県鈴鹿市議会、佐賀市議会
大分県竹田市社会福祉協議会
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
山口県平生町社会福祉協議会
グループホーム&デイサービスみみの木
日本ファンドレイジング協会
福井大学大学院
特定非営利活動法人ワーキング
長崎県議会、長崎市生活福祉課
公益財団法人Save the Children
北海道北大島市議会
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
愛知県名古屋市中区・暮らし自立サポートセンター
NPO法人ふうせんの会
沖縄県うるま市
明治学院大学社会学部社会福祉学科
社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部
厚労省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
若手労働者広域振興局保健福祉環境部保護課
京都自立就労サポートセンター
兵庫県尼崎市議会
こども家庭庁
京都ユースサービス協議会他多数につき割愛

【講師派遣】

【北海道石狩市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【東京都】内閣府主催支援ネットワーク強化研修
【宮城県】厚労省就労準備支援事業担当者研修
【広島県】第14回ひきこもり若者支援講習会
【神奈川県】厚労省自立相談支援事業就労支援員後期研修
【山口県】第4回ユースアドバイザー養成研修
【東京都品川区】就労準備支援事業担当者養成研修
【徳島県徳島市】KHJ徳島県つばのめい主催講演会
【佐賀県】九州教育学会
【大阪府】若者の生活とリテラシー研究会
【沖縄県那覇市】沖縄大学土曜教養講座オープンニングトーク
【大阪府高槻市】高槻市主催「大学生がやっつくるJ.S.S.F.の訪問支援」
【福岡県志免町】志免町教育委員会主催青少年健全育成講演会
【東京都】全国若年者支援委員会シンポジウム
【山口県萩市】子ども・若者支援ネットワーク形成のための研修
【東京都】平成26年度社会福祉推進事業フォーラム
【佐賀市】佐賀市教育委員会主催「7時の集い」
【島根県】島根県連合協議会
【東京都】日本臨床心理士会役員会研修
【長崎県五島市】五島サポートステーション3周年記念講演
【佐賀市】佐賀県次世代育成支援対策協議会
【東京都】全国若年者支援ネットワーク構築理事
【大阪府箕面市】あつてスクールアドバイザー研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【東京都】全国青少年相談支援学会シンポジウム・分科会
【東京都】NPO法人カトリック職員研修
【茨城県】子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成のための研修
【北九州市】NPO法人抱擁主催厚労省社会福祉推進事業
【熊本県】子ども・若者の「生きる力」を育む研究会
【沖縄県那覇市】困難を有する子ども・若者支援事業定例研修
【島根県大田市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【福岡県春日市】福岡県社会福祉士会地域社会・多文化委員会
【東京都】NPO法人エンパワメント主催研修
【宮崎県宮崎市】私立学校人権啓発地区研修会
【東京都】関東地域スクールソーシャルワーカー連合研修会
【奈良県吉野郡】奈良若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【愛媛県】若者自立支援フォーラム
【東京都】東京都子供の学習・生活支援事業従事者研修
【東京都】慶應義塾大学経済学部「生活保障の再構築」
【神奈川県横浜市】テーマ別研修「アウトリーチで支援をつなぐ」他多数

【公的委員】

【公的委員等】※R5年3月末日現在(終了分含む)
○こども政策の推進に係る有識者会議(内閣府)
○子ども・若者育成支援推進のための有識者会議(内閣府)
○子ども・若者育成支援推進協議会(評価会議)構成員(内閣府)
○社会保険審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」(厚労省)
○生活困窮者自立支援成り立ち等に関する議論整理のための検討会ワーキンググループ(構想検討) (厚生労働省)
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会(厚生労働省)
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業従事者養成研修企画部会委員(厚生労働省)
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労支援員企画部会長(厚労省・全国社会福祉協議会)
○佐賀県職業能力開発審議会委員(佐賀県農林水産部工業用労働課)
○佐賀県子ども・若者支援地域協議会委員(佐賀県こども未来課)
○佐賀県青少年育成市民会議の在り方検討委員会委員(県民会議)
○佐賀県社会教育委員(佐賀県教育委員会)
○佐賀市社会教育委員(佐賀市教育委員会)
○佐賀市福祉・就労支援推進協議会委員(佐賀労働局)
○佐賀市地域福祉計画策定推進委員会(佐賀市)
○佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会(佐賀市社会福祉協議会)
○生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業)委員(厚労省社会福祉推進事業)
○困窮状態にある子ども・未成年に対する学習支援および総合的伴走型支援に関する調査・研究事業委員会(厚生労働省)
○一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事及び研修委員
○特定非営利活動法人 全国若者支援ネットワーク 機構理事長
○特定非営利活動法人 日本アウトリーチ協理理事長
○地方公共団体における困難を有する子ども・若者の支援に関する調査研究」に係る企画分析会議(内閣府)
○地域若者サポートステーション」事業の今後のあり方に関する検討会(厚労省)
○雇用戦略対話ワーキンググループ(内閣府)
○困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査研究」における企画分析会議(内閣府)
○子ども・若者の生活困窮支援のあり方に関する研究)委員会(厚生労働省)
○平成24年度特別支援教育総合推進事業運営協議会委員(県立太良高等学校)
○高校中退者等アウトリーチ・ワーキンググループ委員(厚生労働省)
○全国若者支援ネットワーク協議会サポートステーション部会長(生産性本部)
○これらの佐賀県教育をともに考える委員会(佐賀県教育委員会)
○問題を抱える子ども等の自立支援事業運営協議会委員・同評価検討委員(佐賀県教育センター)
○子ども・若者自立支援プログラム作成等委員会助言者(高知県教育委員会)
○魅力ある学校づくり推進事業に係るアドバイザー会議委員(佐賀県教育委員会)
○若年向けキャリアコンサルティング研究員及び作業部会委員(厚労省)
○佐賀県若年者ネットワーク副会長(佐賀大学実証教育研究センター)
○佐賀県次世代育成支援対策協議会委員(佐賀県こども未来課)
○佐賀県教育委員会の困難に関する有識者会議委員(佐賀県教育委員会)
○佐賀県06若者支援者基本計画策定専門部会(佐賀県男女参画・女性の活躍推進課)

**OECD(経済協力開発機構)の
全国3か所の視察対象にも!**

※下記実績は、行革以降のH25～R4年度

H25年以降全国1,602ヶ所4,492名の視察・研修の受入

**県外の行政職員の通年での
出向の受け入れや定期的な
SVも複数の自治体で実施!**

講師派遣を中心に全国1,938ヶ所129,781名を対象に講演・研修の実施

厚労省、内閣府、内閣官房等政府系含む各公的委員会への委員輩出多数

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県の取組に大きな影響を与えたH25年度の行革と喫緊に解決すべき課題

**子ども・若者支援分野の改革に向け一石を投じた
H25年度行政改革推進会議「秋のレビュー」とその後に
発生した副作用を払拭するには現場からの発信と
地方自治体における対策が不可欠**

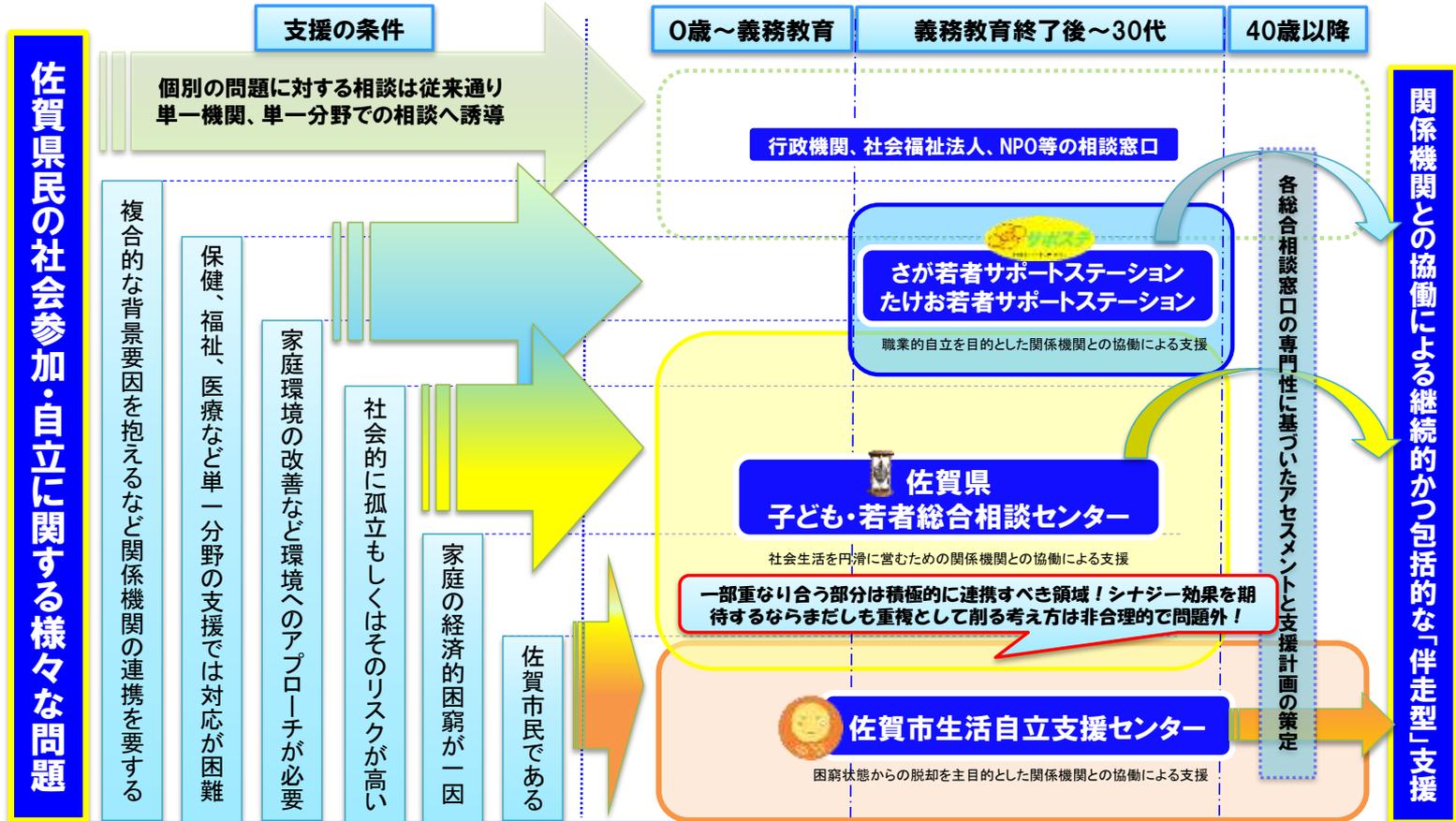
～行革の本来目的の達成のためには財源論だけでなく当事者の「声」を加味した議論と現場からの具体案が必須！～





支援対象者の状態(所属する環境等を含む)によって適切に役割分担を行い、かつ、支援段階に応じて積極的な連携を図ることで各相談窓口の効果性を最大限高めることができる

平成25年度行政改革推進会議秋のレビューが出る前までの支援の条件と各相談窓口との関係



※地域若者サポートステーション事業によって整えられる支援機能とネットワークが関連事業を推進する上においても必須

※支援対象となる若者にとっても職業的自立を支援するサポステの位置づけは相談に対する抵抗感を低める上で重要

地域若者サポートステーション事業、生活困窮者自立支援制度、ひきこもり地域支援センター等重複排除の運用ルールによって本県では結果的に対応できないケースが増加するリスクが生じている！
受付段階の形式主義的手続によって制度の狭間に陥る「ひきこもり」等の当事者



行政改革推進会議「秋のレビュー」における評価者の指摘に対する誤った解釈から本来の支援機能を失うリスクを抱えてしまった地域若者サポートステーション事業
～サポステの在り方の検討には「若者支援分野の有識者・実務者」を加えた徹底的な議論が不可欠～

※注)本スライドは
H26年度当初作成したもの

行政改革推進会議「秋のレビュー」

若者就職支援に関する事業

(地域若者サポートステーション関連事業)

とりまとめ

「若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業)」

地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言いがたい。今後、各サポステの実績の把握・評価やサポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。

本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言いがたく、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。

「秋のレビュー」を受けてサポステ事業の予算は大幅に削減された上に若者支援5原則に反する制約が課せられている

① 予算の急激かつ大幅な減額

サポステ1か所当たり9,187,000円～16,967,000円(前年度の事業費の約23%～55%)が減額された。運営団体によっては職員を解雇せざるを得ず支援員が半分以下になった所や支援事業自体から撤退する動きも出てきている。

② 相談の入り口段階からの区分け(「縦割り」への逆行)

重複の排除という観点から、ひきこもりは「ひきこもり地域支援センター」、経済的問題は「生活困窮者自立支援法に係る窓口」とされ、入り口段階で厳格に区分けするように要求されている。当該窓口がない地域も多く支援が受けられない若者が出ている。

③ 中退リスクが高い生徒であっても在校生は支援の対象外

「学校連携推進事業は学校の本来機能を侵害する」という評価者の指摘でたとえ学校側がSOSを出した完全不登校生徒等であっても在學生は支援してはならないとされニートの状態に至る前、社会的孤立に至る前の未然防止の支援が困難な状態に。

④ 自宅等へのアウトリーチの実質上の禁止

利用者の就労意識を表現するレベルデータが評価に用いられたため、その状態像に対する誤解が生じ、対人面、メンタル面、環境面等の複合的な問題を抱える利用者に対しては困窮者支援等の枠組で対応するように求められ、ニーズも高く効果も実証されているサポステでの自宅へのアウトリーチが実行できない状況に。

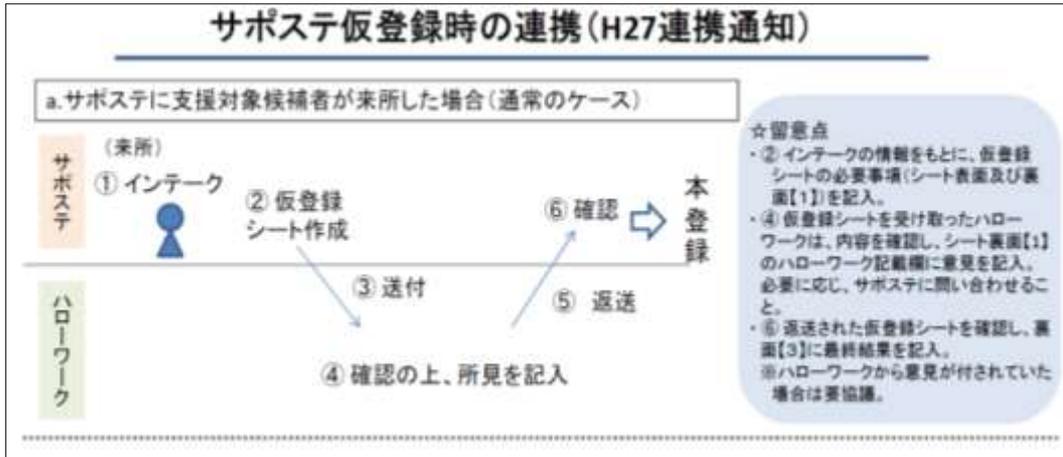
予算を大幅に削られた上に工夫の余地を奪う制限がかけられた状態では本来の相談ニーズに応えられない

当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」

サポステ仮登録時の連携 (H27連携通知)



ア) サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化

イ) 申請者(若者)自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け

ウ) 「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明

エ) 仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録

【仮登録シート】

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

- 「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
- 「別の窓口からサポステに行った方が良くと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
- 「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
- 「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
- 「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
- 「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」
- 「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援を求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」
- 「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に戻されるのか？」
- 「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
- 「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

※参議院厚生労働委員会、人材開発統括官付参事官等の尽力でH30年度から廃止に！

「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・
支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！

合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！

当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】

支援対象者の自己決定権等を尊重するため、事業評価・適正化のために同意書名は重要な手続でもあるが、「誰にも知られたくない」という気持ちや当事者の心理的特性等にも徹底的な配慮が必要！

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

【アウトリーチ対象者の実態】

修学時の不適応経験(97.2%)、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ(88.1%)、精神疾患疑い含む(50%)、発達障害疑い含む(40.9%)、家庭内暴力(40.3%)、依存行動(47.7%)、複数の支援機関の利用経験(63.1%)、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者(61.4%)…

※厚労省側から2号要件等で自治体に裁量を与えられていることに留意！

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業(居場所活動や就労体験等)等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」の提出が一部自治体によっては課されている！

多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等が煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けることができるのか？

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

課題克服に向けての希望！佐賀県及び佐賀市における「協働型」「創造型」の取組

**「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」
誰もが希望を抱くことができる地域づくりのためには
社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立が必須
～足りないもの、必要なものは「協働」で創り出す！S.S.F.が介在するPDCAサイクル～**





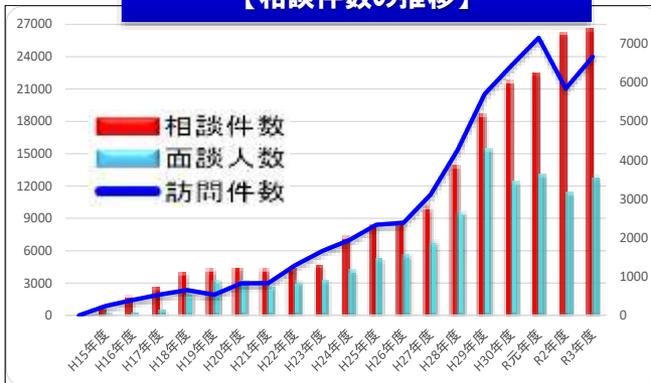
全国トップレベルの極めて高い相談実績から探る「協働」で乗り越えるべき課題

～S.S.F.の取組は10年以上にわたる相談活動で培った関係機関や関係者との信頼関係が基盤となっている～

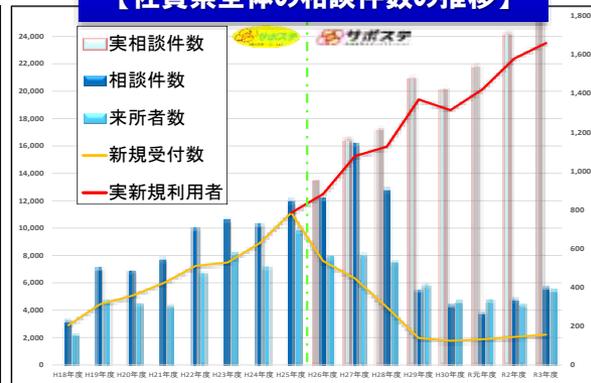
① 県子ども・若者総合相談センター 【相談件数の推移】



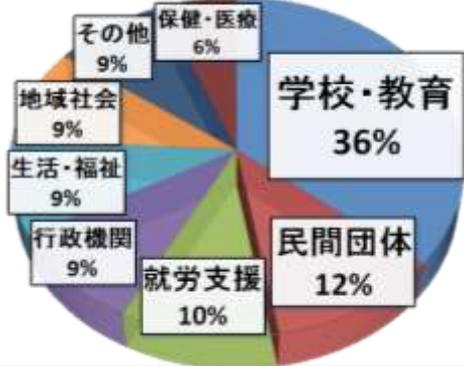
② 指定支援機関(S.S.F.本体事業) 【相談件数の推移】



③ 地域若者サポートステーション事業 【佐賀県全体の相談件数の推移】



①-1【依頼・紹介元の内訳(コロナ前)】



※行政・専門機関等からの依頼・紹介案件が約7割
 ※教員やsc、SSW等学校関係者からの依頼が最多
 ※自傷他害のリスクが高い相談依頼案件が急増

①-2【実態調査(H22～28年度)】

H22年度～H28年度	項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1 精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2 発達障害(疑い含む)	975	43.7%
	3 暴力	404	18.1%
行動面の問題	4 非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6 医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するに あたっての困難	7 多重の問題	1,890	84.7%
	8 対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11 被支援困難者 (経済的自由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数		2,231名	

※多重に困難を抱える重篤ケースが84.7%を占める
 ※日常的・継続的・包括的な支援を要する事例が主
 ※貧困、虐待、DV、違法犯罪行為等に係る案件増加

傾向と現状

○行政機関・専門機関から紹介される相談案件は、**ひきこもり等孤立する子ども・若者や虐待、DV、貧困等深刻化・複合化した課題を抱える子ども・若者でアウトリーチを要するケースが主。**

○近年は**重篤ケースや行政に対するクレーム案件や訴訟案件等に発展したケースの解決依頼が増加している。**

○コロナ禍では、**背景要因の深刻化・複合化が進行、社会的孤立に係る問題の深刻化が加速。「縦割り」を排した各相談窓口の統合的運営が必須！**

多重に問題を抱える重篤ケースは特に専門機関間で「丸投げ」や「たらい回し」が起こり易い

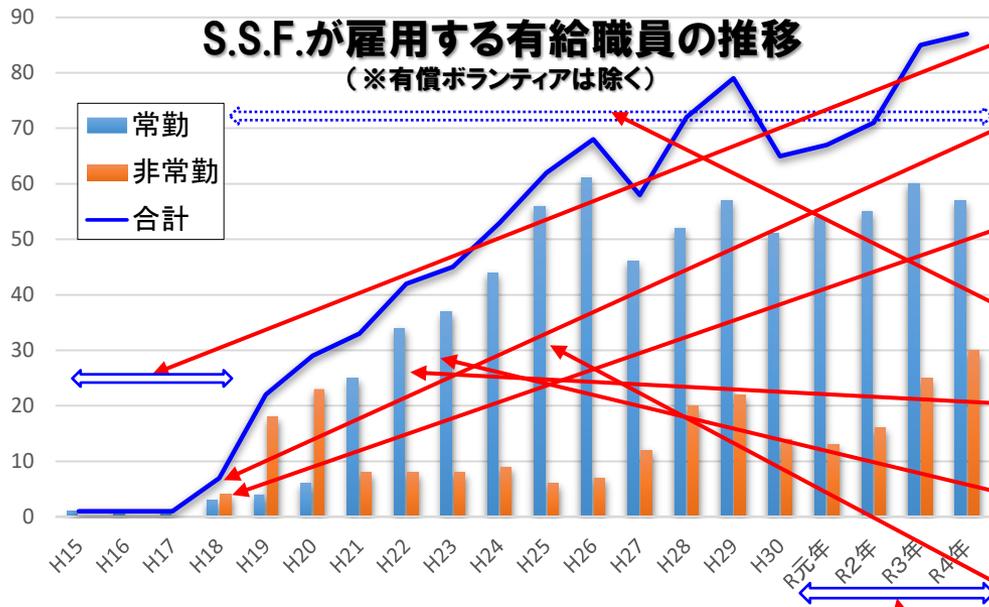
県民のみならず専門機関からも極めて高い相談ニーズを集約し拡大するS.S.F.の役割：支援機関側の負担や実績に応じた予算の傾斜配分などインセンティブの検討も必要

S.S.F.の始まりはわずか二人の大学生ボランティアから始まっている

～佐賀県が掲げる県民協働の取組はS.S.F.のアウトリーチ活動の組織基盤の強化及び社会問題の解決に向けた発展的取組を促進～

S.S.F.が雇用する有給職員の推移

(※有償ボランティアは除く)



H18年8月まで常勤1名、ボランティア約100名体制で家庭教師方式のアウトリーチ中心に活動実績を積み

H18年佐賀市学校教育課より全国初となる家庭教師方式の完全不登校対策事業「IT活用支援事業」を受託

厚生労働省よりモデル事業として「地域若者サポートステーション事業」を受託し有給職員の雇用を開始

ひきこもり等孤立する若年無業者に係るアウトリーチを用いた実態調査等を実施⇒複数の新規協働事業の創設

子ども・若者育成支援推進法に基づく全国初の総合相談窓口及び指定支援機関としての業務の受託開始

高校中退者等アウトリーチ事業等、S.S.F.の専門性や組織体制を活かした相談支援事業が複数立ち上がる

生活困窮者自立支援法に基づく県内初の自立相談支援事業所「佐賀市生活自立支援センター」の受託・運営開始

H25年行革の影響でサポステ予算の大幅削減とアウトリーチ関連事業の後退、価格競争を伴う入札方式へ(H29年～)

佐賀市青少年センター子ども・若者支援室及び全国初の包括的訪問支援事業(全公立学校約300校対象)を受託

佐賀県ひきこもり地域支援センター(県障害福祉課)、寄り添い支援事業(県子ども未来課)受託による行革の負の影響の軽減

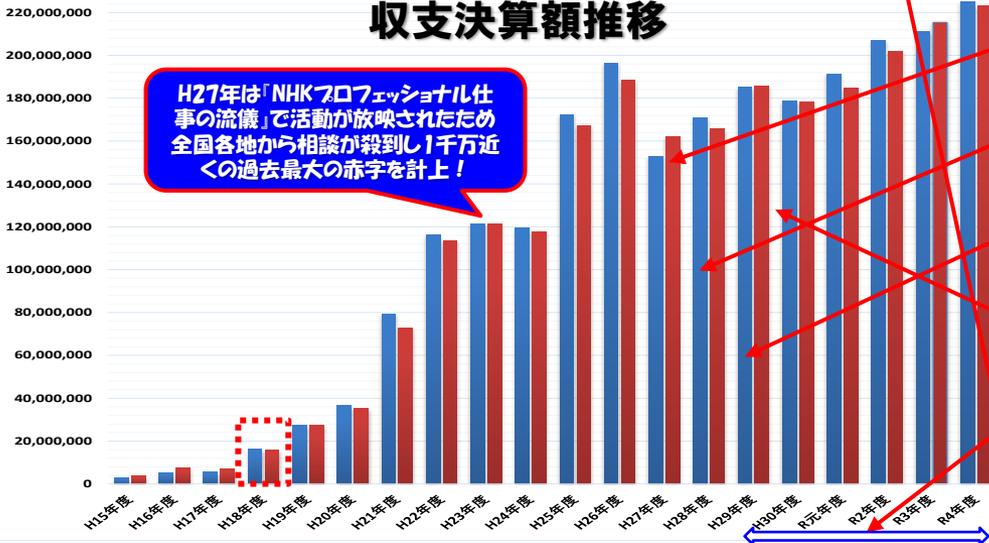
九州沖縄唯一「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」へ指定:サポステ本来機能の回復の兆し

「次の時代を担う指導者養成」、「ひきこもりサポーター養成講座」、「ヤングケアラー関係研修」等研修事業の拡大

リモートワーク等多様な働き方の導入による人員体制の拡充と待遇改善:女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定

収支決算額推移

H27年は「NHKプロフェッショナル仕事の流儀」で活動が放映されたため全国各地から相談が殺到し1千万近くの過去最大の赤字を計上!



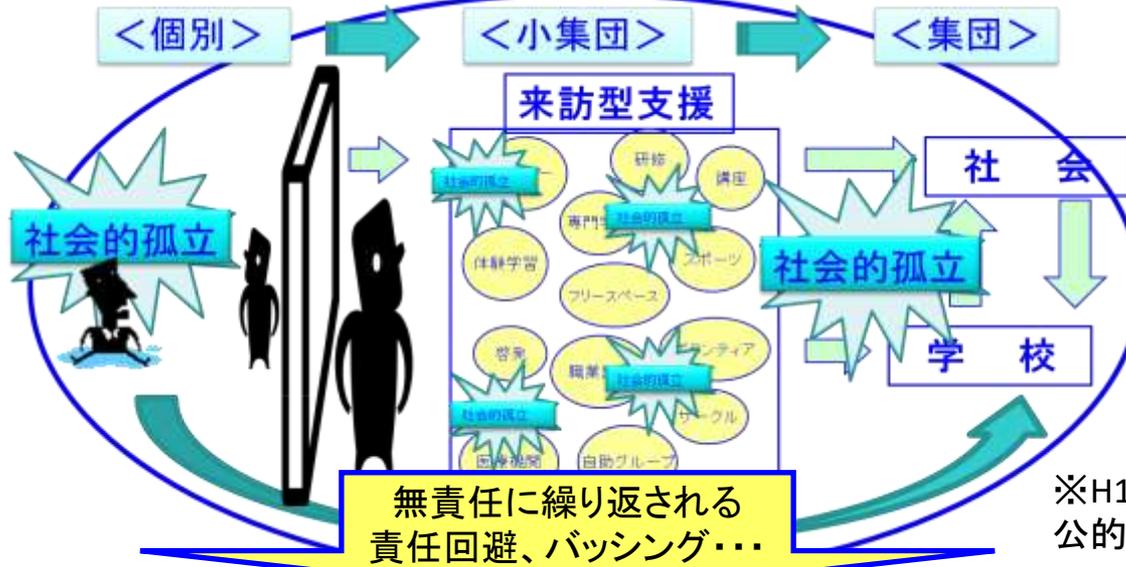
過去68万件超の相談活動:アウトリーチを基軸とした包括的自立支援!「協働型」「創造型」の取組 67

アウトリーチから社会参加・職業的自立に至るまでの「伴走型」支援によって得られた課題
～孤立する一人の子ども・若者が自立するための支援プロセスから公的支援体制のあるべき姿が見えてくる！～

**継続的かつ総合的支援を可能とする支援体制が構築されなければ
子ども・若者の社会的孤立・排除は防げない**

批判の対象になっている公的相談窓口はそもそもの予算・人員共に小規模なものが多い

縦割りでは各支援段階に「狭間」を生じさせるため自立まで責任を持って見届けられない



従来は根拠法がない状態で展開されてきた当該支援分野は単年度予算で複数年のPDCAサイクルを回すことが難しい状況にあった
行政は限られた権限と制約、民間は脆弱な財政基盤の中での活動となるため社会問題の解決に向けた取組が進みにくい

**今求められるのは「協働型」「創造型」の取組！
代替策、改善行動を伴わない無責任な批判からの脱却！**

S.F. 佐賀県では佐賀市(学校教育課)との協働が起点となり行政との連携協力体制が発展
 ~家庭教師方式のアウトリーチで培った支援現場での信頼関係が新たな協働事業につながっている!~

S.S.F.の家庭教師方式のアウトリーチ

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	7,267	8,427	8,633	10,010	13,913	18,643	21,625	22,512	26,133	26,609	27,061	222,088
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,059	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	4,244	5,411	5,659	6,844	9,590	15,488	12,390	13,108	11,403	12,885	12,913	128,818
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	1,942	2,334	2,384	3,114	4,257	5,704	6,445	7,154	5,845	6,663	6,730	59,545

派遣先の9割以上の家庭から学校復帰、脱引きこもり、進学、就職等改善の報告

多職種連携による関与継続型・機関誘導型のアウトリーチ

アウトリーチを基軸とした膨大な支援実践で培った全国トップクラスの専門性

認知行動療法と職制制度を活用したジョブトレ

関係機関との「協働」による「伴走型」の包括的自立支援

「協働」による関係機関間の協働的自立支援

専門職が常駐し支援する「コネクション・スペース」

学習支援

プログラム

こども食堂

セミナー

心の健康所+通院訓練の場としての機能

興味関心等に応じたオーダーメイド型プログラム

複数分野の専門職によるチーム対応と重層的な支援ネットワークの活用

不登校、ひきこもり支援において学校現場で求められるS.S.F.の家庭教師方式の自立支援ノウハウ



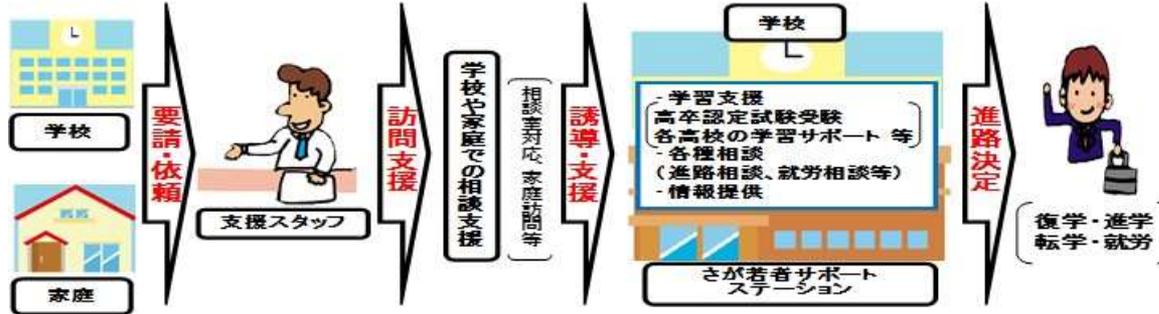
H24～R4年度対象児童生徒数3,128名、総対応件数562,161件、家庭訪問回数12,444回!

学校現場で培った信頼が新たな協働事業の創設につながるなど発展的に機能

地域若者サポートステーション事業が基盤となり地方自治体の取組を喚起
～孤立化し易い傾向を踏まえ学校とサポステが連結・連動し連続的な支援を行える枠組が重要～

平成22年度～23年度「高校中退者等アウトリーチ事業(厚労省)」

組織的連携に関する覚書の取り交わし等15校(定時制、通信制、私立含む)との連携がスタート



当該事業を通じて高校不登校、中退者等に対する効果的な支援の在り方について教職員と共有

発展

平成23年度～24年度「高校における不登校等の自立支援事業(佐賀県教育庁学校教育課)」

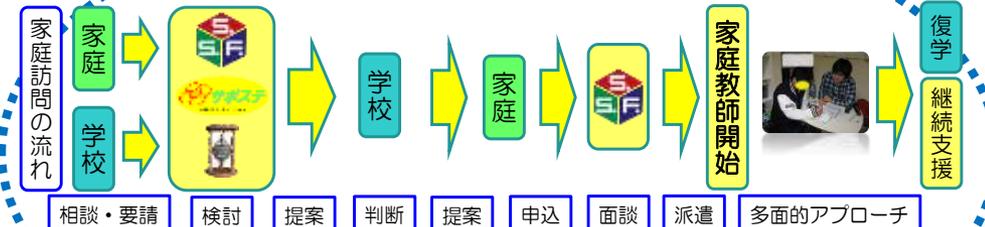
①全公立高等学校への学校訪問



- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 唐津工業高等学校 | 嬉野高等学校 | 佐賀工業高等学校 |
| 唐津商業高等学校 | 塩田工業高等学校 | 佐賀商業高等学校 |
| 唐津青翔高等学校 | 鹿島高等学校 | 佐賀西高等学校 |
| 唐津西高等学校 | 鹿島実業高等学校 | 佐賀東高等学校 |
| 唐津南高等学校 | 太良高等学校 | 致遠館高等学校 |
| 唐津南高等学校 | 白石高等学校 | 高志館高等学校 |
| 敵木高等学校 | 佐賀農業高等学校 | 神埼高等学校 |
| 伊万里高等学校 | 杵島商業高等学校 | 神埼清明高等学校 |
| 伊万里商業高等学校 | 牛津高等学校 | 三養基高等学校 |
| 伊万里農林高等学校 | 小城高等学校 | 鳥栖高等学校 |
| 有田工業高等学校 | 多久高等学校 | 鳥栖工業高等学校 |
| 武雄高等学校 | 佐賀北高等学校 | 鳥栖商業高等学校 |

計43校 内訳: 全日制36校、定時制6校、通信制1校
 ※私立高校は含まない(サポステ独自で連携)

②中退リスクが高い生徒への家庭教師派遣



平成25年 3月末日現在・・・全公立高等学校(43校)にコーディネーターを派遣
 家庭訪問件数524件、718.5時間以上の学習支援を実施

高校とサポステ等相談機関との連携促進

関与継続型のアウトリーチノウハウの活用

教育行政との協働による学校教育からの切れ目のない継続的かつ包括的な支援

H28年度～「訪問支援による社会的自立(学校復帰)サポート事業(佐賀県教育委員会)」

～県内すべての公立学校に対する学校訪問と学校復帰が困難な児童生徒を対象とした訪問支援の展開！～

特別支援学校及び児童相談所での勤務、生活困窮者自立支援で実績「**教員免許取得者**」

精神科医療及びひきこもり支援での豊富な経験と実績。臨床心理士会医療保険部会理事を務めた「**臨床心理士**」

全公立学校(小・中・高)を対象とした「全国初」の包括的訪問支援事業



学校における不登校支援業務及び精神科における病院臨床経験を持つ「**臨床心理士**」

ICT学習支援事業及び不登校児童生徒支援業務で責任者を務めた「**キャリアコンサルタント**」

約300校
を網羅！

※左記の体制図はH30年のもの

H28～R4年度の主な事業内容と実績

- ① **全ての公立学校に対する学校訪問の実施**
⇒ 約3か月間で約300校すべてに学校訪問及び事業説明を実施
- ② **不登校児童生徒の状況把握・分析、支援計画の策定等**
⇒ 相談・対応件数はコーディネーターのみで**57,224件**
⇒ ケース検討会議のニーズも高くR4年度は年**1,909回**と過去最高を更新
- ③ **訪問支援員による自宅等へのアウトリーチの実施**
⇒ 仕様書の規定回数の約**1.62倍**、**10,059回**の訪問支援実施
⇒ 多軸評価アセスメント指標に基づくR4年度改善率**86.8%**※Five Different Positions
⇒ 県指定様式：**不登校の状態(13段階)**における改善率**80%**※R元年度審査時

相談・対応件数



関連事業は軒並み教職員等からの依頼・紹介案件が過去最高を更新！高い波及効果！



ハローワーク特区での役割分担に象徴されるサポステの社会的な必要性

～佐賀サポステは従来の支援窓口では効果が期待できない困難層を中心に対応することで県全体の支援の質的量的拡大に貢献～



夢の種を一緒に探し、育ててくれる

ユメタネ

仕事探しを応援するよー



※ユメタネとは、ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA、さが若者サポートステーションを総称する愛称
自立へ向けたお手伝いが **就職に向けた支援が必要な方**

必要な方



さが若者
サポートステーション



ジョブカフェ



ヤングハローワーク SAGA
(佐賀県労働局 HP へリンク)

「施設型」支援では対応が難しかった層に対しても
アウトリーチによる掘り起こしと支援への誘導が可能

NPO活動で培った専門性に基づくネットワーク活用型
支援で一般的な就職活動ではうまくいかない層に対応

若者支援のノウハウを生かしたセミナー、認知行動療
法と職親制度を活用した就労体験等が有効に機能



<http://www.yumetane.info/>より引用

佐賀県は「ハローワーク特区」に指定され地域若者サポートステーション事業を生かした
役割分担によって各事業のポテンシャルを最大限に引き出せるような仕組みを構築

より積極的な連携を実現するため、佐賀県雇用労働課、佐賀労働局職業安定部、NPOスチューデント・
サポート・フェイスの3者間で「ユメタネの一体的運営等に係る個人情報保護に関する協定書」を締結



株式会社レスコとS.S.F.との連携協定に基づく「縦割り突破」システムの開発

～各分野で煩雑化する帳票類及び入力システム：安全性、互換性、合理性に欠ける旧型システムの協業による打破！～

セキュリティ対策①

精神科医療に特化した電子カルテメーカーとして培ってきた技術と知見を元に開発しているので
セキュリティ面においても安心・安全にご利用いただけます。

電子カルテレベルのセキュリティシステム

精神科診療所で稼働実績のあるクラウド型電子カルテをプラットフォーム化
3省2ガイドライン※に準拠、電子保存の3原則を担保



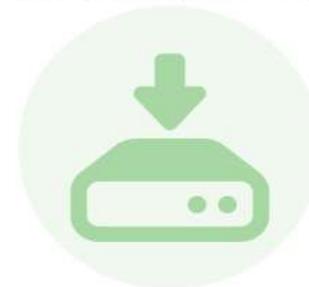
真正性

誰がいつ記録入力、修正、削除を行ったのかのログを残し、責任の所在を明確にします。



見読性

見読可能な状態を保持します。



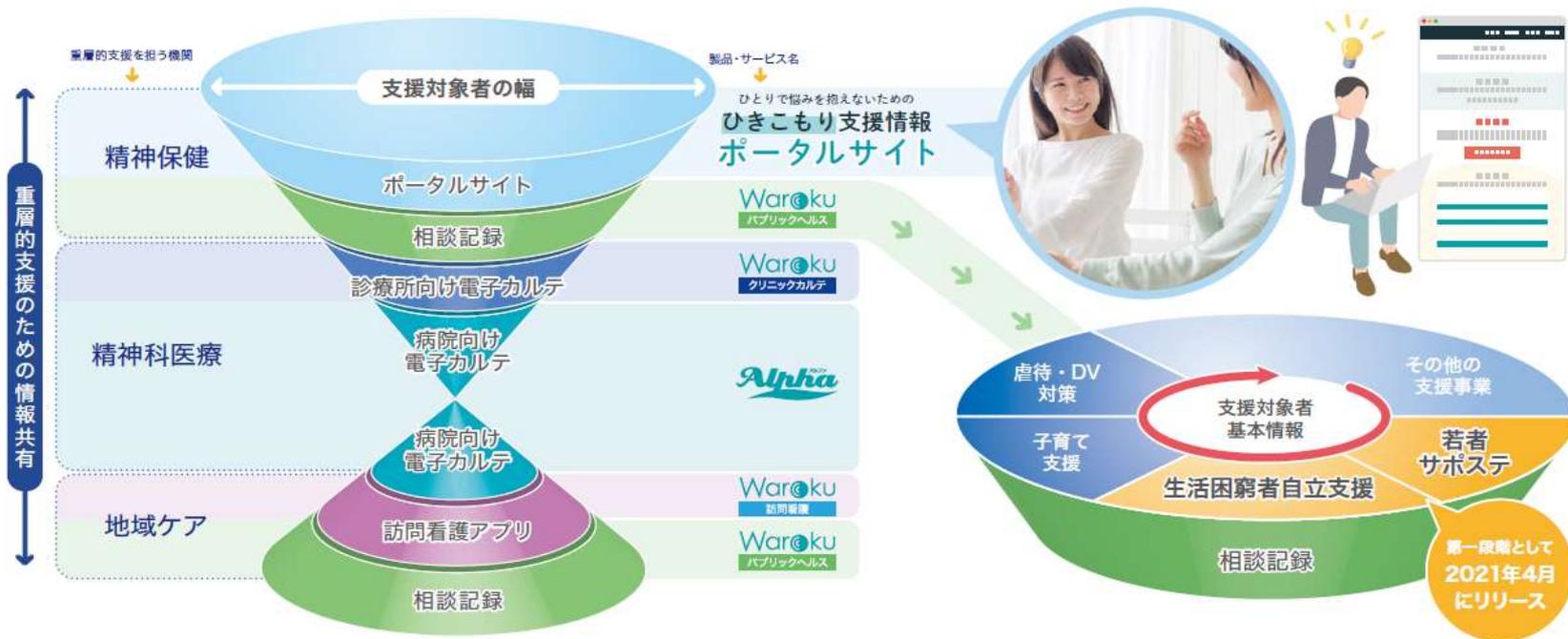
保存性

定められた期間に真正性を保ちつつ、見読可能な状態で保存します。

※.クラウド型電子カルテ等の医療情報システムは「厚生労働省」「経済産業省」「総務省」の3省が定める2つのガイドライン(3省2ガイドライン)を準拠しなければならない。

行政の相談記録システムは価格競争入札や再委託で開発されるため、ベンダーロックやセキュリティに問題があることも！最優先すべきは個人情報保護！安全性の担保は必須！

重層的支援を実現するための弊社DXサービス概念図



「Warokuパブリックヘルス」では、経済困窮、就労への不安、ひきこもり・孤立、DV・虐待、子育て支援といった全ての相談事業を対象とした情報共有プラットフォームの構築を目指していますが、まず第一段階として生活困窮者自立支援事業、地域若者サポートステーション事業(若者サポステ)向けの機能を「2021年4月」にリリースしました。

支援対象者への個別最適化されたサービス提供に向けて、総合相談窓口で成育環境情報を登録し、必要な基本情報を従来の縦割り制度の垣根を越えて共有できるワンスオンリーなシステムを実現することで、支援対象者への負担を軽減し、シームレスなサービス提供に寄与することを目的としています。

関係府省で実施される縦割りのシステム開発では変えられない現状を電子カルテシェアNo.1のレスコとの連携協定によって現場から改革する前例のない取組!

株式会社レスコとS.S.F.との連携協定に基づく「縦割り突破」システムの開発

～各分野で煩雑化する帳票類及び入力システム:安全性、互換性、合理性に欠ける旧型システムの協業による打破！～

将来構想



本システムを共同開発した
NPO法人 スチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史様 からのコメント

相談者が抱える課題の深刻化・複合化に伴い、支援現場では今、多職種連携、多機関協働が求められています。その一方で、施策毎に異なる帳票類や互換性のない相談記録システムは、過度の間接業務を発生させ、連携・協働によるシナジー効果を奪っていました。

「現場のニーズから縦割りの壁を突破する!」、シームレスな連携を実現するWarokuパブリックヘルスは、まさに当該分野にデジタルトランスフォーメーションをもたらす、革新的なシステムと言えます。



代表理事
谷口 仁史様

認定特定非営利活動法人
スチューデント・サポート・フェイス

不登校、ひきこもり、非行、ニート等困難を抱える子ども・若者の自立支援を目的に設立されたNPO法人で、全国トップレベルのアウトリーチノウハウと重層的な支援ネットワークで、社会参加・職業的自立に至るまでの総合的な自立支援事業を展開しています。



個人情報保護に関する全国初の一括同意方式と最先端の電子カルテシステムを基盤としたDXが連動して初めて実現する相談者主体の包括的相談記録システム



サポステを運営するS.S.F.がプラットフォームとなることで

職業的、社会的自立に至るまでの分野横断的かつ継続的な「伴走型」支援が可能となっている！

国が実施する「地域若者サポートステーション事業」が基盤となり地方自治体の取組を喚起

委託事業を通じて各主体が責任を持って支援に参画する総合的な支援体制の構築

「協働」による継続的かつ総合的な自立支援



一つ一つは小さな支援事業でも「自立」をキーワードに組み合わせると大きな力になる

専門性の高いアウトリーチ機能が縦割りを超え、組織間に効果的な協力関係を構築

S.S.F.が介在することで関連分野の知見や施策が結集され有機的な連携が実現

伴走型のコーディネートによって自立まで見守れる継続的かつ効果的な支援を展開

協働による「結果」の共有が発展的取組を促すためのPDCAサイクルの基盤

「協働型」「創造型」の取組が推進され若年無業者の減少等社会的な結果につながっている！

完璧な制度がない以上複数分野の支援事業が補完し高め合える仕組みこそ検討すべき！

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**アウトリーチによってもたらされる税収増を鑑みれば
当該自立支援分野への積極的投資によって
行政の財政健全化にも高い改善効果が期待できる！**

～全国トップレベルの就職者数をもたらした佐賀県及び佐賀市における高い財政的効果～





佐賀サポステがもたらした副次的な成果:佐賀県の財政に対する大きな貢献

～若年無業に係る問題の解決は少子高齢化が進行する日本社会において最も重要かつ投資効果の高い支援分野～

佐賀県の地域若者サポートステーションにおいて
直近3カ年で**就職した若年無業者972名**

※H25～27年度 進路決定者数1,180名から進学等を除いた数字

平成22年度調査	調査対象:423名	項目	全体		アウリーチ		その他	
			あり	割合	あり	割合	あり	割合
不適応経験	1	修学時の不適応経験	207	70.2%	171	97.2%	128	51.0%
	2	いじめ(同級生、先輩、同級、上司等からのいじめ)	120	30.5%	83	52.8%	38	14.6%
	3	対人関係のトラブル(異性、友人、教師、上司、同僚等)	220	64.3%	155	88.1%	111	47.4%
	4	社会生活上の挫折(受験失敗、仕事上のミス等)	211	50.4%	112	63.6%	101	40.9%
配慮すべき疾患	5	精神疾患、症状(聴・視含む)	161	38.8%	88	50.0%	76	30.8%
	6	知的障害(聴・視含む)	21	5.0%	11	6.3%	10	4.0%
	7	発達障害(聴・視含む)	129	30.5%	73	40.9%	51	23.1%
	8	自傷行為、自殺未遂等	67	15.8%	48	27.3%	19	7.7%
	9	家庭内暴力	106	25.1%	71	40.3%	35	14.2%
	10	こだわり、異常行動	119	26.5%	74	42.0%	38	15.4%
行動面の問題	11	生活リズムの乱れ、昼夜逆転	170	40.7%	112	63.6%	60	24.3%
	12	依存行動(賭博、インターネット、ゲーム依存等)	116	27.4%	84	47.7%	32	13.0%
	13	訪問型支援の利用経験	29	22.9%	41	46.0%	16	6.5%
	14	施設型支援の利用経験	25	61.2%	135	76.7%	124	50.2%
支援経験	15	医療機関	153	35.9%	69	39.2%	83	33.6%
	16	複数の支援機関の利用	207	48.5%	111	63.1%	94	38.1%
	17	心的要因(支援に対する不信がある)	161	39.5%	108	61.4%	59	23.9%
支援機関を利用するに当たっての困難	18	保護者要因(支援に対する理解が得られない)	39	19.1%	51	29.0%	30	12.1%
	19	本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない)	151	36.2%	105	59.7%	46	19.4%
	20	虐待の有無	33	4.7%	11	6.3%	3	3.6%
	21	保護者、家族の問題(精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	114	27.0%	75	41.5%	41	16.6%
家庭環境	22	保護者と本人との関係性の悪化	101	38.1%	104	59.1%	51	23.1%
	23	被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)	22	22.9%	14	14.7%	14	14.6%



働けないまま生活保護へ
(457名×生保約10万円/月×12か月)

-6億240万円
(税金で支えてもらう側から)

支援の結果就労・自立が実現
年収200万円の場合、所得税、住民税、社会保険負担金等を合計して納める税金を36万円と試算
(972名×納税36万円/年)

+3億4,992万円
(税金を納め支える側へ)



実態調査から家庭環境等に困難を抱える者が
各年度約**50%、57%、47%**で将来の
生活保護のリスクが高かった者と仮定すると…

直近3カ年(H25～27年度)だけで
9億5,232万円の税収増に貢献!

平成18年からの累計就職者数1,978名で換算すると佐賀県のサポステだけで年間
18億2,808万円が増収に転換されたことに! 医療費等を換算すると拡大する可能性大!

若年無業者の状態像も勘案して費用対効果を見ればサポステは最も投資効果の高い支援事業の一つ

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県が元来得意とする「人づくり」に合致する「戦略的人材育成」

**対人援助である以上支援の成否を決めるのは「人」
ボランティア段階からの戦略的な人材育成が必要**

～社会問題の解決の過程で有能な人材を育成する「戦略的人材育成」の必要性～



 支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～大学による専門職の養成という観点のみでは従来の枠組の範疇から脱却できない！実践のフィールドを！～

問題意識：制度が整っていない当該分野は近い将来深刻な人材不足に陥る可能性が高い

問題意識：従来の専門職養成カリキュラムでは当該分野での実践が圧倒的に不足している

問題意識：専門職の立場になってからでは個別家庭に継続的に関与することは難しい事も

問題意識：限られた財源の中で専門家が導入レベルの問題まで全て対応するのは不合理

問題意識：ケースによっては「専門家」というよりも「お兄さん」「お姉さん」的存在が効果的

支援介入困難度等による役割分担と
複数の専門職によるチーム対応

某行政機関が単独で行っていた訪問
支援事業との費用対効果の比較では
S.S.F.方式が7～34倍との評価も！

熟練レベル

各事業の相談責任者レベル

標準レベル

「選抜研修制度」を経て採用された職員(常勤・非常勤)

導入レベル

地域ボランティア及び有償ボランティア(大学生、大学院生、地域人材等)

徹底した危機管理の下で関係性を重視した「ナナメの関係性」を活用することは受け入れ側の子どもには勿論のこと支援者側の大学生等のボランティアにとってもOJTの場として機能するためメリットが大きい！また当該分野の発展という観点においても貢献度が高い！

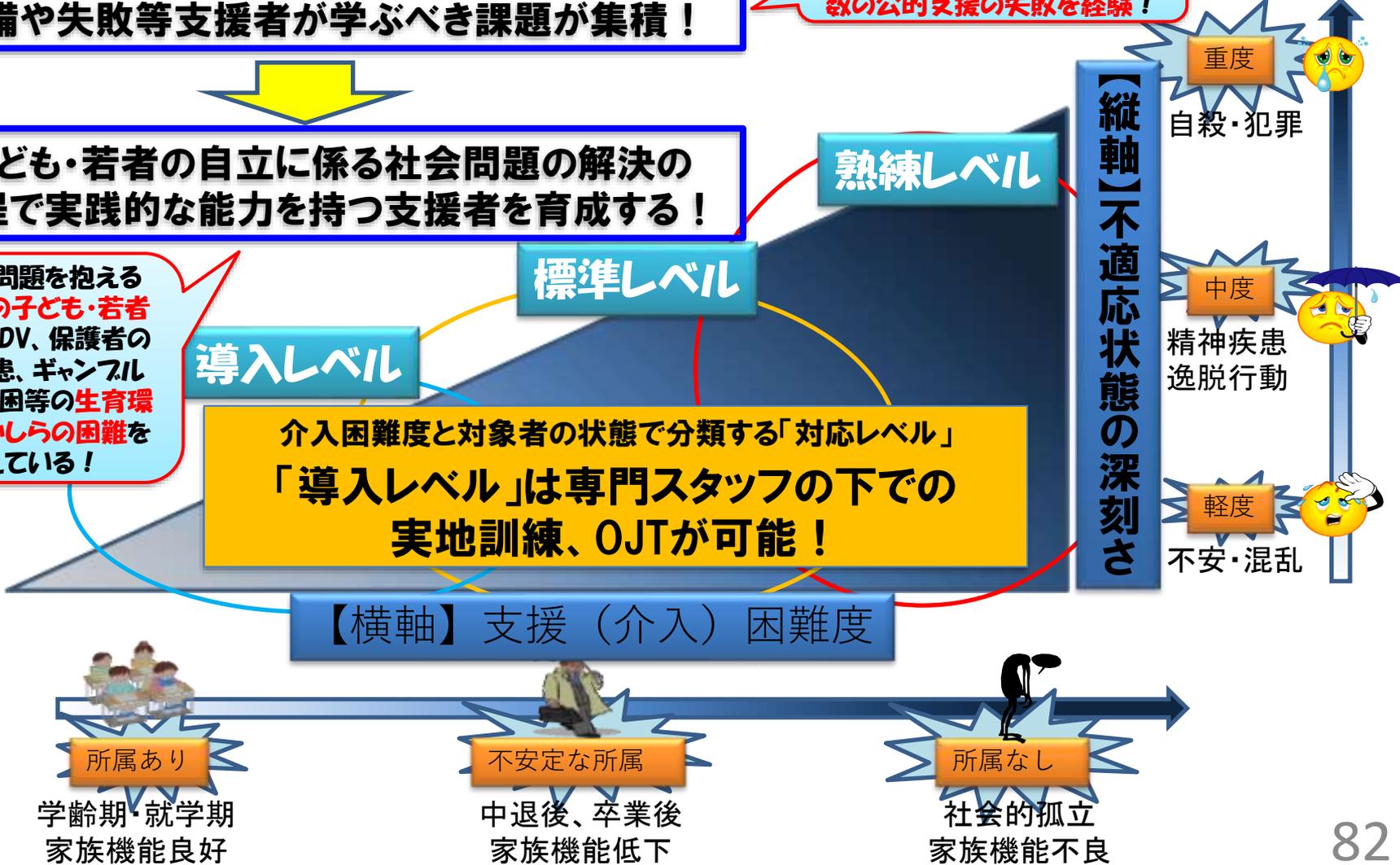
問題意識：従来の養成カリキュラムでは「結果」を残せる専門家が育ちにくい

アウトリーチの現場は各専門分野の取組の不備や失敗等支援者が学ぶべき課題が集積！

実態調査では6割を超える若者が社会的に孤立するまでに複数の公的支援の失敗を経験！

子ども・若者の自立に係る社会問題の解決の過程で実践的な能力を持つ支援者を育成する！

不適応問題を抱える63.8%の子ども・若者が虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等の生育環境に何かしらの困難を抱えている！



 膨大な支援実践で蓄積された専門的ノウハウを映像教材や模擬訓練、実地訓練等を経て共有
 ~専門家による見立てのみならず「当事者の声」を組み入れる！:安全性と効果性に配慮したS.S.F.の選抜研修制度~

問題意識:すべての希望者が支援現場に向いているとは限らない!

複数の専門職や当事者の意見を取り入れながら訪問支援員としての資質を評価し選抜

役員

評価



選抜

**役員
当事者**

評価



選抜

最も重要なのは支援を受ける子ども・若者の意見!人材育成の段階でも対応の不備から不利益を与えない対策も不可欠!



**合格者
2~3割**

講義形式

模擬訓練



適性判断

選抜



実地訓練

訪問支援

本研修はH22年度から「内閣府アウトリーチ研修」のプログラムとして採用され
 S.S.F.は全国で最も応募者の多い実地訓練先の一つとなっている!

大学・行政・NPO等が協働することで機能する社会問題解決型の体系的な研修システムの構築
 ～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～

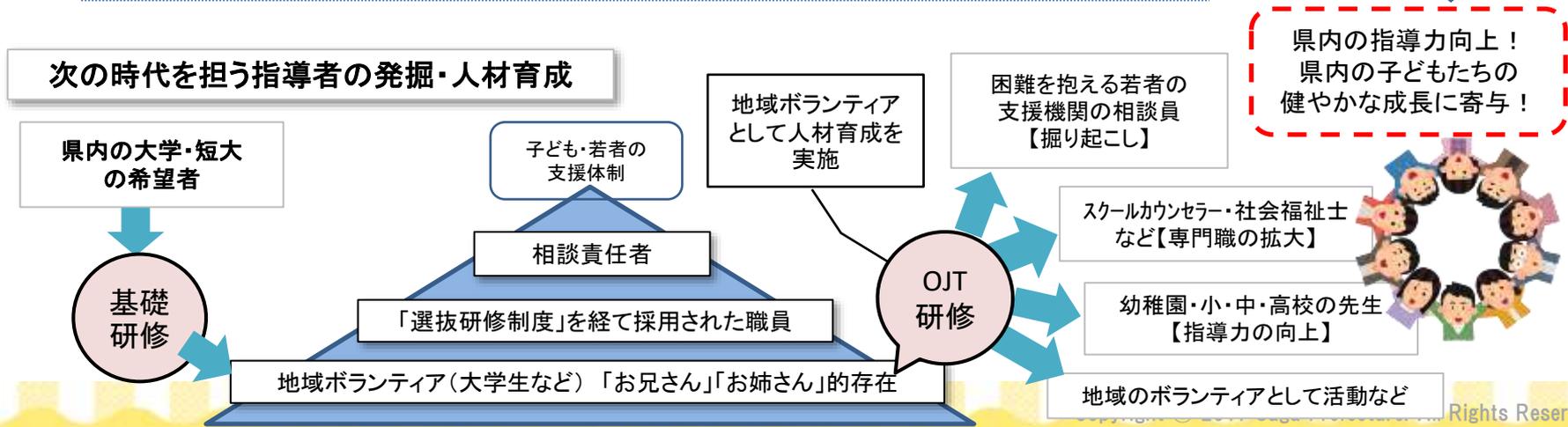
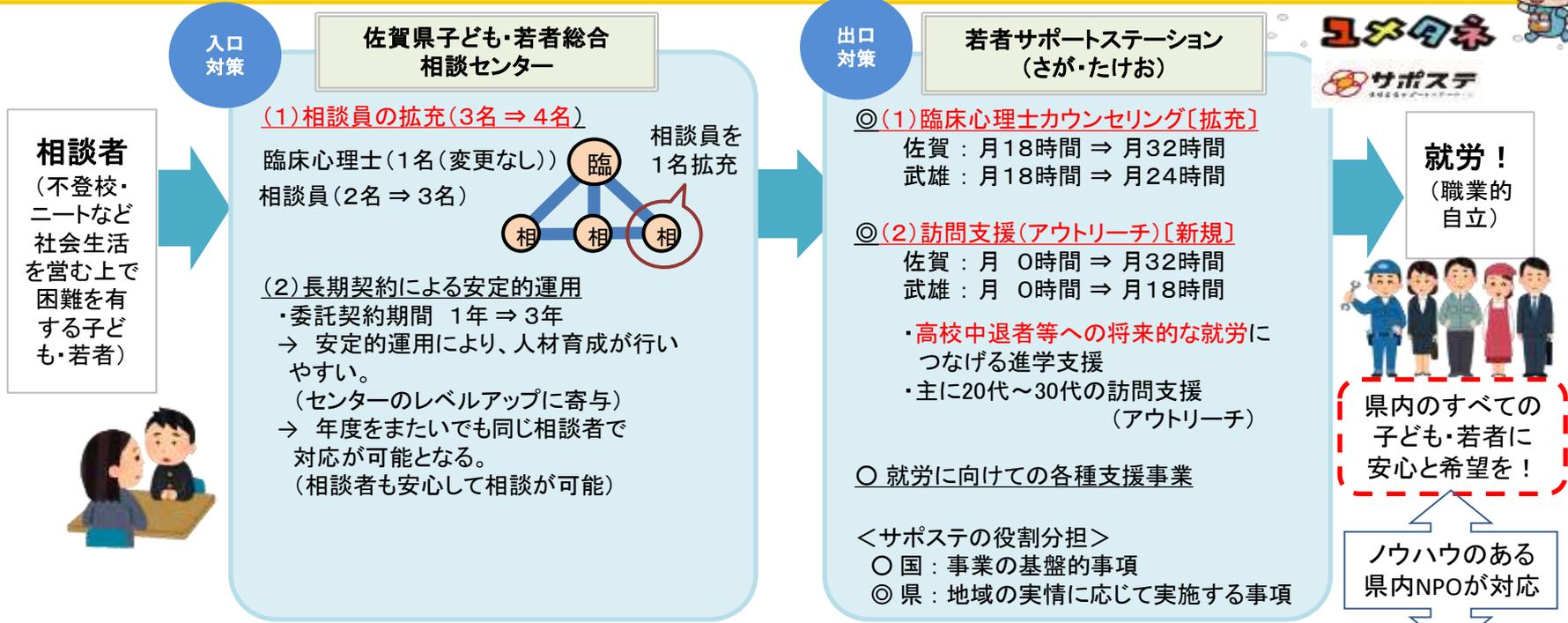
問題意識：大学における専門職の養成の過程を改革しなければ問題は解決しない！

NPOが有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成



「生活困窮者自立支援制度」や「地域若者サポートステーション事業」のように国と自治体、NPO等が協働する制度の中で運用することが理想！効果性の検証のためにも大学の関与は必須！

就労までの切れ目のない支援（H29～拡充内容）



**支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～**

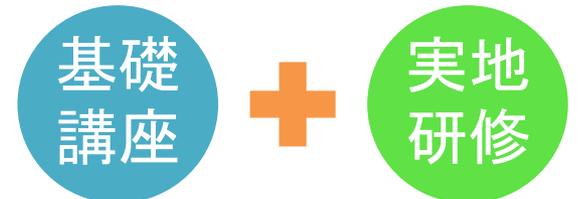
S.S.F.が有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成

次の時代を担う指導者
養成研修
基礎講座

子ども・若者支援に携わりたい皆さんへ。

不登校、ひきこもり、非行、ニート等自立に際して困難を抱える子ども・若者についての理解、アウトリーチ（訪問支援）から適応支援、就労支援に至るまで、自立支援の在り方について学ば基礎講座と実地研修を行う予定です。

内閣府アウトリーチ研修や厚生労働省生活困窮者自立支援制度従事者養成研修等の国研修でも採用されている専門的ノウハウを学ぶとても貴重な機会です。ぜひご参加ください。



基礎講座(2日間) 時間：10:00～17:00
場所：佐賀市青少年センター会議室 (佐賀パルーンミュージアム3階)

特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事
講師：谷口 仁史 数山 和己

実地研修(1日間) 時間：随時調整
場所：スチューデント・サポート・フェイス事務局

講師プロフィール

- 特定非営利活動法人「NPOスチューデント・サポート・フェイス」代表理事 (子ども若者育成・子育て支援功労者表彰「内閣総理大臣表彰」受賞) (公益財団法人社会貢献支援財団「平成26年社会貢献者表彰」受賞) (地方自治法施行70周年記念「総務大臣表彰」受賞) (「佐賀さいこう表彰(協働部門)」受賞)
- さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター
- 佐賀県子ども・若者総合相談センターセンター長
- 佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」センター長

【歴任した公的委員等】
「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」構成員(内閣府)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会(厚労省・全社協)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 就労準備支援事業従事者養成研修企画部会長(厚労省・全社協)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 自立相談支援事業従事者養成研修就労支援員企画部会委員(厚労省・全社協)
社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員(厚労省) 他



養成研修合同開催！

次の時代を担う指導者養成研修

定員：20名 受講料：無料

共通 **基礎講座** + **実地研修**

座学講座を2日間、実地研修を1日間の計3日間実施

基礎講座	1日目 10:00～17:00、2日目 10:00～15:00
実地研修	日程、時間：随時調整(2,3時間程度)

子ども・若者支援、ひきこもり支援に関心をお持ちの皆様へ。

不登校、ひきこもり、非行、ニート等自立に際して困難を抱える子ども・若者についての理解、アウトリーチ（訪問支援）から適応支援、就労支援に至るまで、自立支援の在り方について学ば養成研修を行います。

内閣府アウトリーチ研修や厚生労働省生活困窮者自立支援制度従事者養成研修等の国研修でも採用されている専門的ノウハウを学ぶとても貴重な機会です。ぜひご参加ください。

ひきこもりサポーター養成研修

定員：20名 受講料：無料

共通 **基礎講座** + **専門講座**

基礎講座と専門講座の座学講座を計2日間実施

基礎講座	1日目 10:00～17:00、2日目 10:00～15:00
専門講座	2日目 15:00～17:00

■第1回日程
座学講座 **9/29(木)、30(金)** 実地研修 10月中
[場所：佐賀市青少年センター 大会議室 (佐賀パルーンミュージアム3階)]

■第2回日程 (※多少、時間の変更がある可能性があります)
座学講座 **10/27(木)、28(金)** 実地研修 11月中
[場所：唐津市文化体育館 会議室]

※養成研修は、一部オンラインとなる可能性もございます ※実地研修の日程は、座学講座が終わり次第、調整致します

講師プロフィール

谷口 仁史

○認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス 代表理事
[子ども若者育成・子育て支援功労者表彰「内閣総理大臣表彰」受賞] (公益財団法人社会貢献支援財団「平成26年社会貢献者表彰」受賞) (地方自治法施行70周年記念「総務大臣表彰」受賞) (「佐賀さいこう表彰(協働部門)」受賞)

○さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター

○佐賀県子ども・若者総合相談センターセンター長

○佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」センター長

【歴任した公的委員等】
子ども・若者育成支援推進のための有識者会議(内閣府)
「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」構成員(内閣府)
こども政策の推進に係る有識者会議 臨時構成員(内閣官房)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 企画・運営委員会(厚労省・全社協)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 就労準備支援事業従事者養成研修企画部会長(厚労省・全社協)



平成27年8月31日放送
NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」
「寄り添うのは、傷だらけの希望」出演

平成29年11月19日放送
NHK「地域力化ドキュメント
ふるさとグングン！」出演

平成30年12月15日放送
令和元年10月19日放送
NHK(BSレール)「TVシンポジウム」出演

年々発展を遂げR4年度の受講者は過去最多！大学における講義出席・単位認定導入の検討始まる！



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

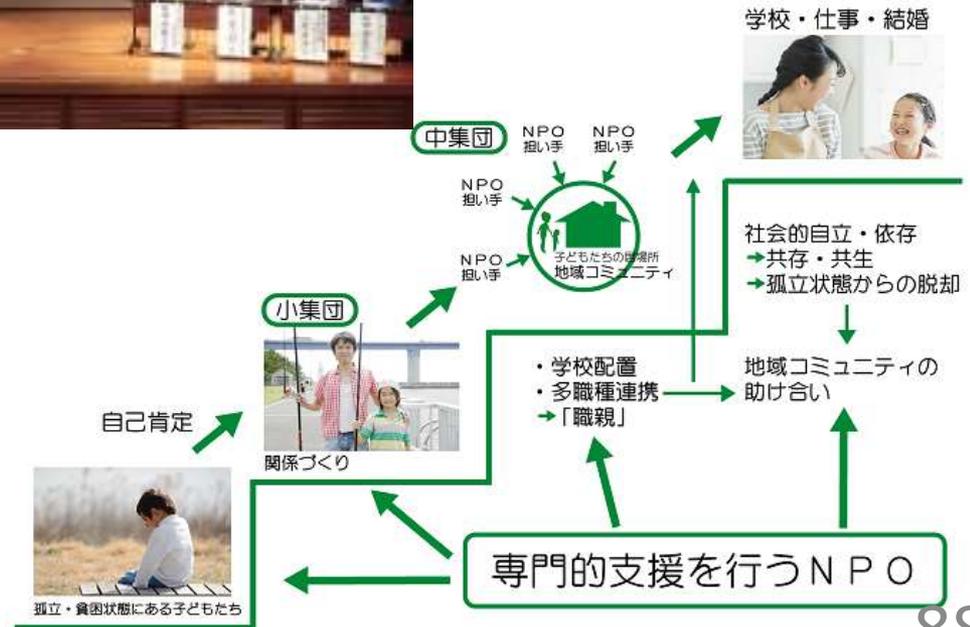
「必要なものは『協働』で創り出す！」
「地域づくり」には
「協働型」「創造型」の取組が不可欠

～どんな境遇の子どもも見捨てない！ S.S.F.が呼びかけ人となって発足した民間プロジェクト～

「必要なものは『協働』で創り出す！」地域づくりには「協働型」「創造型」の取組が不可欠
 ~合同研修会においてS.S.F.が呼びかけ人となって創設された「さが・こども未来応援プロジェクト」~

2017年 佐賀県子ども・若者支援地域協議会研修会

(「広がれ、子ども食堂の輪！」全国ツアー合同研修会及びシンポジウム)がきっかけ



「必要なものは『協働』で創り出す！」地域づくりには「協働型」「創造型」の取組が不可欠
～合同研修会においてS.S.F.が呼びかけ人となって創設された「さが・こども未来応援プロジェクト」～



SAGA CODOMO MIRAI SUPPORT PROJECT

プロジェクト構成団体

1. 公益財団法人 佐賀未来創造基金
2. 認定特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス
3. 認定特定非営利活動法人 地球市民の会
4. 特定非営利活動法人 さが市民活動サポートセンター
5. 公益財団法人 佐賀県国際交流協会 (Spira Saga)
6. 特定非営利活動法人 空家・空地活用サポートSAGA

さが。こども
未来応援
プロジェクト

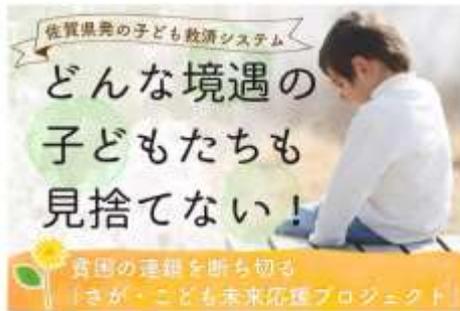
2020年に一般社団法人になりました！

どんな境遇の子ども達も見捨てない

ファンドレイジング 資金調達・クラウドファンディング（佐賀未来創造基金）

どんな境遇の子どもたちも見捨てない！佐賀県発の『子ども救済システム』

佐賀県NPO支援 佐賀県NPO支援



寄附金額
14,813,764円

支援人数 450人



H2017年度
約1,500万円



寄附金額
10,060,000円



目標金額: 10,000,000円

達成率	支援人数	終了まで
100.6%	338人	31日 / 125日

佐賀県NPO支援
佐賀県NPO支援

2018年度
約1,000万円



寄付金額
12,127,000円



目標金額: 10,000,000円

達成率	支援人数	終了まで
121.2%	304人	受付終了

佐賀県NPO支援（さがけん えぬびーおーしえん）

2019年度
約1,200万円



助成事業（お金）

□ 活動内容

「さが・子ども未来応援基金（第1回）」2018年度助成

唐津市、基山町、嬉野市、伊万里市、佐賀市の7箇所に助成

「さが・子ども未来応援基金（第2回）」2018年度助成

唐津市、基山町、嬉野市、伊万里市、佐賀市の7箇所に助成

「さが・子ども未来応援基金（第3回）」2019年度助成



「さが・子ども未来応援基金（第4回）」 2020年度助成

【Aコース：採択団体】各団体20万円

☆唐津市放課後児童支援員会（唐津市）

子どもの居場所「じゃんぷ」

☆鳥栖北小学校 PTA（鳥栖市）

いのちの授業及び命の相談窓口センター設置事業

☆江北町女性ネットワークの会（江北町）

こうほくこども食堂

☆そよかぜ（唐津市）

フリースペース『おばあちゃんち』設立、運営事業

☆一般社団法人 地域活性化いじめ撲滅実行委員会

（佐賀市）嘉瀬町を代表する曲を子ども達と作る

【Bコース：採択団体】20万円

☆隣友の会（佐賀市）佐賀未来こども宅食トライアル

【Cコース：採択団体】100万円

☆NPO法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会（小城市）

放課後児童クラブネット環境整備事業@佐賀

助成事業（モノ）

□ 活動内容



毎月、1万円程度のプレゼントが選べます。

寄付者のみなさまには、SNSを通じて「子どもの居場所」の子どもたちの様子や活動内容をお届けするように居場所の運営者は情報発信しています。

ふるさと納税の返礼品を「子どもの居場所」にプレゼントするメニューを寄付者のみなさまにご指定いただいています。

PRESENT CONTENTS
プレゼント内容

- 1 配達 (2,000円/件×5件=10,000円)**
1回のお申し込みで以下の4品目を5件まで(総額10,000円分)
 - 佐賀県産のお肉 ◆ 金鱈佐賀豚小間切れ ◆ (300g/2,000円)
 - 佐賀県産のお米 ◆ 佐賀県産さがびより・ひのひかり ◆ 各1.5kg (合計3kg/2,000円)
 - 佐賀県産のお野菜 ◆ 旬のお野菜セット/2,000円 ◆ 季節のお野菜4~5種類 (時期によって変わります)
 - 佐賀県産のお菓子 ◆ 個包装の焼き菓子等12個程度/2,000円※ 旬のお野菜セットのお野菜の種類は選べません。
※ 焼き菓子の焼き菓子等のお菓子の種類は選べません。
- 2 直接購入&精算【食材】 (佐賀県産に限る)** ※下記④直接購入&精算【新型コロナ対策用品】の備考書とは別にしてください。返戻された場合は受け付けられません。
上記①配達にない食材やおやつを近隣の商店から購入したい団体さんに10,000円/月(1件2,000円)を上限に補助します。
 - 出月購入分の領収証を翌月10日までにコピー(画像データ)をお送りください。⇒内容確認後、月末に精算します。
 - 食材は佐賀県産のものに限ります。購入食材が佐賀県産であることがわかる写真(食品表示等の画像データ)をお送りください。
 - 「子どもの居場所」もしくは団体専用の口座を準備し、通帳の中表紙(銀行口座、支店名、口座名義がわかるページ)のコピー(画像データ)をお送りください。
- 3 直接購入&精算【新型コロナ対策用品】** ※上記④直接購入&精算【食材】の備考書とは別にしてください。返戻された場合は受け付けられません。
新型コロナ対策で新たに必要になったものも、10,000円/月(1件2,000円)を上限に購入可能です。
 - 例) 消毒液、マスク、お弁当容器、ラップ、キッチンペーパー等
 - 出月購入分の領収証を翌月10日までにコピー(画像データ)をお送りください。⇒内容確認後、月末に精算します。
 - 「子どもの居場所」もしくは団体専用の口座を準備し、通帳の中表紙(銀行口座、支店名、口座名義がわかるページ)のコピー(画像データ)をお送りください。
- 4 ①配達、②直接購入&精算【食材】、③直接購入&精算【新型コロナ対策用品】の併用**
上記①②③を組み合わせると、総額10,000円分を上限に配達&補助
例) 配達4件(8,000円相当)+精算【食材】1件(2,000円/月)=10,000円
※ 配達商品の内容や直接購入の内容については、上記①②③をご参照ください。

助成事業（お金）

□ 活動内容

2020年度進学者用入学給付金

※2019年度の給付金は、39名の進学者へ助成できました

2021年度進学者用入学給付金

※30名の進学者へ助成しました

2021年度の採択者に対しては、選考で評価が高かった10人に佐賀共栄銀行の寄付金を上乗せしました



～居場所とつながる人材助成金～

助成事業（コロナ禍で困られている家庭へのご寄付）

□ 活動内容

2021年度進学者用入学給付金

※30名の進学者へ助成しました

採択者30人のご家庭に、こども宅食応援団より食料支援等も行われました



たくさんの食料品を送って頂いてありがとうございます。
家族みんな喜んでます。高校は、お兄ちゃんと一緒に元気に通っています。担任の先生はとてもいい先生で、友達もできて毎日楽しい学校生活を送っています。
これからは、ボランティアもしていきたいと思っています。
ありがとうございました。

寄付を受け取った方からのお手紙の一部です



県の委託事業としての取組み（2020）

□ マッチング交流会・子どもの居場所に必要な講習会

～子ども居場所と地域をつなぐマッチング交流会を開催及びオンラインのための講習会など～

第1回 居場所と地域がつながる **オンライン**

マッチング交流会

～子どもの居場所が元気に継続していくために～

開催日時 2020年9月11日(金) 14:30 - 16:00

開催方法 オンライン開催

参加申込者には、当日までに「Zoom」の参加アドレスをメールにてお知らせします。
※ Zoomの使い方が分からない方は、裏面の講習会にもぜひご参加ください。

定員 **20**名 参加費 **無料**

第1部 佐賀県の多文化共生と外国につながる子どもの居場所について **20**名

公益財団法人 佐賀県国際交流協会 | 公益財団法人 佐賀県国際交流協会
矢富 明德氏 (企画交流課長) | **平 実穂氏**

わたしたちは、日本人も外国人も同じ仲間として認め合い、共に生きる、「多文化共生」の地域づくりを目指して活動しています。
 今回は、佐賀県にはどんな外国人が暮らしているのか、どんなことに困りを感じるのかをはじめ、同じ県民として共に暮らしやすいまちをつくるために、わたしたち一人ひとりができることについてお話します。

第2部 居場所や支援する人たちからのビデオレター **5**名

香月 郁雄氏 佐賀市子育て支援部 子育て総務課
吉村 香代子氏 よってこランド 認定NPO法人 たすけあい佐賀 副代表
大石 学氏 (株)ナチュラルライフ いる。薬局 取締役

第1回目 オンラインビデオ会議ツール「Zoom」の導入と設定について

パソコンまたはスマホがあれば、複数の人とインターネット上でビデオミーティング(会議)ができる便利なツールです。今回は、パソコンやスマホでの導入の仕方を分かりやすく解説した動画をWEB上に公開します。オンライン交流会(表面)でもZoomを利用しますので、ぜひ動画を見てご自身のパソコンやスマホでお試ください。

・公開場所: 子どもの居場所ポータルサイト (<http://saga-codomo.com/>)
 ・公開時期: 2020年8月上旬予定



 **講師: 徳永 絢一朗氏**
 ソーシャルシステムズ合同会社 デザイナー。CSQのチーフデザイナー、ウェブ制作を主力業務として取り扱う。

今年度ならでのオンライン開催講習会もオンラインの導入から…

行政と連携した 地域円卓会議・勉強会・交流会などを継続



代表者の想いに呼応した有志、多機関協働で設立された「フードバンクさが」
 ～生活困窮者自立支援事業に従事する関係団体のみならず県内外の有志が協力し運営される協働型フードバンク～

「フードバンクさが」の目的

「フードバンクさが」は、まだ食べられるのに捨てられている食品の削減とそれらを有効活用できる循環型社会をめざし、フードバンク活動を通じて、地域福祉の向上や食の大切さ、地球環境の大切さを考え、食への感謝の気持ちを大事にする共助社会づくりに寄与することを目的とします。*2020年12月に法人格を取得いたしました。

「フードバンクさが」の事業内容

- 食品流通の過程において生じる過剰生産、印字ミス、外包装の破損、流通ルールなどの理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を、企業・団体・個人から無償で寄贈していただき、必要としている団体などに無償で提供します。
- 子ども食堂、地域サロン、生活自立支援団体、社会福祉協議会、学習支援団体など、支援が必要な団体の情報収集を行います。
- フードバンク活動の普及啓発活動を行います。
- 行政や他の支援団体と密接に連携し、効果的な支援をめざします。
- その他本会の目的達成に必要な事項に関することを行います。



お問い合わせ先

特定非営利活動法人
フードバンクさが
 佐賀市唐人1丁目1-14 よってこ十間場
 お問い合わせ 平日9:00～17:00
 Tel.0952-37-1300 / Fax.0952-37-1343
 E-mail:tsunagu@fb-saga.org

●開館日 毎週水・金曜日 / 10:00～17:00



※駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

- フードドライブ
 - ・コープさが生協 新栄店様（常設）
 - ・ゆめマートさが様（常設）
- ※フードドライブ開催については、ご相談ください

特定非営利活動法人
**フードバンク
 さが**



食で
 人と人をつなぐ



FOOD BANK SAGA

「協働型」の開かれた運営で令和3年度は10月末時点で27tの食料を提供！



アドバイザー契約に基づく「こども宅食応援団」と連携

～「支援を届ける！」アウトリーチ支援に係る社会資源の協働での創出：赤ちゃん宅食等発展的取組の展開～

 こども宅食応援団

こども宅食
とは

こども宅食
応援団とは

こども宅食を
応援したい

こども宅食を
やりたい・知りたい

全国の
取り組み

ニュース

ふるさと納税で応援



こども宅食応援団

親子のつらいを見逃さない社会へ

弁護士会との合流によって法人化が決定したこどもシェルター「子ども支援の輪」

～「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」多機関協働による県内初の「こどもシェルター」の設立に向けて～

「緊急避難を要する子どもへの支援＝こどもシェルター構想」S.S.F.主催で複数年にわたり勉強会等を開催別の流れで準備が進められていた弁護士会有志による「設立準備会」との合流を決定！

佐賀県「異年齢・少人数児童のための学習指導員配置事業」

※S.S.F.が有する虐待対応の専門性及び実績が認められ、H21～24年度まで児童相談所一時保護所内にS.S.F.の常勤職員を配置。虐待等で保護されている児童生徒を対象に全国初の学習・生活支援を実施。

過去42万件超の相談活動で培ったノウハウと児童相談所、弁護士会、県警等関係機関との連携協力関係を生かした取組を推進！



先進地視察

Q&A

Q: シェルターに入るのに費用は必要ですか？
A: いいえ。一切の費用負担はありません。生活費用、弁護士や専門家の支援を無料で受けることができます。

Q: シェルターの生活は？
A: まずはゆっくり休んでください。それぞれの居室や共有スペースで過ごしたり、スタッフ、ボランティア、他の子どもと話したり、食事をしたり、テレビを見たりして過ごします。希望に応じて、学習、スポーツ、エーションなど参加を過ごしてもらいます。

Q: シェルターにルールはありますか？
A: シェルターは、家庭などから避難してくる子どもが多いため、場所并非公開放。携帯電話（スマートフォン）の通信機器の使用や外出（通学）には制限があります。

特定非営利活動法人佐賀子ども支援の

- 理事長 下津真 公 (弁護士)
- 副理事長 東島 浩幸 (弁護士)
- 専任理事 甲木美知子 (弁護士)
- 専任理事 佐藤 雄一 (弁護士)
- 理事 上野 泰三 (西九州大学子ども学専攻)
- 理事 初口 仁史 (認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表)
- 監事 吉川由由美 (司法書士)
- 監事 名取由子 (弁護士)
- 賛助顧問 江頭 一郎 (九州しらかば法律事務所)
- 賛助顧問 北村 篤士 (佐賀県弁護士会代表理事)

利用の流れ

①お電話ください
子ども本人でも、子どもに希望を受けた大人でもOK
0952-37-5963
(平日9時～18時)

②入居までの手続き
質問により詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。
入居する子ども一人一人に「子ども相談弁護士（コタン）」がつきます（無料）。

③シェルターでの生活
安全かつ安心な場所で休んでもらいます。スタッフ、コタン、ボランティアのほか、たくさんの方が24時間体制で子どもを支えます。
入居期間の目安は、2週間～2か月程度です。
利用料は無料なので、生活費の心配はいりません。

④次の居場所へ
スタッフやコタンと一緒に次の居場所を探します。
(家庭環境、他の施設、住み込み就職、etc)
シェルターを出たあとも、困ったことや悩み事があればいつでも相談してください。

「子どもシェルターばーん」とは

虐待、非行、貧困その他の理由により居場所を失った子どもに安心して暮らせる場所を提供し、常に子どもを主人公にして寄り添い、子どもの生きる力を回復させることを目的としています。
福祉、医療、保健、心理、教育、法律などの多職種連携を取りながら、子どもたちにとって安心できる居場所づくり、そして自立に向けた支援を実施していきます。

こんな子どもの居場所です

おむね13歳から20歳までの女の子を対象としています。

- 虐待・放任などにより家に居場所がない
 - 貧困で安定して住むところ、食べるものがない
 - 非行から立ち直ろうとしても支えてくれる大人がいない
- その他、さまざまな原因で居場所がなくなってしまった子どもたちの居場所です。

●どんなところ？

居場所のない子どものための緊急避難場所です。
場所は非公開。
安全の確保された場所で、スタッフやボランティアと一緒に過ごすことができます。

関係団体が人材やノウハウ、資源等を共有する「協働型」のシェルター運営！



「8050問題」に象徴される高年齢層のひきこもり問題への対応強化

～精神保健指定の加入及び生活困窮者自立支援制度実施者との連携協力による体制強化～

報道関係各位

2022年2月15日
一般社団法人日本カーシェアリング協会

佐賀で取組を開始した生活困窮者支援の先進事例共有会を
2月19日(土)にオンラインで開催します

～生活困窮者支援に自動車～

一般社団法人日本カーシェアリング協会(本社:宮城県石巻市、代表理事 吉澤武彦)は、佐賀県武雄市に九州支部を設置しています。佐賀県内で連携協定を結んでいる2団体と共同で、生活困窮者支援の新しい取り組みに関するオンラインイベントを2022年2月19日(土)に開催することになりました。

イベントページ URL <https://www.facebook.com/evwta/853818209098660>

生活困窮者自立支援の先進事例共有会 ～困窮者支援×自動車貸出のインパクトと課題～

開催日時: 2022年2月19日(土) 13:00-15:30
参加費: 無料
Zoomによるオンライン開催
主催: 一般社団法人日本カーシェアリング協会

協賛者
特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス
グリーンコープ生活協働組合
一般社団法人日本カーシェアリング協会



↑ イベントページ

イベント詳細 (プログラムの内容は2枚目をご覧ください)

イベント名: 「生活困窮者自立支援の先進事例共有会～困窮者支援×自動車貸出の効果と課題～」

開催日時: 2022年2月19日(土) 13:00 - 15:00

開催場所: Zoom 開催

参加費: 無料

登壇者: 一般社団法人日本カーシェアリング協会 事業部長 石渡 賢大

特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口仁史 氏

グリーンコープ生活協働組合が 生活再生相談室 相談責任者 本多雅美 氏

イベント実施の背景

地方では生活必需品である自動車ですが、ひとたび車を維持できなくなった方への車の取得に関しての公的・民間の支援はこれまでほとんど行われてきませんでした。協会では、東日本大震災以降、寄付で募った車を活用した支援活動を行っています。近年は経済的に厳しい状況に立たされている方からの車の貸出相談に対応してまいりました。2021年8月、協会は困窮者への車の貸出支援をより効果的なものにするため、佐賀県で活動するスチューデント・サポート・フェイスとグリーンコープ生活協働組合と連携協定を結び、生活困窮者支援の分野で連携を始めました。今回は、協会が実施してきた困窮者支援における自動車・移動手段の提供に関する事例紹介と、長らく困窮者支援の現場で活動を続けてこられた2団体からの講演を行います。生活困窮者支援に車を使う環境を整えることで起こるポジティブな効果や、現在の課題などを紹介します。新たな社会課題の認知、支援情報を多くの方に届けるために、取材のご検討をいただけますと幸いです。



**一般社団法人日本カーシェアリング協会との連携協定による生活困窮者支援の新しい取り組みのスタート！
自動車の貸し出しと家計改善支援との連携による困窮からの効果的な脱却！**

 「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」
子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億層活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋)を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性(まとめ)

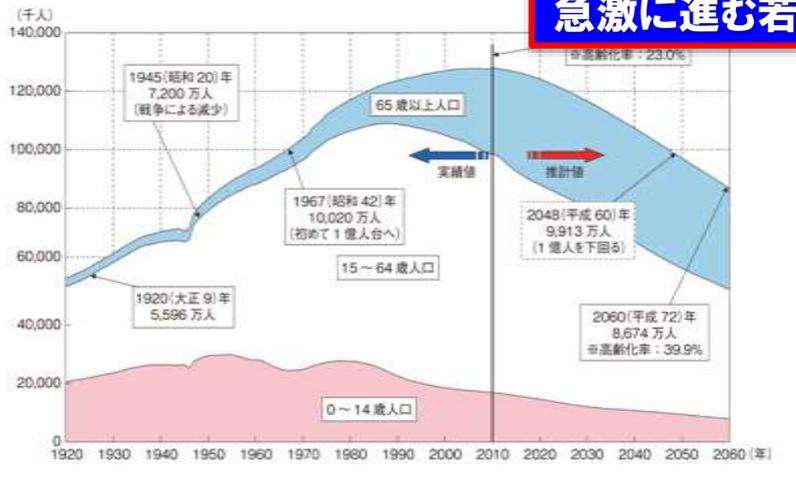
営利企業による政策誘導と
「クリームスキミング」の発生リスクが
高まった子ども・若者の自立支援分野

～単純指標による事業評価が助長する営利企業等によるクリームスキミング:社会問題の深刻化～

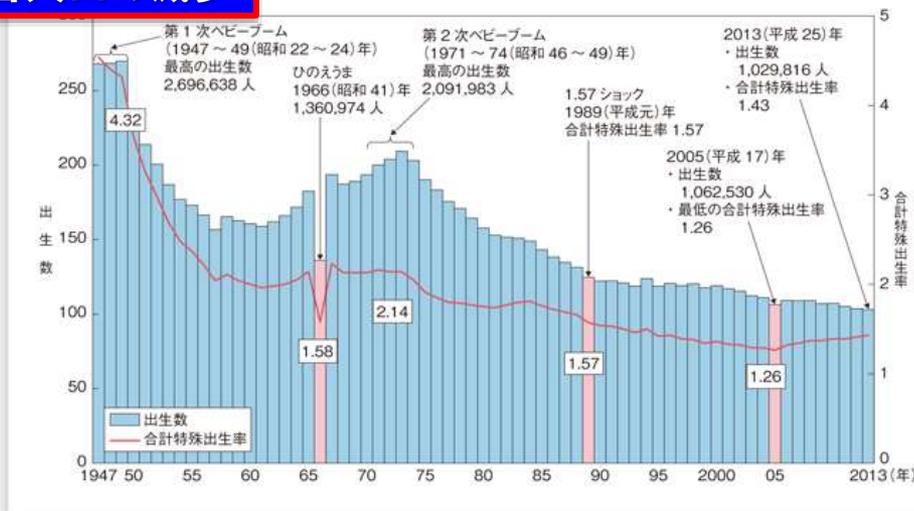


「クリームスキミング」によって「ビジネス化」され分断・崩壊の危機が迫る子ども・若者支援 ～「営利企業」や「企業系NPO」等によって政策誘導され「ビジネス化」が進む子ども・若者支援分野～

急激に進む若年者人口の減少



資料：実績値（1920年～2010年）は総務省「国勢調査」、「人口推計」、「昭和20年人口調査」、推計値（2011～2060年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の
中位推計による。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

学習塾、家庭教師、専門学校、通信教育、人材派遣業…「株式会社」を始め「営利企業」に起こる変化

急激に進む若年者人口の減少

経済困窮家庭の増加

無料学習塾等行政施策の充実

顧客の大幅な減少による収益減

寡占化による収益率の低下

配当を狙う株主等の圧力の上昇

公共サービスの民営化の圧力

非営利、不採算分野への進出

クリームスキミングの発生

公共サービスにおいて、規制緩和によって参入する新規事業者が、収益性の高い部分にサービスを集中させ美味しい部分だけかすめ取ること。公共サービスにおいて収益性の低い部分のサービスを維持することが困難になる問題が生じる。（Hatena Keywordより）



「復学人数」、「成績向上率」、「就職者数」等分かり易い、単純化された事業評価に頼ると「クリームスキミング」が助長され、支援が不可欠な重篤ケースの排除を生み、社会問題を悪化させる結果に！

 「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」
子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋及び改訂)を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性(まとめ)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 加速した「社会的孤立」に係る 問題の深刻化・複合化

～弱い立場の子ども・若者により強い影響が出る傾向にあり社会的孤立に係る問題の裾野は着実に広がりを見せている！～

コロナ禍の子ども・若者の自立支援の領域で発生している諸問題のまとめ

～弱い立場の子ども・若者により強い影響が出る傾向にあり社会的孤立に係る問題の裾野は着実に広がりを見せている～

① コロナ禍の困難を抱える子ども・若者及びその家族に何が起きているのか？

- ・労働時間の減少、雇止め、休業、解雇、失業、就職難等の発生による経済的困窮
- ・将来不安や自粛生活の長期化等家庭内ストレスの増大による家族問題の発生
- ・多重債務、貧困、虐待、DV、アルコール依存、精神疾患、自殺等所属する家庭環境の悪化
- ・いじめ、差別、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、ゲーム障害、SNSトラブル、自殺等問題の深刻化
- ・経済困窮によるインターネット環境の不備等、オンライン授業等の機会格差の顕在化
- ・こどもの居場所等の閉鎖や活動の制限による困難を抱える子ども・若者の孤立化の進行
- ・ネットカフェ難民や若年ホームレス等親の援助や保護を受けられない不安定住居者の増加
- ・収入減や相談機会の減少等による8050問題、ダブルケア等の問題の深刻化等

② 子ども・若者を支える相談支援機関側でどんな問題が生じているのか？

- ・生活困窮関連の相談窓口を中心に要支援者の年度途中の激増による多忙化
- ・感染リスクを抱えながらの相談対応による現場のストレスの増大と離職者の増加
- ・相談対応だけでなく、貸付等の申請業務の激増による社会的孤立に係る取組の遅れ
- ・経済的困窮等の相談ニーズの激増でひきこもり対策や就職氷河期対策の進捗の遅れ
- ・感染予防対策による大幅な支出増と生活困窮関連事業以外に適用できない補助金のジレンマ
- ・人員拡充のための国からの10/10の補助金申請を多忙化から申請できない行政職員の顕在化
- ・10/10補助金を補助率の低い人員と挿げ替えようとする行政職員の現場の負担感を無視した行動
- ・協力金等支出増、税込減による自治体側の財政難の影響で子ども・若者関連事業の削減圧力等

少子高齢社会を支えるべき現役世代の困窮化・弱体化

無収入、無年金、無資産、無縁の状態が高齢期に突入する孤立層の形成のリスク

社会的孤立に係る問題のすそ野の広がり連鎖、課題の深刻化・複合化の加速

従来型の相談支援機関及び支援メニューが機能不全に陥るリスクの増大



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋及び改訂)を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性(まとめ)

I 子ども・若者の自立に係る 社会問題の解決を目指すためには 公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億総活躍社会に向けて波及効果も大きい分野の一つ～

社会問題の解決を目指すためには公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億総活躍社会の実現に向けて波及効果も大きい分野の一つ～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・委託要件等で「総合相談」と称していても「縦割りの」な対応にならざるを得ない。
- ・限られた職種・人員で運営される窓口が多いため深刻なケースに対応ができていない。
- ・ひきこもり等孤立する子ども・若者へのアウトリーチ(訪問支援)機能が不足している。
- ・支援対象者全体に対しての捕捉率、カバー率(実際に支援が行き届いている割合)が低い。
- ・個別の支援事業の成果があがっていても結果的に社会問題の改善や解決に至っていない。



【課題克服に向けた方向性】

- ①子ども・若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法等、個人情報保護に関する罰則規定を伴う安全な枠組を活用し関連施策を統合的に運用できる仕組みを構築する。
- ②深刻化・複合化した問題への対応を可能とするため、教育・医療・福祉・労働・司法等、複数領域の専門職が多職種・多世代のチームを構成・配置できる窓口への転換を図る。
- ③専門職による支援の限界を補い、多様な人材の参画を促進するため、養成研修と連動させる形で登録制の人材バンクを創設し、非常勤として適宜採用できるようにする。
- ④社会的孤立の深刻化を鑑み、専門性に基づいたアウトリーチ活動を推進強化すると共に、捕捉率、カバー率の目標設定を加えることで支援の拡充を促進する。
- ⑤対象者数等に応じて、適切な枠組(専門性、人員等の要件)を設定し、第三者機関によるフィデリティ(忠実度)調査を実施することで、相談支援の質を恒常的に担保する。
- ⑥分野横断的な研究調査を実施しつつ、カバー率、改善率等の目標設定及び進捗管理を行い、困難を抱える当事者が着実に減る等社会問題の改善や解決を図る。

 「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」
子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋及び改訂)を通じたまとめ～

Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の 雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～



Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・孤立の**背景要因が深刻化かつ複雑化**しており、多分野の知見と専門性が求められている。
- ・アウトリーチ領域は公的支援としての**ノウハウの蓄積及び検証、体系化が遅れている**。
- ・資格認定団体等個別分野の**従来型の研修のみでは、孤立に係る問題に対処できない**。
- ・大学における専門職養成課程のみでは、**問題解決能力の高い「プロ」が育ちにくい**。
- ・支援員の多くが契約社員、嘱託職員等**非正規雇用でキャリアパス、キャリアアップが難しい**。
- ・人件費を削らざるを得ない価格競争**入札制度は官製ワーキングプアを生むリスクが高い**。

【課題克服に向けた方向性】



- ①教員養成を行う大学、支援実践のフィールドを提供するNPO、採用を行う教育委員会等が協定を結び、**社会的孤立に係る「実践型」「協働型」の人材育成システムを創設**する。
- ②**資格取得制度や教員採用試験と連動**させ、社会的孤立に係る領域での支援活動を評価することで、当該分野に人材の流れを生み、最終的に有能な人材を各分野に輩出する。
- ③人件費単価の見直し、同一労働同一賃金の促進、会計年度任用職員制度の適正化、正規雇用化の拡大等、行政の**相談窓口の最前線に立っている相談員等の待遇改善**を図る。
- ④正規雇用化等が難しい職種に関しては、NPO等**民間との「協働」で能力評価制度を創設し、キャリアパスやキャリアアップ制度を整備**することで、将来的に待遇改善につなげる。
- ⑤SC、SSW等学校に配置される職種に関して、**属人的能力に頼る個別契約以外に、多職種のチームを配置**できるNPO等への**外部委託を促進**することで、解決能力を向上させる。
- ⑥**委託事業に関して複数年の契約を前提**とすることで、受託団体の計画的な人材育成や問題解決に向けた発展的な取組を促進し、公的支援の質的量的拡大につなげる。

 「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」
子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋及び改訂)を通じたまとめ～

Ⅲ 各分野の施策を連動させ シナジー効果を生むための 具体的な仕組みを整えることが重要

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果の拡大を狙った連携領域への投資～

Ⅲ 各分野の施策を連動させ

シナジー効果を生むための具体的な仕組みを整えることが重要

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果の拡大を狙った連携領域への投資～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・法制度毎に設置が規定されている協議会等の会議体の乱立が現場の負担を重くしている。
- ・行革における「重複排除の論理」が多重困難ケースの「たらい回し」等を生む要因となり得る。
- ・行政からの経費を伴わないリファーマーがNPO等に過剰な負担を強いている事案が散見される。
- ・委託事業のルール等が細かく事業毎で異なるため間接業務が増加し相乗効果を生みにくい。
- ・事業毎に異なる互換性のない相談記録システムが膨大かつ無駄な事務負担の要因となっている。
- ・同意書や利用申込書等煩雑な申請書類が相談者を窓口から遠ざける一因となっている。
- ・充実した施策が展開されていても各支援制度の要件が複雑で施策の全体像がつかみ難い。

【課題克服に向けた方向性】

- ①都道府県単位で策定される法制度に基づく各種計画等に関しては、可能な限り統合化を図ると共に、協議会等の会議体に関して一体的な運営を促進することで現場の負担を軽減する。
- ②改正社会福祉法等の枠組を活用するなど相談支援サービスのワンストップ化を推進することで、利便性の向上を図ると共に、統合的運営によるシナジー効果を最大化する。
- ③地域に「ハブ機能」を果たせるNPO等がない場合は、中長期的な観点から委託要件のハードルを段階的に引き上げる等、受け皿となるNPO等の自律的成長、JVや合併を後押しする。
- ④重篤ケースに対する予算の傾斜配分や経費負担を伴ったリファーマーの仕組み等インセンティブメカニズムを設けることで、「たらい回し」や「クリームスキミング」を起こさせない。
- ⑤煩雑化が進み相談業務を圧迫している帳票類の簡素化に加え、事業毎に縦割りで開発され乱立する互換性のない相談記録システムの統合化を図ることで、事務負担の大幅な軽減を図る。
- ⑥就職氷河期世代活躍支援プランにおける一体型支援を発展させ、アウトリーチから給付、居住支援、生活支援、職業訓練、就職支援等のパッケージ化を進め、手続は1回で完結させる。

 「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」
子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋及び改訂)を通じたまとめ～

IV 合理的検証が可能な 評価指標等を確立し本来の意味での PDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～



IV 合理的検証が可能な

評価指標等を確立し本来の意味でのPDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・現行の評価指標の多くが課題や年齢等縦割りの制約に基づくもので多角的な検証が難しい。
- ・重篤ケースの排除につながるリスクが高い「就職率」等従来型の単純な評価方法は弊害も大きい。
- ・実績評価が適切でないため、企画競争で関係団体が対立し地域における分断が発生している。
- ・自治体の多忙化から補助率10/10の事業ですら申請が滞っており、地域間の格差が拡大している。
- ・行革等による全国一律の制約が創意工夫の余地を奪い先進的取組を後退させることがある。
- ・縦割りで互換性がない現行の相談記録システムでは、大規模調査やエビデンスの検証が難しい。



【課題克服に向けた方向性】

- ①先行している欧米のプログラム評価の理論と方法に学びつつも、分野を超えた徹底的な議論、試行、検証を経て日本版の事業評価システムを確立させる。
- ②多重困難ケースの見立てなどについては、個別事業で単純化された指標を用いるのではなく、多機関が共有できる多軸評価のアセスメント指標を開発した上で、協働での検証を可能とする。
- ③受託団体の変更の際、相談者の孤立化を防ぐため、特性に配慮し一定の引継ぎ期間及び予算を設けるか、実績に応じて大小規模を分け2者を採択しメインの役割を交代できるようにする。
- ④地域間格差を是正するため、国がモデル事業として効果検証等を実施することを前提に一定の特別枠を設け、自治体側が補助申請を行えなくてもNPO等が直接国に申請できるようにする。
- ⑤相談記録システムの統合化によるDXを推進し、マイナンバー等との連携(同意が得られる者のみ)を図ることによって、円滑かつ切れ目のない支援、横断的な分析・検証できる仕組みを構築する。
- ⑥行革等においては、一律に制限・条件等を設けるのではなく、実績に応じて段階的に制約を課すなど創意工夫の余地を確保しつつ、社会問題を解決することで将来的な予算を削減する。 112

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**「どんな境遇の子どもも見捨てない！」
誰もが孤立せずに希望を抱ける
温かな地域社会の創造**

～「アウトリーチ」型支援から社会参加、職業的自立に至るまでの総合的支援の展開～

S.S.F.はアウトリーチ活動を中核事業として自立に至るまでの総合的な支援事業を展開

～誰もが「安心」と「希望」を抱ける地域社会を！ 認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)の組織概要～

【設立年月日】 ※令和5年度で設立20周年！

○H15年7月5日設立(10月23日NPO法人登記)、H30年認定NPO法人化

【主な対象】 ※子ども・若者育成支援推進法、若者雇用促進法、発達障害者支援法、生活困窮者自立支援法、教育機会確保法等に係る相談支援活動！

- 不登校、ひきこもり、非行、若年無業者、ヤングケアラー、生活困窮者等
- 社会参加・自立に際して困難を抱える当事者及び家族、関係者等

【活動概要】 ※子ども・若者育成支援推進法に基づく県内唯一の指定支援機関！ 国、県、市からの委託事業及び協力事業は17事業！

- 家庭教師方式(関与継続型)のアウトリーチ(訪問支援)活動が基軸
- 社会参加・職業的自立に至るまで総合的に相談支援事業を展開
- セーフティネットの拡充に向けた「協働型」「創造型」の取組の推進
- 相談件数2年連続8万1千件超、累積68万件超の相談実績

【組織体制】 ※各種法定協議会構成機関等年1,000団体を超える連携協力関係！ 県内230カ所超の理解ある事業主「職親」等30を超える支援ネットワークを形成！

- 教育学、心理学、社会学等大学教授を中心とする理事会が起点
- 教育・医療・福祉・労働分野の20代～40代の専門職スタッフが中核
- 職員数87名(常勤57名、非常勤30名)、登録社員247名、その他ボランティア

【表彰】 ※女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定！ NPO法人、社会福祉法人等で九州・沖縄初！

- 内閣総理大臣表彰、総務大臣表彰、社会貢献者表彰、さがさいこう表彰等受賞

佐賀市、武雄市、唐津市の4カ所の支援拠点



県全域を対象としたアウトリーチ事業が機能！

財政状況



令和4年度役員

【代表理事】

谷口 仁史

(佐賀県子ども・若者総合相談センター長、佐賀県ひきこもり地域支援センター長、厚生労働省社会保障審議会特別部会元委員、内閣府官房子ども政策推進のための有識者会議他)

【副代表理事】

古賀 靖之

(心理カウンセリングルーム・認知行動療法研究所所長、臨床心理士)

【理事】

池田 久剛

(筑紫女学園大学人間科学部人間科学科心理・社会福祉専攻教授、臨床心理士)

大庭 弘毅

(たけお若者サポートステーション所長、元中学校長)

松尾 秀樹

(さが若者サポートステーション総括コーディネーター、臨床心理士)

秀島 正文

(前佐賀市不登校児童生徒支援業務責任者、元中学校長)

陣内 順子

(たけお若者サポートステーション相談員、元養護教諭、看護師)

【監事】

長戸 和光

(佐賀駅前法律事務所、弁護士)

松尾 彰吾

(元森田物産株式会社執行役員、営業部長)

※内閣官房、内閣府、厚生省、文科省等国や佐賀県佐賀市、唐津市等自治体で多数の公的委員を輩出！





認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス (S.S.F.)

～「どんな境遇の子どもも見捨てない！」誰もが孤立せずに希望を抱ける温かな地域社会の創造に向けて～

SPONSOR

『声なきSOS』を受け止める。」、私たちは、学校や地域社会から孤立し、「助けて」の一言すら発することができない子ども達に寄り添ってきました。

不登校、ひきこもり、非行、ニート等、自立に困難を抱える子ども達が抱える背景要因は一人ひとり異なります。いじめ被害、貧困、虐待、DV、精神疾患、発達障害…深刻かつ複雑な問題を抱え、孤立する子ども達は決して少なくありません。

「生きることにすら希望が見いだせない…」、
大人たちに背を向け、孤独の中で
極限の状態に追い込まれる子ども達…。

「どんな境遇の子どもも見捨てない！」

私たちはアウトリーチのプロフェッショナルとして、
カウンセリングから学習支援、家族支援、居場所づくり、就労支援等、社会参加・自立に至るまでの
「伴走型」の寄り添い支援を実践しています。

あなたからのご寄付で孤立する子ども達に「希望」を届けます。どうか私たちに「力」をお貸しください。

ご寄付・賛助会員の受付方法の詳細については、
ホームページにてご案内させて頂いております。S.S.F.
は、「認定NPO法人」であるため、寄付金及び会費については、税控除の対象となります。

下記振込以外にもホームページ上のクレジット決済機能がご利用頂けます。ご高覧の上、ご支援賜りますよう伏してお願ひ申し上げます。

《佐賀銀行》【寄附口座のご案内】

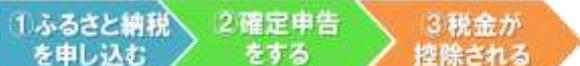
- ・支店名：武雄支店
- ・口座：普通口座
- ・口座番号：1703778
- ・口座名義：トクエスチューデント・サポート・フェイス

《ゆうちょ銀行》

- ・支店名：一七九(イチナナキュウ)店(179)
- ・口座：当座
- ・口座番号：0073343
- ・口座名義：スチューデント・サポート・フェイス

「ふるさと納税」始まる！

※申込や詳細は下記のQRコードもしくはWebから検索



ふるさとチョイス スチューデントサポート

検索



佐賀県では、応援したいNPOを指定して寄附することができます(90%が寄付金に!)。
※ふるさと納税の要件等の詳細については佐賀県のHPIに記載されています。



※このバナーが目印！

《進め方》

- (1) 深刻化が懸念される「社会的孤立」に係る問題の現状と課題
- (2) アウトリーチを基軸とした佐賀県における支援実践
- (3) 何故、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？
- (4) 何故、当事者がSOSの声を上げられないのか？
- (5) どのような関わり方が求められるのか？
- (6) 私たちに今、出来ることは何か？
- (7) 「子どもが子どもでいれる街に！」ソーシャルアクション



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

(3)何故、今、「ヤングケアラー」への 支援が必要なのか？

～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの声なきSOSに耳を傾ける！～

何故、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？

～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの声なきSOSに耳を傾ける！～

Q.「ヤングケアラー」とは？ ※スライド番号21～

A.本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※こども家庭庁ホームページ<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>

Q.「若者ケアラー」とは？ A.18歳～おおむね30歳代までのケアラーのこと

118

※日本ケアラー連盟の定義

何故、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？

～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの声なきSOSに耳を傾ける！～

Q.ヤングケアラーの問題は理解されているの？

A.一般的にまだ理解が浸透しているとは言えない状況

- ①中学校・高校における学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査
中学校、全日制高校ともに「言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない」が最も高く、それぞれ37.9%、53.0%、「言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない」or「知らない」もそれぞれ40.8%、37%
- ②要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査
要保護児童対策地域協議会における要保護・要支援・特定妊婦登録件数のうち約55%の自治体が「ヤングケアラー」と思われる子ども数が0人と回答
- ③一般国民のヤングケアラーの認知度調査
一般国民調査では、「聞いたことはない」48.0%、「聞いたことはあるが、よく知らない」22.3%、「聞いたことがあり、内容も知っている」と答えた者は29.8%

※①、②は、令和2年度、③は、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』より

Q.ヤングケアラーはどれくらいいるの？

A.1学級につき少なくとも1～2人のヤングケアラーが存在

- ①中学校・高校における学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査
「世話をしている家族の有無」で「いる」と回答したのが中学2年生5.7%、全日制高校2年生4.1%、定時制高校2年生相当8.5%、通信制高校11.0%
- ②小学生の生活についてのアンケート調査
小学生は6.5%で約15人に1人で、対象は「きょうだい」が71%、母親19.8%、父親13.2%、祖母10.3%、祖父5.5%
- ③埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査
埼玉県内のすべての高校2年生5万5,000人を対象に実施した調査のうち、回答者の4.1%がヤングケアラー

※③については、令和2年度『埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査』より

支援を必要としている状況にも関わらず、誰にも相談できず、誰からも気づかれることなく、孤立しているとしたら？

何故、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？

～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの声なきSOSに耳を傾ける！～

Q.お世話をしている家族は？

A.「きょうだい」が最も多く次いで「父・母」、「祖父母」の順

【中学校・高校における学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査】

世話を必要としている家族については、「きょうだい」が最も多く中学校2年生61.8%、全日制高校2年生44.3%、定時制高校2年生相当41.9%、通信制高校生42.9%、次いで「父母」がそれぞれ23.5%、29.6%、35.5%、32.7%、「祖父母」がそれぞれ14.7%、22.5%、16.1%、22.4%と続いている。

※子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」より

【佐賀市ヤングケアラーに関する実態調査】

◀調査の概要▶

○調査目的

本市におけるヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握するため、小中学生に対して実態調査を実施し、支援策を検討するための資料とすることを目的に実施。

○調査対象

佐賀市立学校に通う、小学6年生および中学1・2・3年生の児童・生徒

○調査方法

・GIGAスクールで活用している1人1台端末を使用し、Formsのアンケート機能で回答
・各校の学活等の時間を活用し調査を実施

○調査期間

令和4年6月～令和4年9月

○調査内容

- (1) 基本情報
- (2) 普段の生活について
- (3) 家庭や家族のことについて
- (4) ヤングケアラーについて

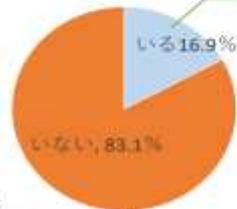
○回収状況

	調査対象人数	回答人数	回答率
小学生	2,114人	1,771人	83.7%
中学生	5,471人	4,504人	82.3%

佐賀市 ヤングケアラーに関する実態調査結果について【小中生】

(小学生) お世話をしている家族が「いる」と回答した人は16.9%。そのうちヤングケアラーに「あてはまる」との回答は1割。お世話をしている家族は「母親」「弟・妹」が多い

お世話をしている家族



n=1,606

<参考>
国調査：いる 6.5%

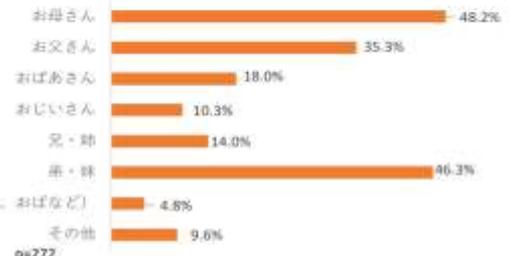
世話あり×ヤングケアラー自己認識



n=272

親戚の人(おじ、おばなど)

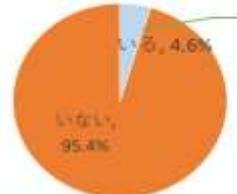
世話をしている家族(複数回答)



n=272

(中学生) お世話をしている家族が「いる」と回答した人は4.6%。そのうちヤングケアラーに「あてはまる」との回答は1割。お世話をしている家族は「弟・妹」が最も多い

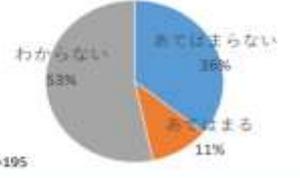
お世話をしている家族



n=4,241

<参考>
国調査：いる 5.7%

世話あり×ヤングケアラー自己認識



n=195

世話をしている家族の内訳(複数回答)



※以下、佐賀市に関する調査内容は佐賀市役所HP公開資料より引用

何故、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？

～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの声なきSOSに耳を傾ける！～

Q.ヤングケアラーの家事や家族の世話の負担ってどのくらい？

A.平日1日あたりに費やす時間は中学2年生で平均4時間

①中学校・高校における学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査

家事や家族の世話に中学2年生は平日1日当たり平均4時間、全日制高校2年生は平均3.8時間を費やしている。

費やす時間のカテゴリー化においては、定時制高校、通信制高校では「3～7時間未満」が最も多くそれぞれ

25.8%、34.7%。「7時間以上」と回答した者も中学2年生で11.6%、通信制高校性24.5%

※令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』より

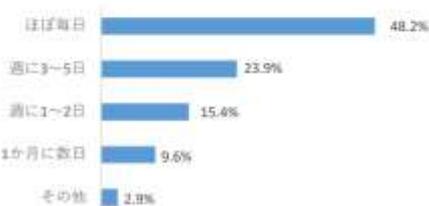
佐賀市 ヤングケアラーに関する実態調査結果について【小中生】

(小学生) お世話の内容は「家事」や「見守り」が多く、頻度は「ほぼ毎日」の割合が高い

お世話の内容 (複数回答)



世話をしている頻度



n=272

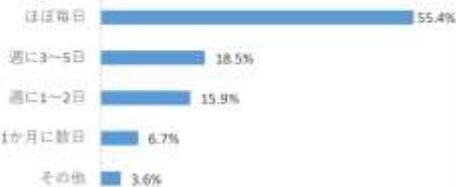
n=272

(中学生) お世話の内容は「見守り」が最も多く、頻度は「ほぼ毎日」の割合が高い

お世話の内容 (複数回答)



世話をしている頻度



n=195

n=195



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



家族に代わり、細かいきょうだいの世話をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話をし見守りしている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気のある家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

〈参考〉佐賀県の共働き世帯の割合全国10位 (H29年度調査)、佐賀県のひとり親世帯の割合22位 (R3年度調査)

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

グループワーク課題①

**何故、今、「ヤングケアラー」への
支援が必要なのか？**

◎グループワークの進め方
～「子どもが子どもでいられる様に」実践に向けたキックオフのためのワークショップ～

1 問題、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？	2 問題、当事者が5050円も上げられないのか？
3 このように問題が決められるのか？	4 私たちにも、出来ることは何か？



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

**(4)何故、当事者がSOSの声を
上げられないのか？**



佐賀県において実施されたアウトリーチを用いたヤングケアラーに係る実態調査

～学校や社会生活を円滑に営むことができない子ども・若者を対象としたアウトリーチによる影響要因の検証～

事例①8歳(女)、夏休み明けから朝起きれずに不登校気味、欠席連絡が滞る

祖母の認知症の発症と深夜の徘徊、精神疾患を持つ母親の症状の悪化

事例②10歳(男)、いじめや暴力行為、万引き等を繰り返す、虞犯で警察指導

経済困窮、ひとり親(母)の境界性パーソナリティ障害、双極性障害の影響

事例③15歳(男)、優等生、生徒会長に推薦されたものの突如完全不登校に

知的・身体障害を持つ妹のケア、家業(農家)の手伝い、地域行事等の負担の蓄積

事例④15歳(男)、通級していた適応指導教室にも入れなくなった不登校生徒

統合失調症の母と精神障害を持つ妹、ゲーム障害の父のケアと家事

事例⑤17歳(男)、成績優秀、高校卒業後、就職したものの短期間で離職

ほぼ寝たきりの保護者(祖母)、自閉スペクトラム症を抱えた兄のケア

事例⑥18歳(女)、通信制高校、スクーリングの際の欠席、単位を取れず留年

事故で高次性機能障害等を負った父親、働く母親の代理での見守りと介護、共依存

事例⑦18歳(女)、A判定の県外有名大学から地元大学へと急な進路変更

強度行動障害を伴う自閉スペクトラムの兄、子育て負担から鬱になった母親のケア

事例⑧23歳(女)、ストーカー行為、警察から嚴重注意、愛着障害、統合失調症

医療的ケア児である弟のケア、家計を支えるための中学校からのアルバイト

留意点

ヤングケアラーとしての経験が人間的成長につながり、自身の人生にプラスに働くことも少なくない！

受ける影響は一人ひとり異なり、学校等の周りの環境や周囲のちょっとした手助け、配慮で変わることも！

自分の時間が確保できないため、過度のストレスを抱えたまま登校せざるを得ない子どもも！配慮が必要！

勉強する時間が確保できないため、宿題の提出や成績に影響が及ぶことも！指導の際には配慮が必要！

友人と遊ぶ時間が持てずに周囲から孤立したり、対人関係スキルに自信が持てず、苦手意識につながることも！

ネットワークの拡充の過程で「声なきSOS」に対するアンテナの感度を高め早期発見・対応を実現しよう！

佐賀県において実施されたアウトリーチを用いたヤングケアラーに係る実態調査

～学校や社会生活を円滑に営むことができない子ども・若者を対象としたアウトリーチによる影響要因の検証～

事例⑨23歳(女)、高校中退、未成年であることを隠しキャバクラで勤務

DVで離婚し鬱で限られた時間しか働けない母、幼い兄弟のケアと労働

事例⑩25歳(男)、飲食店で店長を務め、他店従業員からも信頼が厚い

アルコール依存症の母親、祖母の介護の手伝い、家計を支えるためのバイト

事例⑪32歳(男)、高校中退後に起業し20代から複数の店舗のオーナー

破産した両親の家計を支えるためのアルバイトの掛け持ち、鬱になった母親のケア

事例⑫33歳(女)、小学校高学年から不登校で進学せずに長期のひきこもり

父親の不倫とDV被害で精神障害を抱えひきこもる母親のケア、共依存

事例⑬35歳(男)、専門学校卒業後、就職するも転職を繰り返すフリーター

筋萎縮性側索硬化症(ALS)の母親、経済困窮で鬱となった父のケア、父親の自殺

事例⑭48歳(男)、高校中退後30代までひきこもり、新聞配達で家計を支える

多子世帯で経済困窮、祖母の介護、幼い兄弟や若くして出産した姉の子のケア

事例⑮52歳(男)、大学中退、母親の介護で看取り、職に就けず生活保護受給

幼少期に父親が死去、入退院を繰り返す母親の看病、介護を嫌がる母のための中退

事例⑯65歳(男)、離婚後、会社倒産、養育費払えず、住居不定、日雇い労働

在日外国人の父の不安定就労、小学校からバイト、言語の壁による孤立

留意点

ケアの時間が長い場合、睡眠時間が十分に取れないため、遅刻や居眠り等として学校で表出かすることも！

親や家族の精神障害のケアを担う場合、感情の起伏等に翻弄され子ども自身のメンタルに不調をきたす場合も！

ケアを受ける親や家族も懸命に努力していることも少なくない！支援導入の際、批判的態度は絶対に避ける！

早期発見、早期対応を行うには、子どもが安心して話せる相手や居場所の確保が不可欠！地域資源の開発も！

経済困窮が絡む場合は、生活保護制度のみならず、控除や給付、民間の奨学金、フードバンク等選択肢を！

「協働型」「創造型」の取組の推進によって選択肢を広げ、子どものケアの負担や責任を軽くして行こう！



何故、当事者がSOSの声を上げられないのか？

～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの声なきSOSに耳を傾ける！～

Q.学校や社会での生活にどんな影響が出るの？

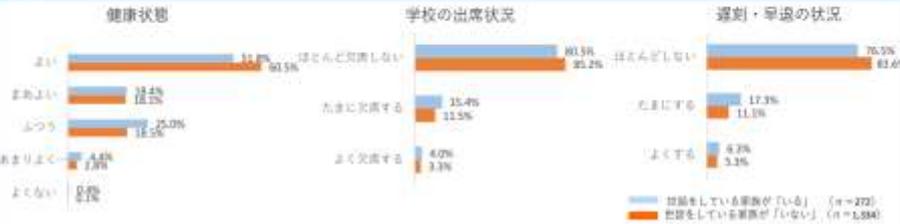
A.一人ひとり影響は異なるが、将来に向けての歩みに支障が出る場合も

①中学校・高校における学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと(複数回答)において、中学校2年生では、「特にない」が58.0%で最も多いものの、「自分の時間が取れない」20.1%、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」16.0%、「睡眠が十分に取れない」、「友人と遊ぶことができない」が8.5%、「部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった」4.7%、「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」4.1%と回答

佐賀市 ヤングケアラーに関する実態調査結果について【小学生】

(小学生) お世話をしている家族が「いる」人は、「いない」人 비해、健康状態が「あまりよくない」、学校を「たまに欠席する」、遅刻や早退を「たまにする」「よくする」の割合が高い。



佐賀市 ヤングケアラーに関する実態調査結果について【小学生】

(小学生) 1日のお世話の時間は「30分未満」や「30分～1時間未満」が多い。生活への影響は「特にない」が最も多く、次いで「自分の時間が取れない」と回答する割合が高い



(中学生) お世話をしている家族が「いる」人は、「いない」人 비해、健康状態が「あまりよくない」、学校を「たまに欠席する」、遅刻や早退を「たまにする」「よくする」の割合が高い。



(中学生) 1日のお世話の時間は「30分～1時間未満」「30分未満」が多い。生活への影響は「特にない」が最も多く、次いで「自分の時間が取れない」と回答する割合が高い



年齢や成熟度等に見合わない重い責任や負担を担うことで、本来なら享受できていたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…「子どもとしての時間」が失われているとしたら？

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

グループワーク課題②

**何故、当事者がSOSの声を
上げられないのか？**

◎グループワークの進め方
～「子どもが子どもでいられる他に、課題に向けたキックオフのためのワークショップ～」

①問題、今、「ヤングケアラー」の支援が必要なのか？	②問題、当事者がSOSの声を上げられないのか？
③このように聞かれた方が求められるのか？	④私たちに今、出来ることは何か？





**アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

**佐賀県において実施されたアウトリーチを
用いたヤングケアラーに係る実態調査**

～学校や社会生活を円滑に営むことのできない子ども・若者を対象としたアウトリーチによる実態調査～

佐賀県において実施されたアウトリーチを用いたヤングケアラーに係る実態調査

～学校や社会生活を円滑に営むことができない子ども・若者を対象としたアウトリーチによる実態調査～

佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査

<対象者年齢別内訳>

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30歳以上	不詳	合計
123	1,339	573	327	36	2,398

<調査対象者>

※H22.4～H29.3新規対象者合計

H22～28年度「佐賀県子ども・若者総合相談センター」利用者2,398名

※割合には十分な情報が得られなかった者167名を除き算出

H22年度～H28年度	項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1 精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2 発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面の問題	3 暴力	404	18.1%
	4 非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6 医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するに あたっての困難	7 多重の問題	1,890	84.7%
	8 対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11 被支援困難者 (経済的事由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数		2,231名	

さが若者サポートステーションにおける実態調査

<対象者年齢別内訳>

平均年齢全体24.4歳、アウトリーチ対象者23.2歳、
アウトリーチ以外の対象者 25.2歳

<調査対象者>

H21年度「さが若者サポートステーション」利用者423名

平成22年度調査	調査対象:423名	項目	全体		アウトリーチ		その他	
			あり	割合	あり	割合	あり	割合
不適応経験	1 修学時の不適応経験	200	70.2%	171	97.2%	126	51.0%	
		2 いじめ(同級生、先輩、同僚、上司等からのいじめ)	120	30.5%	89	52.8%	36	14.6%
		3 対人関係のトラブル(異性、友人、教師、上司、同僚等)	272	64.3%	185	88.1%	111	47.4%
		4 社会生活上の挫折(受験失敗、仕事上のミス等)	213	50.4%	112	63.6%	101	40.9%
配慮すべき疾患	5 精神疾患、症状(疑い含む)	164	38.8%	88	50.0%	76	30.8%	
	6 知的障害(疑い含む)	21	5.0%	11	6.3%	10	4.0%	
	7 発達障害(疑い含む)	129	30.5%	73	40.9%	57	23.1%	
	8 自傷行為、自殺未遂等	67	15.8%	48	27.3%	19	7.7%	
	9 家庭内暴力	106	25.1%	71	40.3%	35	14.2%	
	10 こだわり、異常行動	112	26.5%	74	42.0%	38	15.4%	
	11 生活リズムの乱れ、昼夜逆転	170	40.7%	112	63.6%	60	24.3%	
行動面の問題	12 依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等)	116	27.4%	84	47.7%	32	13.0%	
	13 訪問型支援の利用経験	92	22.9%	81	46.0%	16	6.5%	
	14 施設型支援の利用経験	258	61.2%	135	76.7%	124	50.2%	
	15 医療機関	152	35.9%	69	39.2%	83	33.6%	
	16 複数の支援機関の利用	205	48.5%	111	63.1%	94	38.1%	
	支援機関を利用 するにあたって の困難	17 心的要因(支援に対する不信がある)	167	39.5%	108	61.4%	59	23.9%
		18 保護者要因(支援に対する理解が得られない)	81	19.1%	51	29.0%	30	12.1%
		19 本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない)	153	36.2%	105	59.7%	48	19.4%
	家庭環境	20 虐待の有無	20	4.7%	11	6.3%	9	3.6%
		21 保護者、家族の問題(精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	114	27.0%	73	41.5%	41	16.6%
		22 保護者と本人との関係性の悪化	161	38.1%	104	59.1%	57	23.1%
	23 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)	22	5.2%	11	6.3%	11	4.4%	

保護者の精神疾患や介護問題等ヤングケアラーに係る問題を含む生育環境の影響も63.7%で確認

急激な社会変化の中で家族全体が疲弊し孤立する実態を踏まえ保護者含む家族へのサポートが不可欠

ヤングケアラーにもアウトリーチを用いた子ども・若者本人と家族への同時並行的なサポートが効果的

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

(5)支援に際して

どのような関わりが求められるのか？



支援に際してどのような関わりが求められるのか？

～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの声なきSOSに耳を傾ける！～

Q.相談相手はいないの？

A.多くの子どもが家族内か、友人への相談に留まっている

①中学校・高校における学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査

世話についての相談相手は、「**家族**」が最も高く中学2年生で**69.6%**、**通信制高校生**では**76.5%**、次いで高いのが「**友人**」でそれぞれ**40.6%**、**47.1%**、「**学校の先生**」との回答はそれぞれ**13.0%**、**11.8%**、通信制高校生では「**医師や看護師、その他病院の人**」や「**役所や保健センターの人**」、「**SNS上での知り合い**」**17.6%**と先生を上回る結果

佐賀市 ヤングケアラーに関する実態調査結果について【小中生】

(小学生) お世話について7割が相談したことがなく、その理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」と回答した割合が最も高い。相談した相手は「**家族**」が最も多い。



佐賀市 ヤングケアラーに関する実態調査結果について【小中生】

(小学生) お世話に何らかのきつきを感じていると回答した人が、学校や大人に助けてほしいことは、「**自由に使える時間が欲しい**」「**学校の勉強を教えてほしい**」「**自分のことについて話を聞いてほしい**」等の割合が高い。



(中学生) お世話について8割が相談経験がなく、その理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」と回答した割合が最も高い。相談した相談相手は「**家族**」が最も多い。



(中学生) お世話に何らかのきつきを感じていると回答した人が、学校や大人に助けてほしいことは、「**自由に使える時間が欲しい**」「**自分の今の状況について話を聞いてほしい**」「**家庭への経済的な支援をしてほしい**」等の割合が高い。



核家族化が進み一世帯当たりの人数は減少傾向、共働きの世帯数は増加、家庭内でケアを担える人数も大人がケアにかけられる時間も減少。地域とのつながりの希薄化等から家庭の孤立化につながり、子どもたちに過度な負担が生じ易い。孤立化により自身がケアラーとして認識することも難しい場合も。

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

グループワーク課題③

支援に際して

どのような関わりが求められるのか？

◎グループワークの進め方
～「子どもが子どもでいられる術に」実現に向けたキックオフのためのワークショップ～

1.問題、事、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？	2.問題、当事者が100%の声を上げられるのか？
3.どのような関わり方が求められるのか？	4.私たちに、出来ることは何か？





ヤングケアラーとなっている子どもの支援に当たって留意すべきこと

**「社会的孤立」に係る問題を
「我が事」として捉え理解する！**

ヤングケアラーとなっている子どもの支援に当たって留意すべきこと

**ケアを担う子ども、そして家族を
孤立化させない！**

ヤングケアラーとなっている子どもの支援に当たって留意すべきこと

**「アウトリーチ型」「伴走型」支援実践
から対応の在り方を考える！**



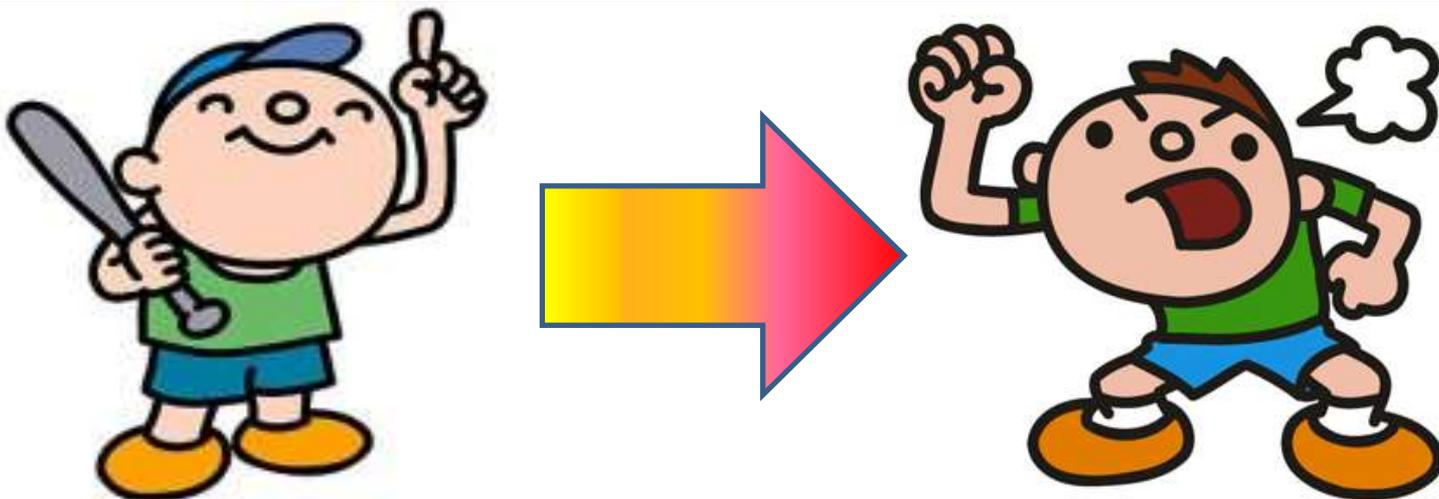
事例①:多動傾向が認められるA君(小学校2年)

先生:落ち着いて授業に集中できず多動傾向。時折居眠りも認められる。

保護者(母):元気は良いが家では落ち着いていられる。素直で良い子。

仮に問題あるのならTVゲームが影響。格闘技ゲームにハマってる。

母の友人:元気に挨拶もできる子。ゲームの影響か外で遊ぶ姿見かけない。



事例②:多動傾向が認められるB君(小学校4年)

先生:授業中俳諧するなど多動が顕著。キレ易く暴力的。ADHDの疑い。

保護者(母):家では最低限の事は守るし落ち着いてる!障害だなんて!

PTA:うちの子がゲームの貸し借りで揉めて叩かれた…。

他の子とも揉めてるらしいので、遊ばせないようにしている。



事例①: 勉強のためにテニスを辞めたCさん(小学校6年)

先生: 練習熱心で才能もあるのに…。成績が下がっているので仕方がない…。

保護者(母): 高学年になって成績が急降下。中学校に入る前に追いつかないと進学できない! テニスでは食べて行けない!

母の友人: 家の手伝いもする真面目で大人しい子。ゴミ出しもいつもやってる。



事例②: 完全不登校でひきこもり状態にあるDさん(中学校3年)



先生: 中2からほとんど登校せず。訪問した際には登校約束するが実行できない。素直で頭の良い子。中1ギャップの延長。勉強の遅れ心配。

保護者(母): 出勤時に鍵をかけて追い出しても学校には行かない!
このままじゃ進学も危いのに学校は何もしてくれない!

核家族化、社会的孤立に係る問題の深刻化と共に顕在化する「ヤングケアラー」
 ～本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子供たち～

ヤングケアラーとは、たとえばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※厚生労働省ホームページ<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

**双極性障害、リストカット、アルコール依存、虐待、貧困、DV等を抱え家族のケアを必要とするヤングケアラー
 家事、介護等で逸失した「必要経験」をいかに補うのか？
 支援を拒絶する家族にどのように導入を図るのか？**

事例: **不登校中学3年(女)**
 家族構成: 父(45歳)、母(40歳)、
 弟(10歳)

(母親談) 中2からほとんど登校せず。担任が訪問した際は登校を約束するが実行できない。担任との話し合いで仕事に行く際に締め出すが登校せずに家に戻る。悪化傾向にあり担任に不信感。(担任談) 中1ギャップの延長。素直で頭の良い生徒。勉強の遅れ心配。

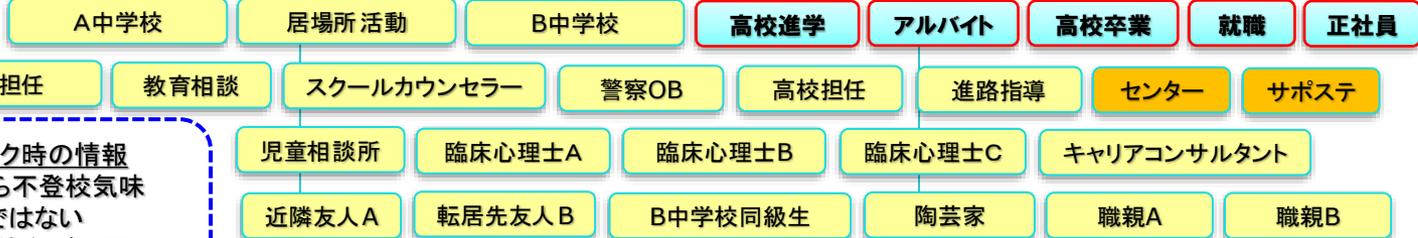
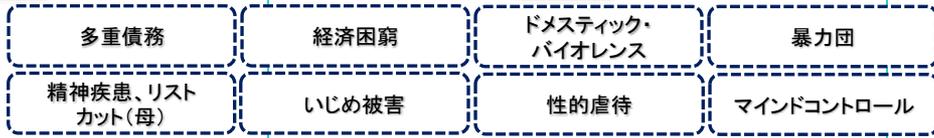
前期

中期

後期

本人支援

インタビュー時の情報
 ・中1から不登校気味
 ・イジメではない
 ・ゲーム依存が原因?
 ・成績が下がったせい?



本人支援

カウンセリング(伴走型のコーディネート)

家族支援

母親面談

アウトリーチ開始

家族支援



父: 性的虐待、DV、心理的支配、多重債務、暴力団
 母: 双極性障害、リストカット、アルコール依存、虐待
 弟: 被虐待、ADHD疑い、愛着障害、暴力行為
 祖父母: 虐待、DV、娘自殺、祖父: 双極性障害、母: 鬱



※ 支援の過程で明らかになったこと
 ※ 多数機関が関与しているためスペースの都合上時期が前後

高校進学及び就職後の安定した社会生活と家族問題の解決

中学校(担任)

相談

認定特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

(6) 私たちに今、出来ることは何か？



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

グループワーク課題④

私たちに今、出来ることは何か？

グループワークの進め方
～「子どもが子どもでいられる街」実現に向けたキックオフのためのワークショップ～

①問題、今、「ヤングケアラー」への支援が必要なのか？	②問題、当事者がSOSの声を上げられないのか？
③どのような関わり方が求められるのか？	④私たちに今、出来ることは何か？



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集

①

**関係機関の利用に対して抵抗感を持つ
子ども・若者及び保護者の効果的な誘導方法**

～パンフレットや資料を渡してもつながらないケースへの対応～



いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」!「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」!～

①「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～(厚労省)」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/index.html>

②「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～体がだるい、眠れない、イライラする…、こころの健康が気になるときに。」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

③「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス 総合サイト こころの健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>

④「こころの健康相談統一ダイヤル」(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html

⑤「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

⑥「子どもの人権110番」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

⑦「インターネット人権相談受付窓口」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

⑧「よりそいホットライン」(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

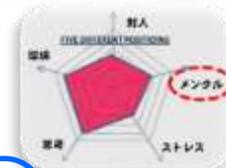
<https://www.since2011.net/yoriso/>

⑨「全国のいのちの電話」(一般社団法人日本いのちの電話連盟)

<https://www.inochinodenwa.org/lifeline.php>

⑩「チャイルドライン」(NPO法人チャイルドライン支援センター)

<http://www.childline.or.jp/>



たくさんの人達が君の力にない
たいと思ってるよ!すべては
「知ること」から!自分に合った
相談窓口や支援者を見つけて
アクセスしてみよう!



⑪ SNS相談を行う団体(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/jisatsu/soudan_sns.html

いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

③「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス 総合サイト 心の健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト」(厚生労働省)

厚生労働省
 知ることからはじめよう
みんなのメンタルヘルス 総合サイト 心の健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト

メンタルヘルスへのとびら | こころの病気を知る | 治療や生活へのサポート | 国の政策と方向性 | 専門的な情報 | ケースに学ぶ

ようこそ、みんなのメンタルヘルス総合サイトへ

みんなのメンタルヘルス総合サイトでは、メンタルヘルスのこと、こころの病気についての情報、こころの病気になったときの治療や生活へのサポート、国の施策や専門的な情報まで、総合的に掲載しています。

はじめての方は「メンタルヘルスのとびら」からご覧ください。

→ 絵のご紹介

地域にある相談先 全国の保健所、精神保健福祉センターなど、地域にある相談先はこちら

ケースに学ぶ ～こんなときどうする?～

めには飲まずにいらねえん(20歳、女性)の場合
 から覚醒剤を勧められまし
 普通の錠剤なので、飲みや
 興味本位でその薬を飲んで
 れれば問題ないだろうくらい
 「。

意識はいつも、
 門学校2年生M;
 彼と言い争うなど、
 識は体から離れたと
 いことがあります。
 学生のころ、親に吐
 識が自分から離れる

第8回：病気の治療は正しい理解から
 あさかホスピタル
 院長 佐久間 啓

日本では心の病気は、どの身体の病気よりも罹
 っている人が多く、本人の家庭や学校、職場へ
 与える様々な影響も大きいのですが、身体の病
 気と比べ、なかなか早い段階で、適切な治療を
 受けていないことが明らかになっています。

本パンフレットでは、こころ
 の健康や病気に関する相談
 先、様々な支援やサポート情
 報をご紹介します。働く
 ための支援、住まいや生活介
 護などの生活支援、医療費の
 助成などの経済的な支援があ
 ります。

→ 続きを読む

→ 続きを読む

→ ダウンロードページへ

いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

②「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～体がだるい、眠れない、イライラする…。こころの健康が気になるときに。」(厚生労働省)



ストレスとこころ

落ち込んだり、悩むことってありませんか?
 そんなとき、どうしたらいいのでしょうか…。
 こころの病気のことやセルフケアの方法を知りましょう。

こころの病気を予防する
 こころとの上手なつきあい方



自動車をたとえに、「こころの

こころの病気のサイン
 ひとりで悩まないで



様々なこころの病気に気づくた

こころの病気と向きあう
 回復へのマイ・ステップ



こころの病気をかかえ、悩んだ

子ども・若者を支える方たちへ
 ご家族・教職員向けサイト

こころもメンテしよう
 ～ご家族・教職員のみなさんへ～

携帯電話でも、同じ内容をご
 見いただけます。こちらの
 QRコードを読み取り、アク
 セスしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

※本ページの情報は2018年12月4日のWeb検索によるものです。
 ※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。

いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

④「こころの健康相談統一ダイヤル」(厚労省)



文字サイズの変更 **標準** **大** **特大**

御意見募集やパブリックコメントはこちら

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 自殺対策 > こころの健康相談統一ダイヤル(0570-064-556)

こころの健康相談統一ダイヤル(0570-064-556)

平成 20 年 9 月 10 日より 都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を行っています。

- 各都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定することにより、全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。
(自殺予防週間(毎年 9 月 10 日～ 16 日)及び自殺対策強化月間(毎年 3 月)の期間中は、御相談が集中するため、お電話が繋がりにくい場合もございます。)
- 平成30年4月現在、全都道府県・政令指定都市(札幌市、さいたま市、川崎市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市)に共通の電話番号を設定しています。相談に対応する曜日・時間は都道府県によって異なります。詳細は下記「別表1」をご覧ください。
※新潟市、名古屋市、静岡市、浜松市、広島市については県で一括実施。
- 都道府県・政令指定都市の相談窓口の電話番号・受付日時は下記「別表2」をご覧ください。(060で始まるIP電話やLINE Outからもつながります)

こころの健康相談統一ダイヤル

都道府県別一覧表

【別表1】運用時間等

	運営主体	運用時間	定休日
北海道	北海道立精神保健福祉センター	月～金 9:00～21:00 土・日・祝日 10:00～16:00	年末年始

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117743.html>

※本ページの情報は2018年12月4日のWeb検索によるものです。

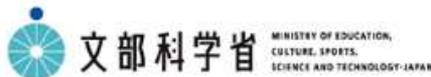
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。



いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

⑤「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文字サイズの変更 小 中 大

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科学省の紹介

教育

科学技術・学術

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 生徒指導等について > いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組 > 「24時間子供SOSダイヤル」について

いじめ問題など子供のSOSに対する 文部科学省の取組

「24時間子供SOSダイヤル」について

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備。

1 「24時間子供SOSダイヤル」

子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会にて実施。下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。

じかんこども
24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310
(なやみ言おう)

じかんこども
24時間子供SOSダイヤル
なやみ言おう
0120-0-78310

こま
いじめで困ったり、
じぶん やうじん あんぜん
自分や友人の安全に
ふあん
不安があったりした
ひとり なや
ら、一人で悩まず、
いつでもすぐ電話で
せうだん
相談してください。

いじめ問題を含む子供のSOSに
対する文部科学省の取組み

いじめ防止基本方針策定協議会

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

※本ページの情報は2018年12月4日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。

いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

⑦「インターネット人権相談受付窓口」(法務省)



[トップページ](#) > [政策・施策](#) > [国民の基本的な権利の実現](#) > [人権擁護局フロントページ](#) > [人権相談](#) > インターネット人権相談受付窓口へようこそ!

インターネット人権相談受付窓口へようこそ!

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。
相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。
あなたの悩みごとや困りごとについて、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

人権相談申込みはこちらから

[相談はこちらから](#)

※パソコン、スマートフォン、携帯電話からご利用いただけます。



左のQRコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

・[英語\(English\)](#)、[中国語\(Chinese\)](#)での相談はこちら

政策・施策メニュー

- トピックス
- 刑事政策
- 国民の基本的な権利の実現
 - 登記
 - 商業登記に基づく電子認証制度
 - 戸籍
 - 国籍
 - 供託
 - 電子公告
 - 公証制度
 - 人権擁護(人権相談、調査、救済、人権啓発等)
 - 法律サービス関連
 - 日本司法支援センター

 いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)
～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

⑧「よりそいホットライン」(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

<http://279338.jp/yorisoi/>

※本ページの情報は2018年12月4日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。

いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

⑨「全国のいのちの電話」(一般社団法人日本いのちの電話連盟)



一般社団法人 日本いのちの電話連盟
FIND (Federation of Inochi No Denwa)

全国のいのちの電話

統計データ

サイトマップ



いのちの電話の相談

日本いのちの電話連盟とは

ご支援のお願い

いのちの電話関係者



インターネット相談

メールアドレス



パスワード



ログイン

パスワード忘れ



全国のいのちの電話 ご案内

いのちの電話は、たくさんの方から電話がかかるので、つながりにくくなる場合があります。何度かダイヤルして下さるようお願い致します。

電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

電話相談をご利用の前に、電話番号を良くお確かめの上お間違えのないようお願い申し上げます。

都道府県	名称	電話番号	受付時間
北海道	旭川いのちの電話	0166-23-4343	月～木 9:00～15:30 金・土日・祝日 24時間

<https://www.inochinodenwa.org/lifeline.php>

※本ページの情報は2018年12月4日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。



いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

⑩「チャイルドライン」(NPO法人チャイルドライン支援センター)



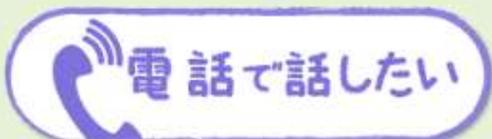
チャイルドライン[®]

18さいまでの子どもがかけるでんわ

大人はこちら



学校へ行きたくないあなたへ>>



はじめての人へ

いまのきもち

子どもの権利条約

質問・意見・感想

いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

① SNS相談を行う団体(厚労省)

ひと、暮らし、みらいのために

● 本文へ ● ホーム ● お問合せ窓口 ● よくある御質問 ● サイトマップ ● 点字ダウンロード ● サイト閲覧支援ツール起動(ヘルプ) | ● English



文字サイズの変更 **標準** **大** **特大**

御意見募集やパブリックコメントはこちら

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > [自殺対策](#) > SNS相談(LINE・チャットで相談ができます。悩みを相談してみませんか。)

◎ SNS相談(LINE・チャットで相談ができます。悩みを相談してみませんか。)

〇年齢・性別を問わず、LINE・チャット等による相談

(一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

[LINE「生きづらひっと」友だち登録](#)

チャットはこちら → <https://vorisoj-chat.jp>

相談時間: 月火木金日17:00～22:30 (22:00まで受付)

(特定非営利活動法人東京メンタルヘルス・スクエア)

こころのほっとチャット

～つながる、よりそう、やわらく～

<https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html>

(LINE)

@kokoro hot chat

<https://line.me/ti/~/@406ek1207>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194961.html>

※本ページの情報は2018年12月4日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。



いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

インターネットホットラインセンター

IHC-インターネット・ホットラインセンター



インターネット・ ホットラインセンター

INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN

English



インターネット・ホットラインセンターは、皆様からインターネット上の違法情報を通報していただき、ガイドラインに照らして判断した上で警察に情報提供するとともに、サイト管理者等に送信防止措置を依頼します。なお、有害情報については、「**セーフライン**」へ情報提供いたします。

🚨 今すぐホットラインへ通報する



わいせつ・
アダルト



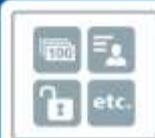
児童ポルノ



薬物・
ドラッグ



出会い系・
売春



その他



もう、1人で悩まない。——

リベンジポルノ

外部サイト「セーフライン」で通報する

<http://www.internethotline.jp/>

※本ページの情報は2018年12月4日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。

関係機関の利用に対して抵抗感を持つ当事者に対する効果的な誘導方法

～効果的な誘導にはアウトリーチの導入と同様に「事前準備」が重要～

①誘導先の支援機関の詳細を調べる

- ⇒支援内容、開館時間、所在地等**基本的な施設情報**
- ⇒スタッフの**人柄**や施設内の**雰囲気**など現場で得られる具体的な情報
- ⇒本人の**ニーズに対する適合性**と利用するに当たっての**メリット**
- ⇒不安解消につながる**エピソードとデメリットに対する回答**
- ⇒当該施設の利用者のうち本人が共感できそうな**成功事例**の情報



②本人の状態に応じた情報の伝え方の工夫によって不安や抵抗感を軽減する

- ⇒支援者の似顔絵や写真、施設の外観や相談室の雰囲気等が分かる**資料の提供**
- ⇒**本人同席の下**、施設のHPやスタッフのブログ、Facebook等の**検索・閲覧**
- ⇒当該施設のスタッフから本人に向けた**メールやメッセージカード**等を提供
- ⇒訪問の際、携帯に電話をもらい**事前に(間接的に)接触**を図る
- ⇒誘導の際、**相談支援以外の目的を付与**する(「ついでに」「がてら」は使えよう)



③必要に応じた踏み込んだ対応で確実な誘導を実現する

- ⇒**代理説明**:本人同意の下、同席している間に電話等で事情説明、申し込みを行う
- ⇒**随行訪問**:当該施設のスタッフに随行してもらい訪問先で顔合わせを行う
- ⇒**同行支援**:本人の不安が強い場合は訪問支援員が当該施設まで同行
- ⇒**アフターフォロー**:当該施設のスタッフとの関係性が安定するまで間接的に支援



行政機関へつなぐ場合も「べき論」を振りかざしてはいけなく行かないよ！「子ども・若者のために！」相手方の負担も考慮して窓口担当者や信頼関係を構築しよう！

関係機関の利用に対して抵抗感を持つ当事者に対する効果的な誘導方法

～効果的な誘導にはアウトリーチの導入と同様に「事前準備」が重要～

通常のリーフレット



「サボステ」は自分探しのスタートライン。はじめの一步はここから…

施設内サポートステーション(サボステ)では、働くことに悩まされている15歳～30歳までの若者に対し、キャリア・コンサルティングなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、働き先への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。「働きたいけど、どうしたらよいかわからない」「自信が持てず一歩を踏み出せない」「コミュニケーションが苦手」などの悩みが解決できるように、まずは支援させていただきます。



特定の支援対象者に向けて個別に作成されたリーフレット

～さが若者サポートステーションとは!～

住所:佐賀県佐賀市日山2丁目
2-KITAJIMA2-1-1階

入口は裏道でもOKです!

表入口 裏入口

中央通り 北島 郵便 建物 サボステ 駐車場

裏入口は随分入口風で人通りが少ない!

裏入口ルートの方

サボステ内風景

マンガ、ギター、ゲームなど好きできる場所もありまして、連年のことや色々な感想のこと、ボランティア活動等、OONが何かしたい情報があれば、調べることもできます!

高の部屋にもあります。ここはゲームやギター、楽器などがあります。

白コンクリートの壁の部屋はよく通って明るいので、勉強や読書がしやすいです。清潔さは十分なので自信を持ってください。

OONが無料でサボステへ来ては、まその職士の助産師が相談をします。まその助産師が相談員と相談員を呼び、OONの生活、まその生活について相談をしてくれます。もしもに何かお困りなれば、「先におまかせ相談員と相談員とさせていただきます。」

ザ・野球人(松尾雅章) ※サボステに2階に2人がいます。職心士の方には松尾樹と、(ます)です。

まずはごいっしょにやってます。

ピッチングを教えてくれる元高校球児! 55点・ひざとひじが悪い!

「施設内の様子を写真と図を使って見える化」「本人が興味を持つ本やゲーム、ギターの紹介」「相談員の人物像が分かる顔写真付きのコメント」を入れるなど支援対象者の個別の状態に合わせて工夫し作成! 不安感、抵抗感を軽減するために必要な情報は一人ひとりで違うので気を付けてね!

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集

②

※『各論・グループワーク説明用資料』スライド番号75～

医療機関につながらないケースの 受診に向けた効果的な関わり方と支援の在り方

～不信感、拒絶感の強化や頑なさを生む「善意」を盾にした配慮なき働きかけからの脱却～

心療内科・精神科受診の必要性が出てきた際の留意点

～子ども・若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～

ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する

考察:当事者から次のような言葉をかけたらどのように受け止め展開を生むのか?

「馬鹿にしてるのか」「見下すな」「医者でもないくせに何様だ!」「勉強ばっかやってきたお医者さんに何が分かるの」「障害者扱いしやがって!」「差別するな!」「俺を排除するための口実を作ってる」「私をどうする気?」「診断を受けて何のメリットがあるの?」「結婚できなくなったらどうするの?」「薬を飲んで副作用出たら誰が責任をとってくれるの?」「もう治らない」「生まれつきなら変えようがない」「あんな人達と一緒にやりたくない」「一生病院に閉じ込められるんだ」「精神科に行っても生きて意味がない」「死ぬしかない」「薬飲んでまで生きていたくない」「さっさと死ぬからモルヒネくれ」



「関係性」の構築が大前提

◎悩みの共有・整理

「〇〇と思うくらいに辛い」「悲しみは比べられない」「大切なことなので一つ一つ整理」「関連性のない不安をつなげない」「気持ちの『波』を知る」「自分で解決できる事or Not」「見えない敵と戦わない」

◎言語化による理解

「伝えたいと思うのは前向きな行為」「自分の意思とは無関係に『体』から湧き出てくる不安」「誰もがなり得る一時的な状態」「『うつ』は心の『風邪』」「『心の状態』も体の一部」「高熱が出た際の病院受診と同じ」

◎展開と方針の共有

「『心』じゃなくて『体』の症状・状態を回復させる」「良くここまで耐えてきた」「これ以上苦しみを続ける必要はない」「本来の自分の気持ちを大事に」「本来の自分を取り戻そう」

「見捨てられる」というイメージを与えず、医療に誘導した後も「つながりを失わない」といったメッセージを伝えることが大事



医療機関につながらないケースの受診に向けた効果的な関わり方と支援の在り方

～不信感、拒絶感の強化や頑なさを生む「善意」を盾にした配慮なき働きかけからの脱却！～

グループワーク: ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する【保護者及び家族への対応】

①疾患・障害、精神医療に対する誤解や偏見の解消が働きかけの前提

ア) 誤解・偏見がある状態での良かれと思つての働きかけが命取りになることを知る

- 保護者及び家族の価値観や精神医療に対する考えや理解の状況を把握する
- 配慮なき働きかけは拒絶感を強め頑なさを生むなど将来の誘導の可能性を奪うリスク

イ) 個別病院の情報ではなく、「公」の情報から段階的に誤解・偏見の解消を行う

- 厚労省等公平性、客観性が一定担保されている「公」の科学的情報を優先
- 当事者が好意を持つ著名人(疾患や障害を公表している方)等の共感できるエピソードの共有

ウ) 日常生活で体感している医療や服薬の必要性から発展的に解消する

- 内科や眼科、外科等通院歴や頭痛薬等服薬経験がある場合はその体感を基盤に考察
- 「鬱は心の風邪」等、誰もがかかり得る状態で治療によって回復できるものとしての理解

②誰がどのようなタイミングで働きかけるかによって家族の認識も変化

ア) 関係性に着眼し当事者が信頼している第3者の協力を得ることも方法の一つ

- 精神医療に対する不信であれば当事者が通院している内科等かかりつけ医による説明も有効
- 支援者、関係者(精神医療利用者で回復経験持者等)のうち当事者が信頼している者からの説明

イ) 当事者が違和感や危機感を感じたタイミングで経緯等を踏まえて理解を促す

- 違和感等につながったエピソードをまとめて共有し独力で解決できるものor Notを整理
- ストレンクス視点で振り返りつつ直面した「限界」には異なるアプローチが必要なことを共有

ウ) 受診に係る不安には具体性を持って答える

- 「薬漬け」等の不安には「精神医療の進展」やインフォームドコンセント等の説明
- 医療費の不安には制度紹介(「医療費控除」、「自立支援医療制度」、「高額療養費制度」、「無料定額診療」、「生活保護」…)

良かれと思つて勧めたことがより受診から遠のかせる結果につながるのは本末転倒！誤解・偏見を解消するなど適切に配慮を重ねて支援を一步前に進めよう！



医療機関につながらないケースの受診に向けた効果的な関わり方と支援の在り方

～不信感、拒絶感の強化や頑なさを生む「善意」を盾にした配慮なき働きかけからの脱却!!～

グループワーク: ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する【保護者及び家族への対応】

③医療機関の選択は当事者が主体的に行えるように「第三者」を活かして援助

ア) 支援対象者本人や家族等当事者のニーズに即した情報を提供

- 過去の経験による不信であればその経緯を共有し異なるタイプの医師・病院等を紹介
- 通院できない不安には保健所やACT等訪問が行える医療機関や制度の紹介

イ) 「公」になっている情報を収集・整理し「第三者」情報として共有

- 診療方針やスタッフ体制、「就労移行支援」等関連施設など公開されている情報の補足
- 口コミ等を気にする当事者には法定協議会等の専門家の第三者の意見も踏まえ提供

ウ) 支援者が指定するのではなく本人及び当事者が自己決定することが重要

- 選択が難しい場合などは事前に電話等で医療機関に相談することも検討
- 不安や迷いが強い場合は受診後、治療開始に関しては再選択も可能であることを共有

④診療後に起こり得るリスクも想定に入れ「伴走」しつつ対策を打つ

ア) 救世主思想や完璧主義に陥っている当事者には事前にハードルを下げる

- 「話を十分に聞いてもらえない」⇒臨床心理士、公認心理士が配属されている病院を紹介
- 「気持ちが分かってもらえない」⇒精神科医の専門性や役割について事前に説明

イ) 投薬治療を受ける場合は自己判断による断薬や治療中断のリスクを事前に共有

- 一時的な変化にもかかわらず自己判断で治療を中断し悪化させる場合もあるので注意
- 減薬の際は「離脱症状」が生じる場合もあり協議の下、医師の慎重な判断が必要

ウ) セカンドオピニオンや転院も含め本人及び当事者が後悔しない治療を援助

- 医師とのミスコミュニケーションは真意を察し言葉の受け取り方を転換する等の調整を図る
- 向精神薬に関する論争も踏まえ大量投薬等には他の医師の意見も必要に応じて求める

心療内科や精神科での治療ですべてが解決するわけではないよ！環境要因の改善や適応訓練の実施など医師の判断を得ながら段階的に支援を進めよう！



特集

③

過去に専門機関が支援介入したものの 改善に至らなかった家族問題への 支援導入の留意点

～虐待、DV、保護者の精神疾患等多重困難ケースの事例検討を通じて家族支援の在り方を考える！～

過去に専門機関が支援介入したものの改善に至らなかった家族問題への支援導入の留意点

～虐待、DV、保護者の精神疾患等多重困難ケースの事例検討を通じて家族支援の在り方を考える！～

①安易に正論を振りかざす等「土足で踏み込む」行為は厳に慎む！

- ⇒「許せない！」自身の感情に基づく対応は「自己満足」に過ぎないことに留意
- ⇒「指導したのに！」言い訳づくりのための忠告は事態の悪化を招くリスク大
- ⇒「何故やらない?」改善行動に移る際の阻害要因を精度高く分析するのが専門性

②たとえ法的義務があったとしても「赤の他人」であることを忘れない！

- ⇒「何が悪い!」メディアやネット等で過剰に煽られた行政に対する不信感からくる反発
- ⇒「何様!」支援者の年齢、経験、専門性、相性等も考慮した配置・対応が不可欠
- ⇒「何が分かる!」家庭の事情や経緯等も分からない状況での安易な指導・助言は逆効果

③「通告」「通報」されるリスクを抱える当事者側の「心理」状況を意識する！

- ⇒「責められる…」児相や警察等の指導や介入に対する抵抗感や恐怖感
- ⇒「奪われる…」愛する我が子や家族と引き裂かれる苦しみや絶望感
- ⇒「崩壊する…」バッシングによる仕事、住まい、つながり喪失のリスク

④各種法制度の枠組を活用することで安全かつ効果的な連携協力体制を整える！

- ⇒「189!」疑いの時点で発見者に通告義務を課した児童福祉法改正の経緯の意識
- ⇒「なんで!」通告、通報ですべての問題が解決するとは限らないことに留意
- ⇒「だったら!」支援会議等関連制度の活用による伴走型支援のための「チーム」の編成

不遇な経験の積み重ねで負の感情が強化されたいり、言葉の受け取り方、物事の考え方、認知等に偏りが出ている場合も！権威的な関わりや危機感を煽るような指導・助言は、不信感、拒絶感を強めたり、状態や状況をより悪化させることにもつながるので注意！



過去に専門機関が支援介入したものの改善に至らなかった家族問題への支援導入の留意点

～虐待、DV、保護者の精神疾患等多重困難ケースの事例検討を通じて家族支援の在り方を考える！～

⑤遠回りでもまずは「共通の目的」に向かう過程で関係性を構築する！

- ⇒「どうせ…」過去の被支援経験等に起因する不信感、拒絶感の払拭を優先
- ⇒「だけなら…」役割を主訴に限定することで拒絶感を和らげ信頼関係の基礎を構築
- ⇒「助かる…」事務代行や債務整理等抵抗感の少ない問題から信頼関係を発展

⑥対象家族の固有の絆、文化、歴史等の理解は支援介入の前提条件

- ⇒「別れるべき!」一見、不仲でも根底は絆で結ばれていることも多いことを意識
- ⇒「常識的には…」特異に見える関係性も独自の「文化」として成立している可能性
- ⇒「逆切れ!」家族の中での立場等に配慮しない助言や指導は反発や逆上を生むリスク

⑦離婚等の決断に矛盾する気持ちが混在している可能性も検討する！

- ⇒「ひどい!」感情的対立を一方向的に煽る言動は問題解決を困難にするリスク
- ⇒「でも…」愛憎半ばといった状態は条件が変われば決断が真逆に揺らぐ可能性
- ⇒「何とか…」問題の解決によって当事者が望む家族の形が取り戻されることを援助

⑧否定的なエピソードの中にもストレングスを抽出することを忘れない！

- ⇒「辛かった…」負の経験の積み重ねによってバイアスが生じている可能性も考慮
- ⇒「よく耐えた…」相談意欲の維持のためには労いによるエンパワメントも重要
- ⇒「もしかすると…」否定的な話題にもストレングスを見出すことを常に意識

「文化」が違えば「価値観」も異なる！時代によって善悪の解釈が変わることがあるように家族の「歴史」を知ることによって解決の糸口が見つかる場合も！対立構図に巻き込まれないよう役割分担を行いながら、まずは徹底的に当事者のことを理解する努力をしよう！



過去に専門機関が支援介入したものの改善に至らなかった家族問題への支援導入の留意点

～虐待、DV、保護者の精神疾患等多重困難ケースの事例検討を通じて家族支援の在り方を考える！～

⑨環境要因を解決することで当事者の自発的な行動を引き出す！

- ⇒「何から…」複合的な問題には負担を感じない範囲で解決できる問題の着手を優先
- ⇒「分からない…」堂々巡りに陥る場合は文書化や図示等「見える化」による整理も検討
- ⇒「今なら！」危機感よりも安心感、希望的見通しの下での行動が重要

⑩支援過程で得られる「事実」の共有で「家族機能」の回復を援助する！

- ⇒「これまでとは…」適宜過去との違いを確認するなどして好転を感じられるように配慮
- ⇒「振り返ると…」自己効力感を高めるため小さな変化も紡ぎ共有することを意識
- ⇒「これからも…」支援過程で把握した家族間の「絆」を再確認できるエピソードを共有

⑪第3者機関の協力を得る際は当事者の自己決定と当該機関の助言を重視する！

- ⇒「言葉だけでは…」公正証書等は専門家の助言・指導の下に実施することに留意
- ⇒「冷静になれない…」継続的支援のためには民事調停等第3者機関の協力も重要
- ⇒「きちんと…」裁判は当事者があらゆる手を尽くした上で判断する最終的手段

⑫万が一、家族の形が変わる際にも孤立や経済困窮に陥らないよう配慮を重ねる！

- ⇒「形じゃない！」多様な価値観、生き方、家族形態等を包摂する時代であることを意識
- ⇒「約束は大事！」養育費等は時間が経つと話し合いが難しくなる傾向にあることに留意
- ⇒「困った時には…」双方が課題に直面した際の対策の共有と一定期間の「伴走」は必須

人と人、感情を無視して制度を適用するなど外形的に問題を排除することはソーシャルワークとは呼べないよ！「バトン」を落とし易いのは渡す時！家族みんながそれぞれの思いを実現できるよう、多機関との連携、リファーの際は一定期間、並走しよう！



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集

④

**意欲や動機を失った当事者の
「最初の一步」
を支えるために必要な合理的「配慮」**

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

 **意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を
支えるために必要な合理的「配慮」**

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

**①「当事者の責任にせずに」
背景要因を多角的に分析することが前提**

～膠着状態にあるケースに「働きかける」際に留意すべきこと～



 意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」①
～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

膠着状態にあるケースに「働きかける」際に留意すべきこと

①当事者の責任にせずに背景要因を多角的に分析することが前提

支援対象者本人は動き出せる「状態」になっているのか？

「動き出す」ことは少なからず「負担」を伴う！限界を超えた提案内容であれば**配慮に基づいた対策が必要**！

「本人の状態（Five Different Positions等）の検証」「失敗、挫折による心理的影響」「過度のストレスの抱え込み」…

「行動に移さない本人が悪い！」と**責任回避する前に支援者側のアセスメントが適切だったのかを見直してみよう**！

状態が整わない状況での働きかけは苦手意識を強めたり、失敗によってその後の改善行動がとれなくなるリスクがあるので留意！

行動に移せない背景に「環境」から受ける制約が働いてはいないか？

家族内で醸成された**思想・文化によって周囲の考えが理解できない場合も**！

「いじめ、虐待やDV、貧困」「家族間の力動関係」「社会不信や思想、家族文化」「行動制限や心理的拘束」…

夢や希望、意欲、意思を捨てなければ精神的に保つことができない状態に追い込まれている場合も！

「**学習性無力感**」長期にわたって**ストレスの回避困難な環境にさらされ続けるとその状況から逃れようとする努力すら行えなくなることも**！

過去に強引な働きかけが行われていないか？

家族を含め「**繰り返し**」働きかけを受けている場合、「**反射的に強い拒否感**」が湧き上がるなど**反応が固定化していることも**！

「『相談』『支援』『指導』『支援者』に対する不信」「抵抗感・拒絶感・警戒感・苦手意識等の強化」「**反射的拒絶**」…

過去に**本人の意思を無視したような働きかけが行われている場合はその具体的な内容とその時の反応を調べて同じ轍は踏まない**！

「**こうやればうまく行くんだ**」といった**希望的な見通しを共有し動機づけすることが重要**！

「先の見通し」も含め提案内容は本当に本人の意に沿っているのか？

「理想と現実の乖離」「**希望的見通し**」「連続性・発展性・実現可能性」「**プライドや生き方、憧れに対する配慮**」…

周囲の者にとって低いハードルでも**本人にとっては乗り越えられそうにない、とてつもなく高い壁に感じられている場合も**！

スモールステップを準備すれば良いとは限らない！提案の仕方次第ではプライドを傷つけ意欲を奪ってしまう場合も**！**

働きかける前にアセスメントが的確なのかまずは振り返ろう！

 意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を
支えるために必要な合理的「配慮」

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

② 相対的要素を加味した
「関係性」に着眼した
提案・動機づけが効果的

～行動を促す時も関係性に着眼したアプローチが有効！～



意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」②

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

②相対的要素を加味した「関係性」に着眼した提案・動機づけが効果的

「関係性」の構築の在り方が働きかけの意味・内容に影響を与える

「ニーズ」や「意欲」は他者や社会との関係性の中において見出せるもの！

「坊主憎けりや袈裟まで憎い!」「対立構図に陥らない」「年齢・経験・立場・所属組織等が持つイメージ」・・・

働きかける相手に自分がどのような存在として認識されているのかを意識する！

対立構図に陥ってしまうとその後の働きかけが困難になるので注意！

支援者に対するイメージだけでなく所属する組織等に対するイメージも意識すると効果的！

「報恩」「権利-義務」関係による直接的な働きかけ

理想は支援を通して支援者側からお願いごとができるような関係性をつくること！

「良好な関係性に基づく『お願い』型が理想」「給付と指導」「法的義務関係」「役割分担：両面からのアプローチ」

学校や福祉事務所、児童相談所等は義務関係が生じていることからこれを活用したアプローチも最終手段の一つ

積極的な働きかけには失敗した際のフォロー役を確保する！

違う角度から統一した方針で働きかけることで効果を高めることもできる！

「集団」が持つ特性、影響力を活用した間接的働きかけ

所属する集団や環境が好転することが望ましいが難しい場合、新たな価値集団、文化との出会いも一つの方法！

「家族、仲間等集団が持つ特性」「関係性に着眼した間接的影響の活用」「別の特性を持つ価値集団への移行」・・・

逸脱行動がある場合、代替案の提示や昇華によって行動や集団の性質を変え自発的な改善行動を促す！

対立構図を利用した働きかけは高等技術！リスクが高いので留意！

興味・関心からのアプローチは働きかけが失敗した際も話題の転換が生み易い！

自己決定や自発的行動を促す効果を持つ「生き方モデル」の提示

「カリスマ、著名人への憧れ」「信頼の対象となる人物の言動の模倣」「アニメ、漫画、映画等登場人物」・・・

憧れや信頼の対象となる人物の言動、生き方であればネガティブイメージがないため動機づけにも効果が！

支援者自身の言葉として働きかけるのではなく憧れの対象となっている人物の言葉を引用することで効果を高めることもできる！

行動を促す働きかけの際も関係性に着眼したアプローチが有効！

義務関係よりも信頼関係に基づく働きかけが本質的改善につながり易い！

 **意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を
支えるために必要な合理的「配慮」**

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

**③動き出すために必要な「余力」を
生むための「負担軽減」を図る**

～生きることだけで精一杯な状態の当事者も少なくないことに留意！～



③ 意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」③

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

③ 動き出すために必要な「余力」を生むための負担軽減を図る

余計なストレス要因を排除することで「余力」を生む

「役割分担による刺激の制限」「手続代行等負担軽減」「環境におけるストレス要因の排除」「エンパワーメント」…

特に関与する支援者が複数いる場合は当事者の観点に立ち負担の度合いを察する！役割分担によって刺激を減らすことが心の余裕を生む場合も！

多子世帯や多重困難家庭などは通常連絡だけでも負担が乗数的に増加・集中している可能性があるため留意！

煩雑な手続きなどは必要に応じて支援者が代行するなどして負担軽減を図る！関係性づくりにも役立つ！

家族支援による環境調整を通じて本人の心理的負担を軽減する

「家族が抱える問題の解決⇒家族の気持ちに余裕⇒家族関係の改善⇒本人の心理的負担の軽減⇒余力確保」

本人が抱える問題の解決が自立の近道とは限らない！日常的に関わる家族の心に余裕が生まれることで与えられるポジティブな影響は大きい！

心に余裕がない場合、日常会話でも無意識のうちに感情的、否定的になりがち！隠れたストレス要因になっている場合も！

「付加価値」をつけることでメリットを意識させ「相対的に負担感を軽減」する

「本人の適応支援＋家族支援による困りごとの解決」「職業訓練＋給付・貸付」「適応訓練＋仲間たちとの活動」…

「自分のために」では動けない子ども・若者も「誰かのために」であれば動き出せる場合もある！

経済困窮に陥っている場合、生活の不安が解消されることで負担感が軽減され動機につながる場合も！

状態改善に応じた「段階的移行」で負担感を意識させない

目的の行動に移すために必要な段階を無理の来ない範囲でいくつかに分け適応力を段階的に上げる！

「理解度に合わせた段階的な情報伝達」「背景要因の改善に応じた負荷の質的量的調節」「シェイピング」…

見たことも聞いたこともないことを一度に大量に情報として受け取ると負担感が強くなるのは当然！

同時並行的に背景要因の解決を行い状態の改善に応じて得られた余力を使って動き出しを作る！

日々を生きることだけで精一杯な状態の当事者も少なくないことに留意！

自己決定、自発的行動を促すための合理的配慮！ポジティブアプローチ！

 **意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を
支えるために必要な合理的「配慮」**

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

**④働きかけるタイミング、
方法によっても結果が大きく
変わるので工夫を重ねる**

～不安感、焦燥感、危機感を煽るよりも「希望」が見い出せるように合理的配慮を重ねてみよう！～



意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

④働きかけるタイミング、方法によっても結果が大きく変わるので工夫を重ねる

「強い関心」や「話題性」を活用して意欲を高める

「ポケモンGO」「ヴァーチャルリアリティ」「フリマ」「イベント」「祭り」「クーポン」「ポイント」「新発売」「無料」「限定」・・・

普段全くポケモンやゲームに関心がなかった人、スマホゲームをやったことがない人まで巻き込んだ一大ブーム！**メディアが生み出す社会現象の力！**

興味関心があること、好きなことであれば**ストレスは感じにくい！**
「〇〇あるからついでに！」も**フレッシャーを軽減する手段にも！**

付加価値をつけることに加え「限定」のように**「今しかないタイミング」を活用**する方法も！一時的行動であれば**促し易い！**

日々の変化、ライフサイクル、ライフステージの移行等に伴う心理的变化に合わせた導入

「テスト」「進級」「進学」「就職」「恋愛・失恋」「結婚」「葬祭」「子育て」「退職」「給付・年金等手続」・・・

日々の変化はもちろんのこと、**ライフサイクルの変化によっても強固な思い込みやこだわりなどが揺らぐなど気持ちに変化が生じる場合があるので見過ごさない！**

思春期から青年期へ**世代が変わると苦手意識やこだわりが自然と改善されることもある！**諦めず**長期的視点も！**

潜在的ニーズの掘り起こしによる働きかけも必要に応じて検討する

「日常の興味関心からの発展・応用」「制度活用のメリットの明確化」「生涯賃金格差等統計の活用等知識補充」・・・

外に出ることさえ高いハードルに思っている段階ならば、**状態改善のアプローチと並行してその負担感を払拭するだけのメリットが提示できるように準備を！**

知識の補充は状態を見極めた上で！将来に対して**悲観的**になったり**自暴自棄に陥るリスク**が排除できる場合にのみ実施！

ポジティブアプローチが出来るだけの準備が必要

「説教、指導、強制はリスク」「ストレングスを生かした方針」「固定観念の解消」「希望的見通しの共有」・・・

本人の理解が十分でない場合、「**嫌なことをさせようとする人**」「**面倒くさい奴**」などの認識につながる事も！

長期化・深刻化した事例は、**ストレングスの発見、リフレーミングを用いた不合理な考えや固定観念の解消が必要！**

不安感、危機感を煽るよりも「希望」が見い出せるように合理的配慮を重ねてみよう！



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

**新「子供・若者育成支援推進大綱」に
象徴される子ども・若者支援に対する
政府の真摯な姿勢への期待**

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

※以下、大綱及び制度説明資料は、内閣府、厚労省HPより引用

1. 子供・若者を取り巻く状況

法施行後10年が経過。教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。（別添参照）

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

- 生命・安全の危機 P2
- 孤独・孤立の顕在化 P2
- 低いWell-being P2
- 格差拡大への懸念 P3
- 持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり P3
- リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開 P3
- 成年年齢の引下げ P3
- 人権・権利の保障 P4
- ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成 P4

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

- 家庭** P4-P6
虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も
- 学校** P6-P8
特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大
- 地域** P8-P9
近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも
- 情報通信環境（ネット空間）** P9
教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化
- 就業（働く場）** P10-P11
近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者（ニート）の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

① 全ての子供・若者の健やかな育成 P12

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等 P12-13,P20-26

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援 P13

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等 P13-14,P27-36

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 P14

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

STEAM（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等 P14-15,P37-40

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備 P15

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等 P15-16,P41-44

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）等 P16-17,P45-46

※子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題（アジェンダ）の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適時・適切に行う

▶子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータ**（子供・若者の意識*や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）**からなる参考指標（子供・若者インデックス）を新たに設定**。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。

*子供・若者インデックスとして想定している指標の例（子供・若者の意識関連）

自己肯定感・自己有用感 自分は役に立たないと強く感じる 49.9% 今の自分が好きだ 46.5% (44.8%) チャレンジ精神 うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む 51.9%	充実感 今の生活が充実している 68.9%(69.5%) 希望 自分の将来について明るい希望を持っている 59.3% 社会貢献 社会のために役立つことをしたい 70.8%
---	--

家族・親族

学校

- ・**居場所**（ほっとできる場所、居心地の良い場所など。以下同）になっている
 家庭（実家や親族の家を含む） **75.6%(79.9%)**
 自分の部屋 **85.3%(89.0%)**
- ・何でも悩みを**相談できる**人がいる **58.8%(59.8%)**
- ・困ったときは**助けてくれる** **77.4%(78.4%)**
- ・親（保護者）から**愛されている** **73.7%**

- ・**居場所**になっている
 ※卒業した学校を含む **48.1%(49.2%)**
- ・何でも悩みを**相談できる**人がいる **57.7%(57.7%)**
- ・困ったときは**助けてくれる** **65.6%(65.0%)**
 ※上記2項目は、学校で出会った友人についての回答

職場

地域

インターネット空間

- ・**居場所**になっている **35.1%(39.2%)**
 ※過去の職場を含む
- ・何でも悩みを**相談できる**人がいる **33.6%(31.1%)**
- ・困ったときは**助けてくれる** **51.6%(50.6%)**

- ・**居場所**になっている **53.3%(58.5%)**
 ※現在住んでいる場所やそこにある施設等
- ・何でも悩みを**相談できる**人がいる **18.5%(18.2%)**
- ・困ったときは**助けてくれる** **27.4%(26.4%)**

- ・**居場所**になっている **56.6%(62.1%)**
- ・何でも悩みを**相談できる**人がいる **23.7%(21.3%)**
- ・困ったときは**助けてくれる** **23.3%(21.8%)**

※上記の数値は、そう思う、どちらかといえばそう思うの合計値であり、13歳～29歳の全体値。
 令和元年度内閣府「子供・若者の意識に関する調査」のデータ（括弧内は平成28年度のデータ）

▶大綱の期間はおおむね5年（令和3～7年度）としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。

3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

【自殺】 児童生徒の自殺者数

[警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成]

【いじめ】 いじめの認知件数

[文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」]

【貧困】 18歳未満の子供の相対的貧困率

[厚生労働省「国民生活基礎調査」]

【SNS被害】 SNSに起因する事犯の被害児童数

[警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」]

【児童虐待】 児童相談所における児童虐待相談対応件数

[厚生労働省「福祉行政報告例」]

【不登校】 小・中学校における不登校児童生徒数

[文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」]

【若年無業者】 15～39歳人口に占める無業者の割合

[総務省「労働力調査」]

【近所づきあい】 現在の地域での付き合いの程度

※「付き合っている」と回答した割合

[内閣府「社会意識に関する世論調査」]

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

改正を経て拡充が期待される 「生活困窮者自立法」に基づく相談支援

～全国902福祉事務所設置自治体1,313機関(H29年度)で展開される生活困窮者の包括的自立支援～

※以下、制度説明資料は、厚労省提供資料より出典

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国905福祉事務所設置自治体で
1,336機関(令和2年4月時点))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施
・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

生活困窮者等の自立を促進するための
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) **生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化**

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) **子どもの学習支援事業の強化**

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) **居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）**

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) **生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援**

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) **生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化**

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) **貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援**

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) **資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例**

等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) **児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月））**

等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につなげていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

- 第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

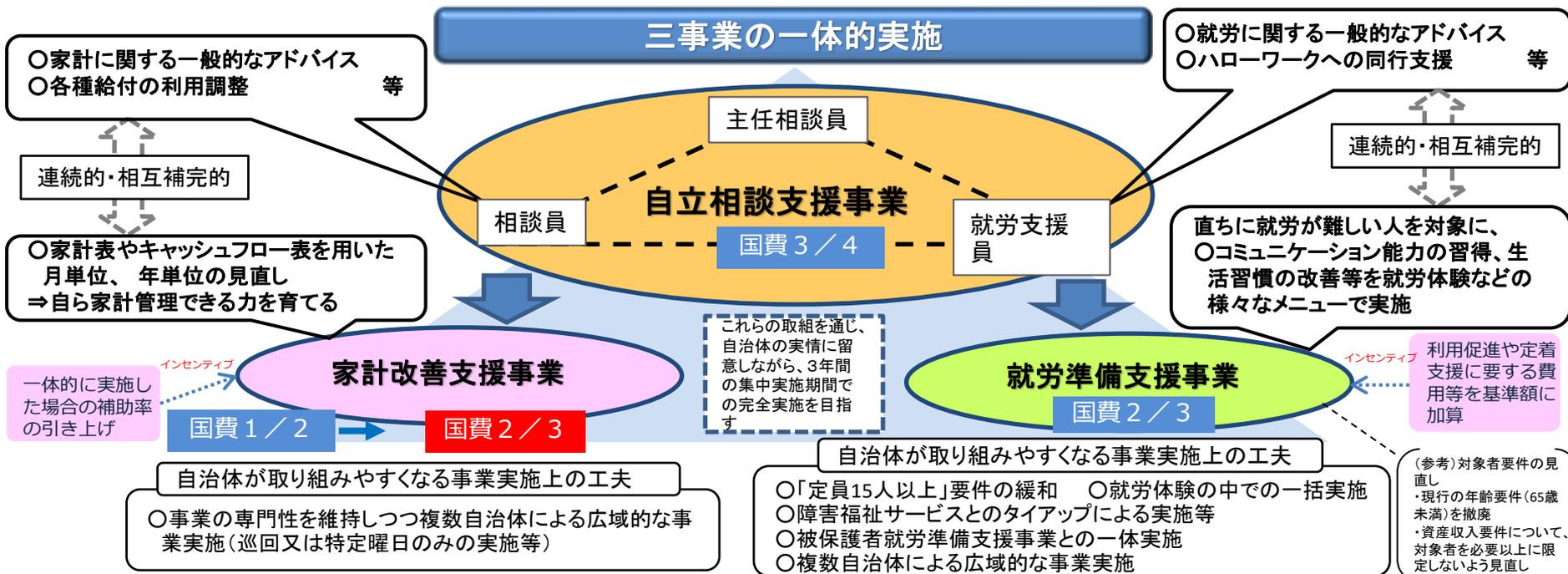
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

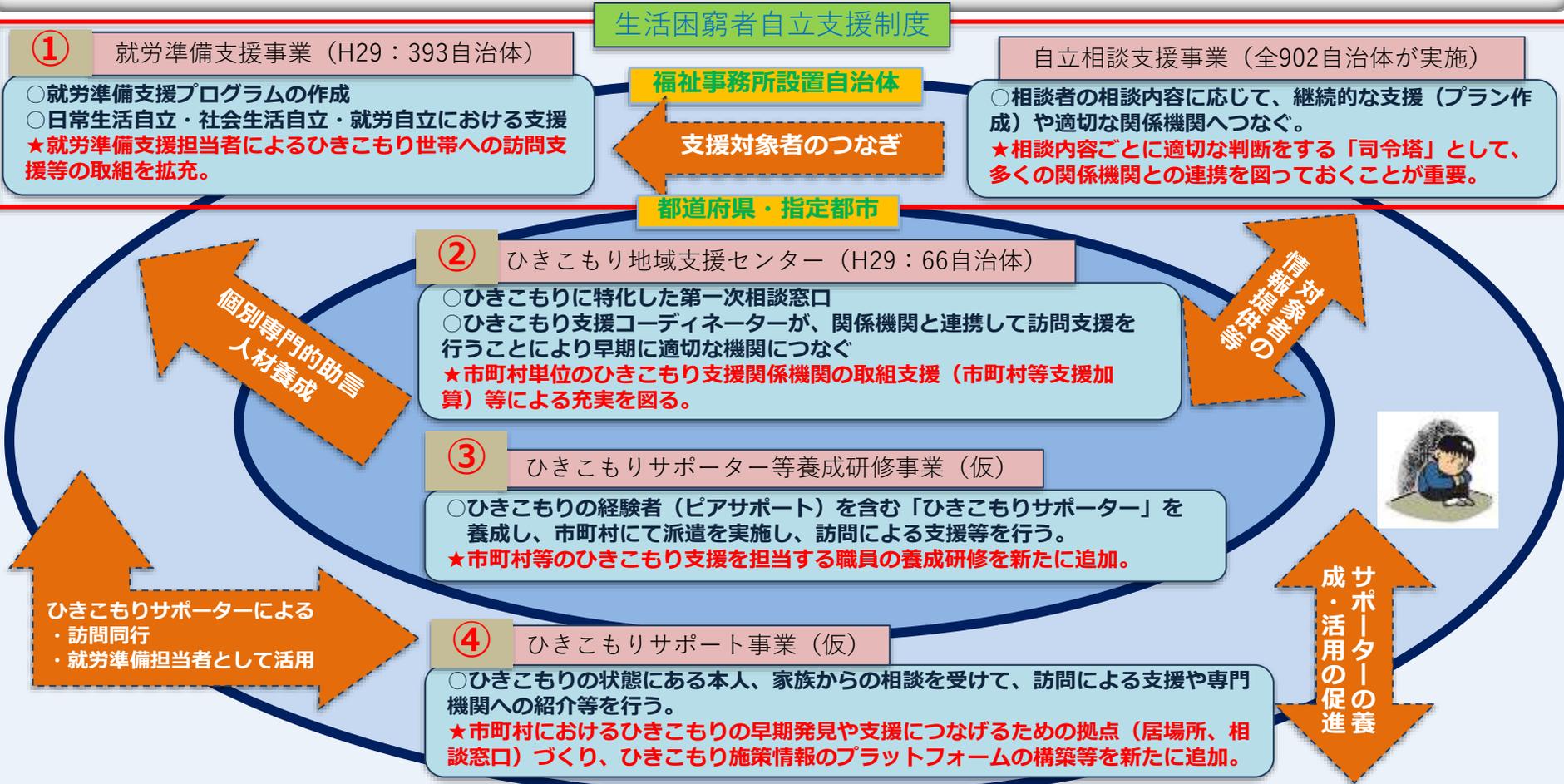


5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

[30年度予算] 就労準備支援・ひきこもり支援の充実

- ◇ 30年度予算において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

平成30年度予算額 : **5.8億円 (うち困窮分3.3億円)**

- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率

2/3



(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算額 : 5.3億円

補助率 1/2

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

②

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援



- ・広域的な相談窓口
 - ・関係機関と連携した訪問支援
- 【市町村バックアップ機能強化】
※主として都道府県センターを想定

 - ・関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定
カンファレンスへの助言等
 - ・ひきこもり支援実施者からの相談対応
 - ・市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言
- 【訪問支援体制強化】

 - ・困難ケースへの訪問支援
 - ・相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的实施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ひきこもりサポーター養成研修



- ・ひきこもりサポーター養成研修
- ・市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

③

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ひきこもりサポーター派遣事業



- ・ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

④

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・ 高校進学のための学習希望
- ・ 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・ 家庭に居場所がない
- ・ 生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・ 子どもとの関わりが少ない
- ・ 子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・ 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・ 高校進学支援
- ・ 高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・ 学校・家庭以外の居場所づくり
- ・ 生活習慣の形成・改善支援
- ・ 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・ 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・ 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・ 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

「支援会議」の守秘義務

課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
 - ← 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に規定するが世帯全体の課題として共有されていないケース
- 中には、世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。

「支援会議」(新設)

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定
 - 本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。

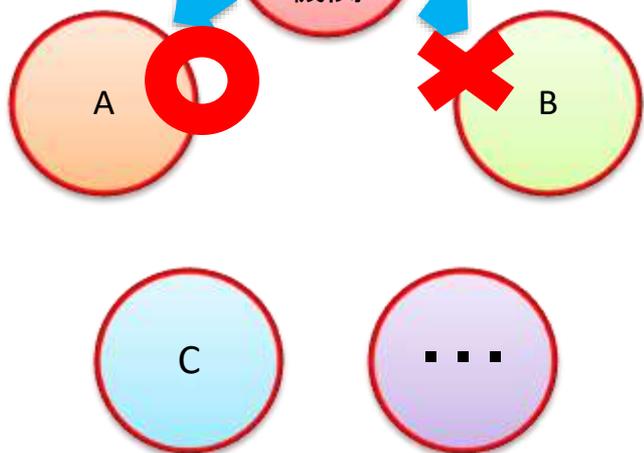
各法における守秘義務

原則

本人同意あり
→情報共有○

自立相
談支援
機関

本人同意なし
→情報共有×

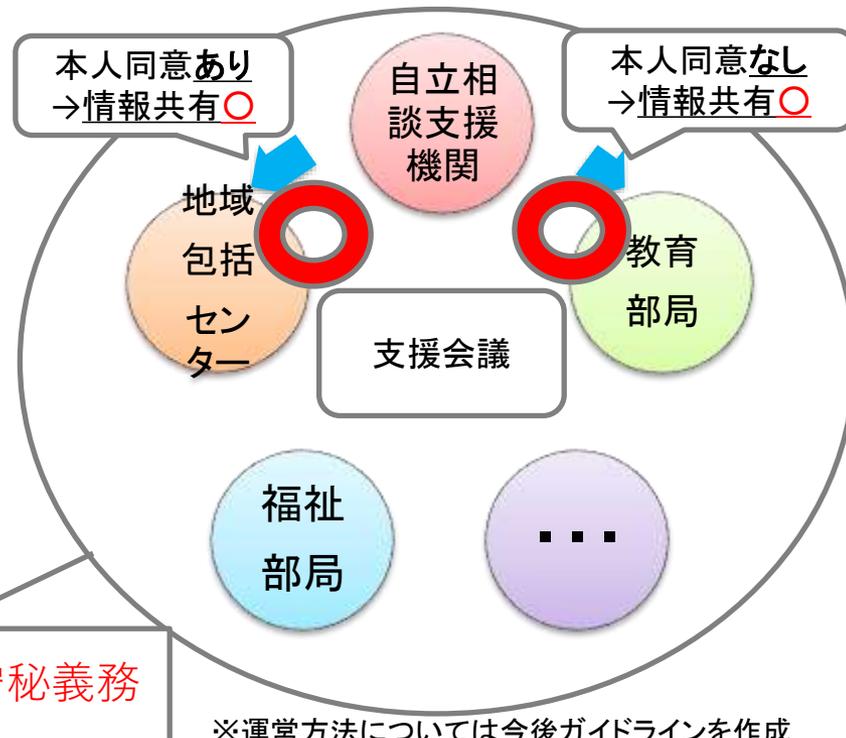


※「支援調整会議」は個々の生活困窮者の支援プランの決定を行う場であり目的が異なる。

本人同意あり
→情報共有○

自立相
談支援
機関

本人同意なし
→情報共有○



※運営方法については今後ガイドラインを作成

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

地域共生社会の実現に向けて 新たに推進される 重層的支援体制整備事業

～制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて多様な主体が「我が事」として参画～

※以下、制度説明資料は、厚労省提供資料より出典

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷

- 日本の福祉制度は、1980年代後半以降、高齢者介護を起点に発展し、介護保険制度の後、障害福祉、児童福祉など各分野において相談支援の充実など、高齢者介護分野に類似する形で制度化
- 属性別・対象者のリスク別の制度となり専門性は高まったものの、8050問題のような世帯内の複合的なニーズや個々人のライフステージの変化に柔軟に対応できないといった課題が表出

〈共同体機能の脆弱化〉

- 高齢化による地域の支え合いの力の一層の低下、未婚化の進行など家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化



- ◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域の持続そのものへの懸念
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない



- ◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。

（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。【社会福祉法第106条の4 関係】

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。【社会福祉法第106条の7～11） 関係】

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

**I～IIIを通じ、
継続的な伴走支援**

**多機関協働による
支援を実施**

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
 - ①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ支援)
 - ②参加支援、
 - ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、「重層的支援体制整備事業交付金」を創設し、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

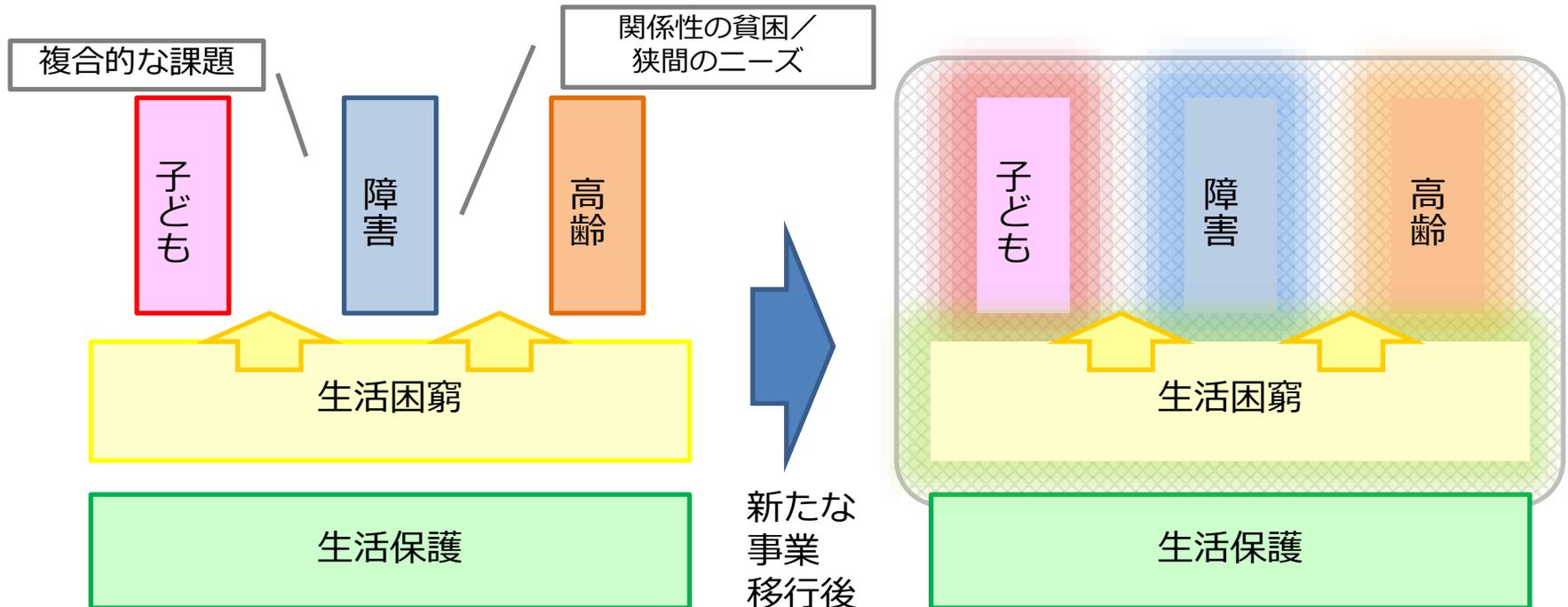
(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。

※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

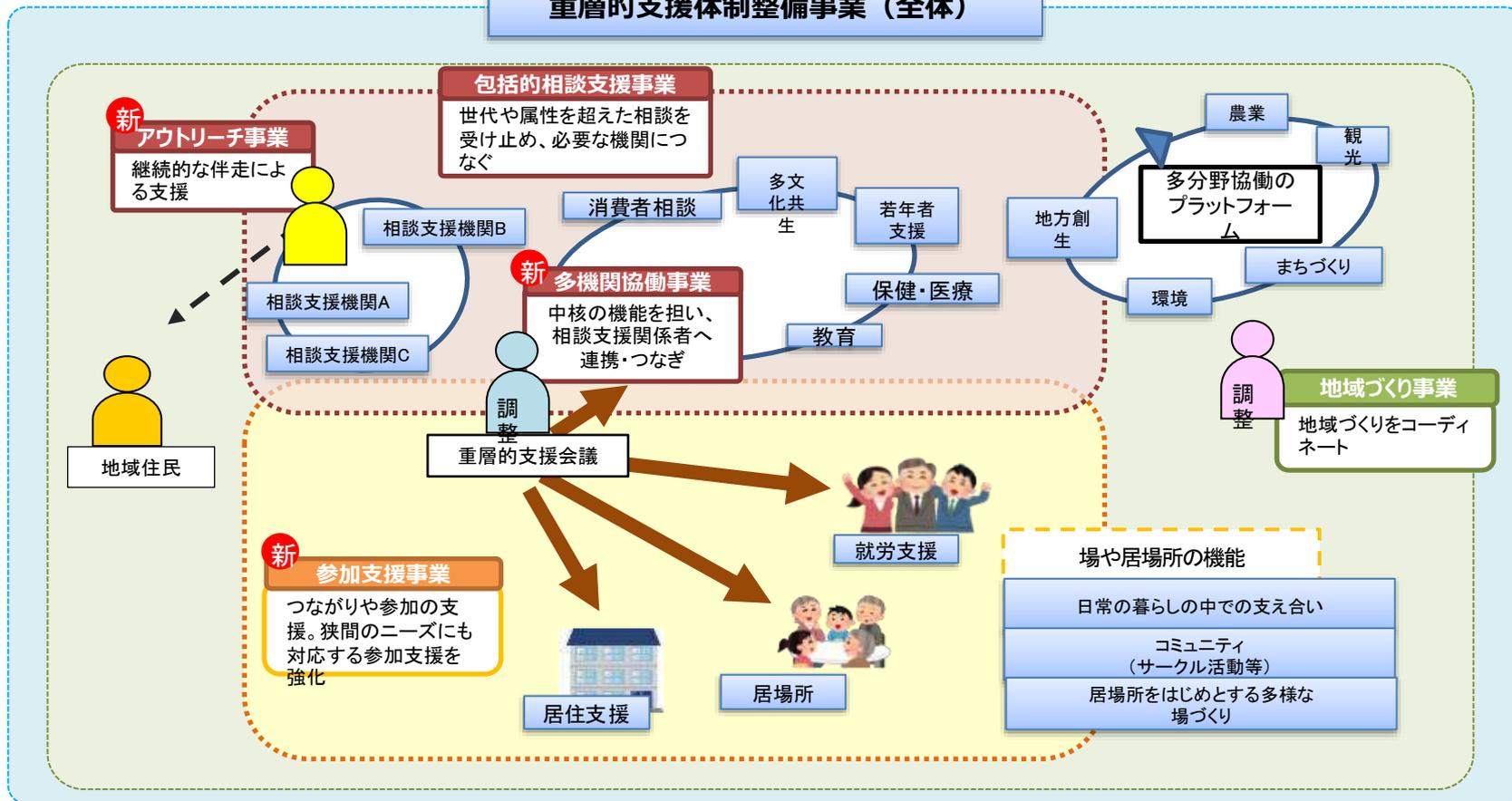
- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な支援体制」を構築できるようにする。
 - ※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる：相談支援・参加支援・地域支援の一体的な体制整備
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、**支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築**する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

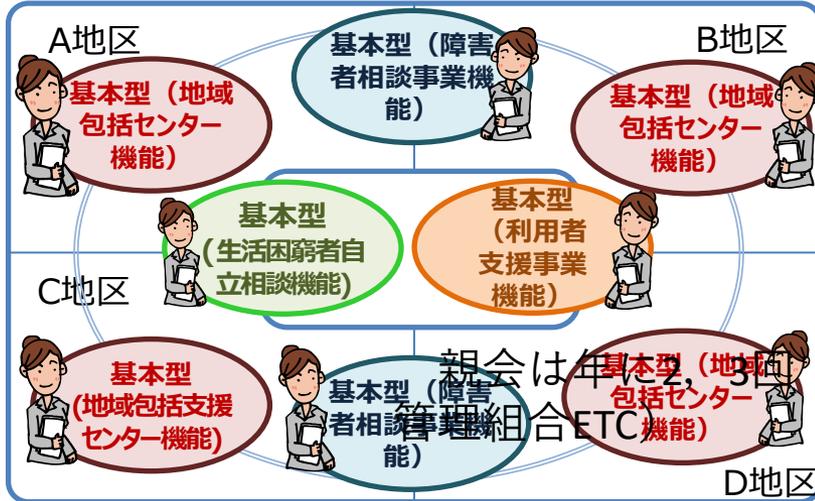
重層的支援体制整備事業 (全体)



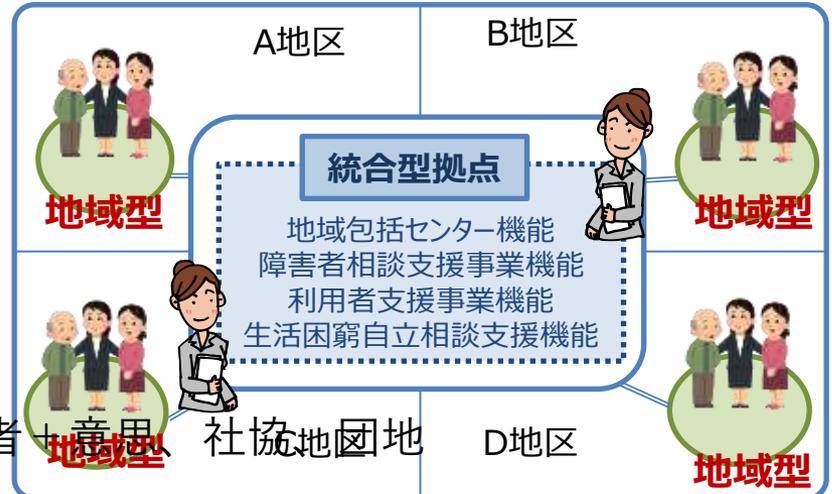
相談支援体制の整備例

<相談支援体制の整備例>

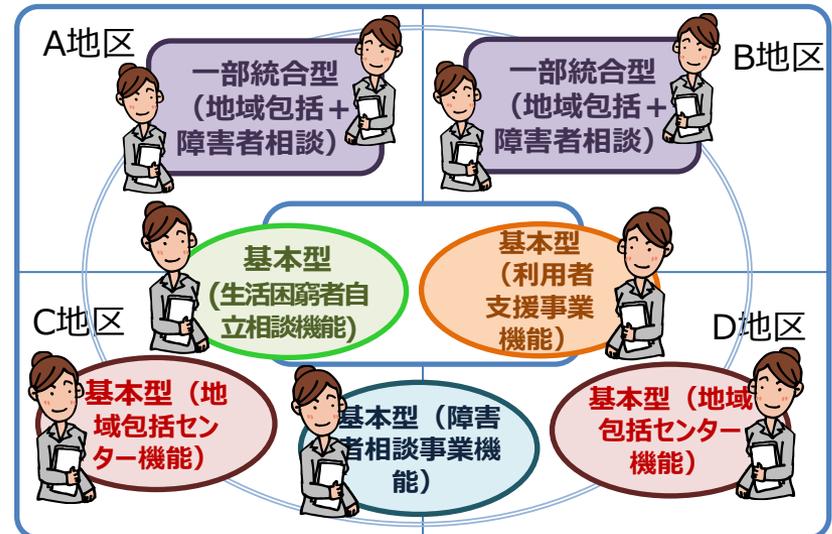
既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の実施

- ◇ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設）を実施**する。

（重層的支援体制整備事業の事業内容）

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、
- ・生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮分野（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

- ◇ 市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「**重層的支援体制整備事業への移行準備事業**」、「**都道府県による市町村への後方支援**」等の支援を行う。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

**「就職氷河期世代等無業者一体型
支援モデルプログラム」に見る
地域若者サポートステーション事業の
「改革の兆し」**

～現場の課題と真摯に向き合う厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室～

※以下のスライドは、平成31年4月12日配布、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
『平成31年度地域若者サポートステーション事業全体研修』資料より抜粋

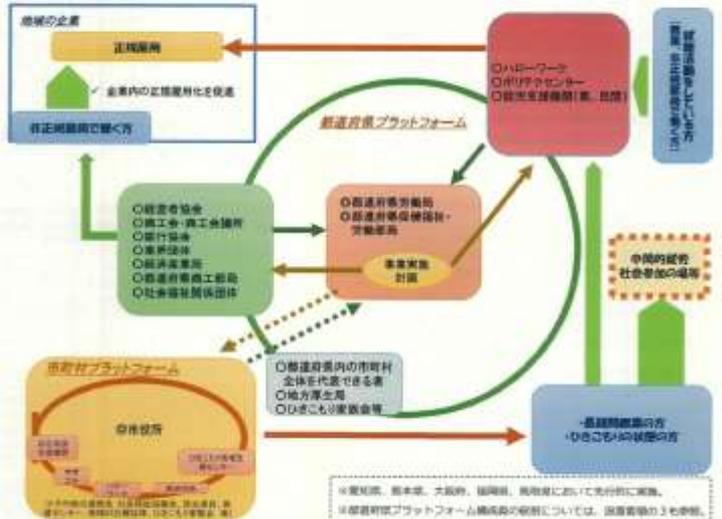
就職氷河期世代支援に関する有識者ヒヤリング

～地域若者サポートステーション事業が「基盤」となり年々発展を遂げている佐賀県の「ワンストップ型」相談支援サービス～

就職氷河期世代支援に関する有識者ヒヤリング②

特定認定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス (S.S.F.) 代表理事 谷口 仁史氏

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



出典：労働局提供資料

取組概要

○ 不登校、ひきこもり、非行、ニート、生活困窮者及びその家族を対象に、社会参加・職業的自立に向けた相談支援を実施

○ アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

①ワンストップ型の相談対応
自立に係る各種総合相談機能を集約して、機能強化を図るだけでなく、スケールメリットを生み、有資格者がチームを構成し、包括的に支援を展開。

②重層的な支援ネットワークの形成
20を超える重層的なネットワークを傘下構成。情報の一元化を図ったネットワーク、職人のネットワーク、就労体験を受け入れる事業主のネットワーク、地域の限界を補うための全国ネットワークなどに立ち上げる段階から参画。

③支援の実効性の高さ
アウトリーチと重層的ネットワークを活用した多面的援助アプローチ、独自に多軸評価のアセスメント指標を開発しながら専門機関を含めながら対応。本人支援と家族支援の柱を同時並行的に支援を進め、伴走型支援を実現。

主な御意見

■支援手法
✓ 生育環境の問題の解消も含め、積極的・直接的な支援を、社会参加・自立まで行うため、アウトリーチ（訪問支援）を軸に支援。孤立している当事者、深刻かつ複合的な領域を抱えている当事者の支援に当たっては、複数分野の専門職種が知見を持ち寄り対応する必要。
✓ アウトリーチ型でも延々と続けるや依存関係になってしまう。問題を解決しながら、段階的に集団活動に移行していくことで社会参加を促している。

■支援機関の連携
✓ 子供・若者育成支援法や生活困窮者自立支援法など様々な協議会、窓口があるが、縦割りでなく、情報やノウハウの共有、連携を図る必要がある。就職氷河期世代支援を通じて縦割りを突破し、その支援の成果をすべての世代にも広げていくことができるように。

■支援する人材の育成について
✓ 支援の現場を支えるのは「職人」だけではない。大学生等のボランティアから、段階的にキャリアアップできる人材育成の枠組みが必要。大学、教育委員会、行政と組んで、実地訓練等を通じた支援者の育成を行っている。
✓ 特にひきこもり支援の分野では、世代間のギャップが生じずに人との関わりができるお兄さんお姉さんのアプローチが有効。

就職氷河期世代の皆さまの活躍のための支援メニューを強化しました

働きたいけど
自信がない

スキルアップ
したいけど
お金や時間がない

正社員になりたい
年齢も高くなる

ご自身やご家族の
ひきこもりのことで
悩んでいる

こんなお悩みありませんか？

内閣官庁
就職氷河期世代支援推進室

国家公務員として働きたい方

◆令和2年度から令和4年度までの間、政府を挙げた機動的に、就職氷河期世代を対象とした国家公務員の中採用を行います。

◆8月下旬に受験申込受付開始。11月29日に第1次試験試験（6月下旬に受験案内を公表予定）

https://www.cas.go.jp/jp/sebaku/shushoku_hyogaku_shiniv/koumuin.html

地方公務員として働きたい方

◆地方公共団体における就職氷河期世代を対象とした就職採用試験の受験予定などについては、以下のHPでお知らせしています。

https://www.soumu.go.jp/main_sokki/jichi_gyousei/koumuin_seibou/shushoku_hyogaku_shiniv.html

ホームページやTwitterで情報発信しています

内閣官庁就職氷河期世代支援推進室
ホームページ
https://www.cas.go.jp/jp/sebaku/shushoku_hyogaku_shiniv/index.html

内閣官庁就職氷河期世代支援推進室
Twitter アカウント
<https://twitter.com/hyogakushiniv>

就職氷河期世代の皆さまへの支援メニュー

丁寧な相談・サポートする体制を強化します

◆他府県直営サポートステーションなどでは、働くための準備がしたい方へ、個別相談、職場見学、就職後のフォローアップ等を行っています。4府県で対象を拡大して支援します。

<http://assouffice-rehab.or.jp/>

就職時で就職に役立つ資格等の取得を支援します

◆個別相談で取得でき、認定資格につながる資格等の取得を支援するため「就職後必要資格コース」を導入しを創設します。

◆住、通学、通勤、異業などの分野で就職に役立つ資格を習得し、正社員就職を促すことができます。

◆仕事の現場を体験できる科目から3科目程度の職業体験、職場体験を受けられます。

◆職業体験など資格が取得でき、厚生労働省HP下などで紹介されます。

ハローワークがあなたの就職活動をサポートします

◆「正社員で就職したい」という希望をお持ちの方は、ハローワークの就職相談官が個別に専門窓口をご用意ください。アプローチがあなたの就職活動を最後までサポートします。

◆お新たにとも人と一緒に申し送り、スキルを身につけた方には無料の職業訓練（ハローワーク）に関する相談、面接対策や応募書類作成支援も行っています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunryu/000181325_00002.html

就職氷河期世代認定の本人があります

◆ハローワークに加え、企業のホームページや求人広告、採用情報紹介事業でも就職氷河期世代認定本人を募集しています。

地方での仕事や暮らしに興味がある方

ふるさとワーキングホリデー

◆一定期間地方に滞在し、働いたり学んだりしながら、当地域との交流や学びの機会などを通じて地方で暮らしを体験できます。

<https://furusato-work.jp/>

移行・交流情報ガーデン

◆JR 鹿児島県鹿児島駅から徒歩4分の場所にある「移行・交流情報ガーデン」では、地方移住や地方での就職・就職に関する情報だけでなく、言語研修やイベント等も入手することができます。

https://www.soumu.go.jp/main_sokki/jichi_gyousei/koumuin_seibou/shushoku_hyogaku_shiniv/

地域若さし協力隊

◆都市圏に在住の方々が、遠隔地地域に転住して、地域振興の促進などの地域若さし協力隊、農村地域への移住、住居の生活支援などの「地域若さし協力隊」を行っています。

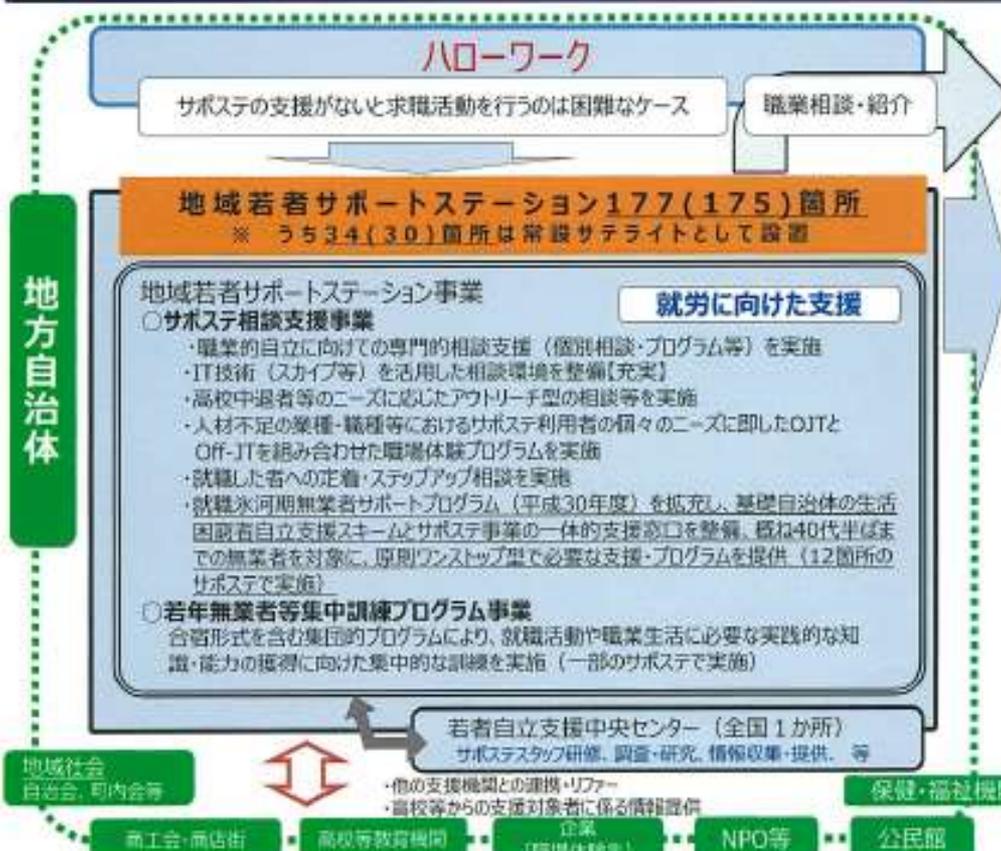
https://www.soumu.go.jp/main_sokki/jichi_gyousei/koumuin_seibou/shushoku_hyogaku_shiniv/



西村大臣と有識者との意見交換会

- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者（ニート※1）の数は近年、50万人台半ばで高止まりしている。
- これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、高校中退者等へのアウトリーチ型の就労支援の充実、「就職氷河期世代」にあたる無業者への支援のモデルの開発、定着・ステップアップ支援の強化に取り組む。

（※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～、若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施、15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等）

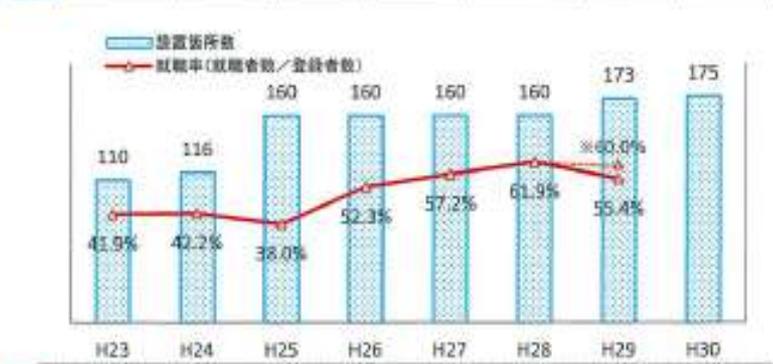


【サポステの実績（平成29年度末現在）】

○平成18年事業開始以来の進路決定者数（累計） **125,296人**

○うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数10万人」（平成23～32年度）に対する進捗状況 **108,389人**
→目標達成

求職決定者数(人)	うち就職者数(人)	登録者数(人)	就職率(%)	前月別件数(件)	初回件数(件)	七ヶ月連続者数(人)
10,184	8,930	16,122	55.4 ※(60.0)	474,749	287,730	187,019



* 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定、さらに平成29年度より、雇用保険被保険者であることを書類により確認できる場合に限定
※ 平成28年度と概ね同定義で把握した場合

サポステ事業運営に係る主な課題認識と平成31年度以降当面の取組みの重点

■ サポステ事業全体の弾力的評価の仕組みによる実効性ある目標管理

→H30年度より、サポステの支援により雇用保険被保険者となることに向け着実にステップを踏んでいると考え得る者（週所定労働時間20H未満又は公的職業訓練の受講）についても評価の対象に追加。この仕組みを活用し、ハローワーク等とも連携し「就職者等」を可能な限り正確に捕捉

■ サポステ認知度向上のための中央・各地域での訴求力のある広報活動等の展開、「入り口」側の関係機関との連携・相互リファー強化、サポステ登録要件に係る正確な取扱い等による、サポステの支援を求める幅広い若年無業者等の利用促進、登録実績の確保・向上

■ 「出口」の観点からのハローワーク等就職支援機関への円滑誘導、職場体験プログラムの有効活用による企業との接点拡大、定着ステップアッププログラムの効果的活用

■ 集中訓練プログラム事業の活用促進（改めて課題を点検すると?）

■ 支援スタッフの専門性の一層の向上、そのための研修、経験交流等の機会の充実

→サポステ事業全体の専門性の向上に資する研修の企画・実施（若者自立支援中央センター事業）、サポステ相互の経験交流（促進策のアイデアありましたらご提案を!）

■ 就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラムの実施等、生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携強化

→今年度から2か年事業（12箇所）として、生活困窮者自立支援スキームとサポステ事業の一体的支援窓口を整備。課題抽出の上、平成32年度に当面必要な支援の強化、平成33年度からの拡大、恒久化等事業方針の確定。これ以外のサポステでも、現行対象年齢を前提に、生活困窮者自立支援、生活保護等福祉施策との連携強化について検討、好事例発信を期待!

■ 現行スキームで「隙間」に落ちている若年無業者層がいないか、各地域の社会課題の目線で点検し、自治体等関係機関との連携の下で順次支援環境を整えることが期待!

地域若者サポートステーション
実施団体の長 殿
総括コーディネーター 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)

平成 31 年度地域若者サポートステーション事業と生活困窮者自立支援制度との関係について

日頃より、地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ事業」という。）の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援が全国 903 の福祉事務所設置自治体において実施されているところです。

生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）とサポステ事業の関係については、従来は平成 27 年 6 月 4 日付能形発 0604 第 1 号「平成 27 年度地域若者サポートステーション事業と困窮者制度との関係について」（以下「平成 27 年通知」という。）に基づいて実施してきたところであるが、今般、両事業の連携を推進する観点から、平成 31 年度から下記のとりの対応としますのでご承知おきください。

なお、これに併せ、平成 27 年通知については廃止する。

記

1. 支援対象者について

(1) 両事業の支援対象者は以下のとおり区分される。

① サポステ事業における支援対象者

15 歳から 39 歳までのニート等若年無業者のうち、就労に関する意欲は認められるものの何らかの課題を抱え、主にハローワーク等で一人で求職活動ができるまでには至らない者（就職氷河期等無業者一体型支援

モデルプログラムを受託している場合は、就職氷河期に端を発する無業者（一般的に 1993（平成 5 年）から 2004 年（平成 16 年）頃に学校を卒業し、現在無業の状態にある者であって、現在の年齢で見ると概ね 40 代半ばまでの者を含む。）。

② 困窮者制度における支援対象者

年齢に関わらず、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(2) 困窮者制度における「自立相談支援事業」の支援対象者（下記（3）の場合を除く。）については、サポステ事業の支援を行うことを妨げるものではない。

(3) 困窮者制度における「就労準備支援事業」の支援対象者となる者は、原則として、サポステ事業による支援は行わない。

ただし、サポステ実施団体が就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラムを受託している場合及び当該支援対象者が、就労準備支援事業の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合を除く。

なお、当然のことながら、サポステ実施団体の独自事業や地方自治体の措置する事業として支援を行うことを妨げるものではない。

2. 困窮者制度実施事業者との連携について

(1) 困窮者制度実施事業者と積極的に連携し、上記「1. 支援対象者について」を踏まえ、お互いの支援対象を具体的に把握しておくなど、支援を希望する者をたらい回しにすることのないよう十分に配慮すること。

また、サポステに困窮者制度の支援対象者となり得る者が来所した場合には、速やかに困窮者制度実施事業者へリファーを行うこと。

(2) 上記 1. (3) のとおり、困窮者制度の枠組みにおいて就労準備支援事業の支援対象者となる者は、原則として、サポステによる支援は受けられないが、サポステ実施団体が就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラムを受託している場合及び当該支援対象者が就労準備支援事業の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合はこの限りとしないため、困窮者制度からサポステへのリファーを受ける際には留意すること。

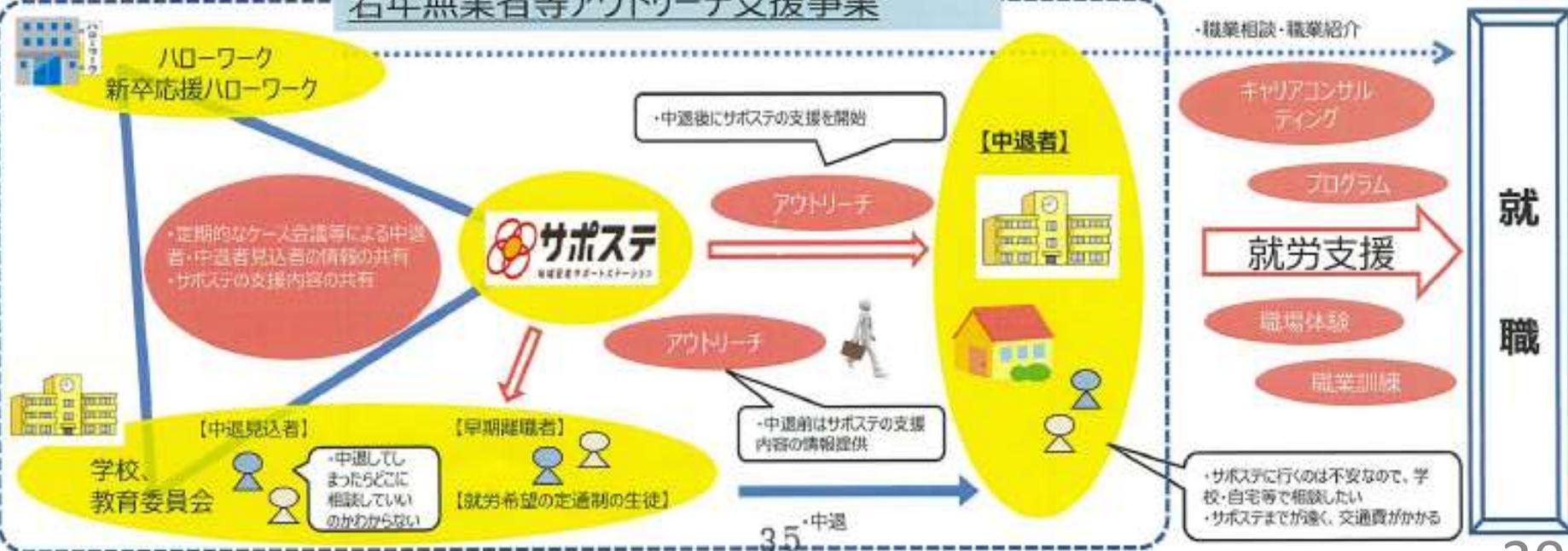
(3) 困窮者制度実施事業者とサポステ実施団体とは、日常的な連携関係の構築に努めるとともに、相互に事業紹介のためのパンフレットを備え置くなど来所者に対し正確な情報提供できるよう体制を整えること。

- 高校生徒数が減少している中、高校中退者の数は毎年5万人を越え、また若年無業者の数も50万人台半ばと高止まりしている状況にあり、こうした若者の切れ目ない支援を行うことは、若者の可能性を広げるだけでなく、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要な課題。
- こうした中、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）により、高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者の若者等へのアウトリーチ型の就労支援を実施することとされたことを踏まえ、中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の就労支援を実施。加えて、就労を希望する定時制・通信制の生徒、高校が把握した高卒就職早期離職者、新卒応援ハローワークが把握した無業リスクの高い大学中退者及び未就職卒業生等に対しても、本スキームを活用した効果的なアプローチを行う。

◆ サポステと学校等との連携による中退者支援（学校教育からの「切れ目ない支援」）

- 高校等に対するサポステの支援内容の詳細な情報提供
- 高校・ハローワーク等の関係機関との定期的な会議を通じた、就労を希望する中退者等の支援対象者の把握、支援内容の検討
- 中退の可能性が明確化した者の希望に応じた、高校等に出向いてサポステの紹介・説明、中退後の登録・支援開始
- 中退者の希望に応じた、高校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談等の決め細かい支援を実施

若年無業者等アウトリーチ支援事業



- 地域の産業界の協力の下、就労の後押し及び若者が産業界の将来の担い手となる第一歩を踏み出すための職場体験プログラムを実施
- 具体的には、人材不足の業種・職種、また、実際にハローワークに求人が出ている事業所及び同業種の事業所を中心に、サポステ利用者の個々のニーズに応じて、OJTとoff-JTを組み合わせた職場体験プログラム実施企業を開拓
- 体験期間終了後は、体験先企業や関連企業での雇用形態での就業への移行・定着を促進するための相談支援及び体験先企業への働きかけ等を実施

対象者：サポステの支援を受けている者

相談支援を受け、短期の職場見学等を経て、一定程度自信を回復し、同一事業所での本格的な職場体験を行えるレベルに至った者。

⇒ 1週間から3か月程度の職場体験プログラムを行うことで、実践的なスキル習得、職場環境への適合、ひいては就職体験先企業又は関連企業への就職及び職場定着が期待できる。

継続して働けるかチャレンジ

求人ニーズの高い仕事にチャレンジ（マッチング）

受入先の事業主の負担軽減

－ 職場体験プログラム －

- 人材不足分野等における職場体験プログラム（OJTとoff-JT（※）の組み合わせ）
※ 安全確認、顧客対応上最低限遵守すべき事項等のオリエンテーション
- 1週間～3か月程度
- 連続した職場体験を実施（これまでの職場見学等は1～数日程度）
- 職場体験期間中は就労ではないので無償
- 体験開始前、体験中、体験後の振り返りなどサポステ利用者と事業主をフォロー
- 体験を受入れた事業主のプログラム実施経費に相当するものとして、体験受入謝金（最大4万円/月）を支給



事業所に毎日かよえるかな？

介護って？
建設業でもパソコンって使うの？販売でも事務仕事がある？

1～数日ならがんばれるが、同じ事業所で同じ人とうまくやっていける？

・体験期間終了後、体験先企業や関連企業等での雇用契約による就業に移行できるよう支援・企業への働きかけを実施。

・就職後も、定着・ステップアッププログラムによる継続した支援を実施。

サポステ

ハローワーク

・連携

・職業相談・
職業紹介

就職₃₆

事業概要

無業状態にある若者に対し、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場体験・職場実習（OJT訓練）・資格取得等の訓練を集中的に実施、自信回復、就職に必要な基礎的能力獲得、基礎的資格の取得等を図り、就労を強力に支援する。

対象者

15歳～39歳までの若年無業者等であって、生活面、メンタル面等のサポートが必要である一方、基礎的能力を付与した場合に、一定以上の職業能力の発揮が期待できると地域若者サポートステーションのキャリアコンサルタントに判断された者

若年無業者等集中訓練プログラム事業

- 合宿形式を含むカリキュラムを組み合わせ実施。
- 1ヶ月～最大6ヶ月
- 生活面、メンタル面等のサポートと、一人一人の状態に合わせた集中訓練。
 - ①グループワーク、コミュニケーション訓練
 - ②職場体験、職場実習（OJT訓練を含む）
 - ③資格取得講座等の受講
 - ④就職活動の基礎知識講習
 - ⑤履歴書の添削・模擬面接 など

基礎的
能力獲得

課題
克服



事業費
(受講生1人
当たり月10万円まで)

ハローワークとサポステの連携による就職支援

- プログラム修了後6か月以内の就職を目指し、月1回以上の就職活動（求人への応募）を必須化。
- ハローワークでの就職活動に際し、サポステ職員によるハローワークへの同行訪問を強化。

就 職

・就職後も、定着・ステップアッププログラムによる継続した支援を実施。

- 無業の若者の就労を支援する「地域若者サポートステーション」(通称：サポステ) の支援を受けて就職した者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就職機会にキャリアアップできるよう、ステップアップに向けた支援を実施。

就職を支援

就労後もフォローアップを通じて、
早期離職を防止

安定した雇用へ

地域若者サポート
ステーション

○相談支援

職業的自立に向けての専門的相談支援（個別相談、プログラム等）

○職場体験プログラム

人材不足分野の業種・職種等における個々のニーズに即したOJTとOff-JTを組み合わせた職場体験

○若年無業者等集中訓練プログラム事業

合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力、就職活動に向けての基礎知識獲得の獲得に向けた集中的な支援

- 定着・ステップアッププログラム
就職した者への定着・ステップアップ相談

ステップアップ相談

キャリアコンサルティングを行い、安定した雇用を目指す

就職

職場定着フォロー

- ・相談
- ・事業所訪問
- ・利用者の交流

無業状態であった期間が長く職場になじむまで時間がかかる

キャリアアップ

- ・アルバイトから契約社員へ
- ・パートタイムからフルタイム勤務へ
- ・非正規雇用労働者から正規雇用労働者へ
- ・週20時間未満の就労から雇用保険被保険者となる週20時間以上へ
- ・社内でグループリーダーへ

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

就職氷河期世代活躍支援プランに 象徴される政府の真摯な姿勢 「ひきこもり対策改革元年」

～「アウトリーチ」型支援から社会参加、職業的自立に至るまでの総合的支援の展開～

※以下、制度説明資料は、厚労省提供資料より出典

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る 令和2年度予算概算要求(社会参加実現に向けたプログラム関係)

参考

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和2年度予算概算要求において、以下の事業を盛り込んでいる。

計524.5億円の内数(★) + 2.4億円

情報のアウトリーチの推進

○本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化(14百万円)

施策や相談窓口の案内に加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例(成功体験例)の周知を行う。

より身近な場所での相談支援の実施

1 自立相談のアウトリーチ機能の強化(★)

自立相談支援事業の窓口アウトリーチ支援員(仮称)を配置し、多機関と連携したアウトリーチ支援を実施する。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化(★)

- ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置する。
- チームの意見を踏まえ、管内市町村を巡回するセンター職員が自立相談支援機関への専門的アドバイスや当事者への直接支援を行う。
また、チームは、必要に応じて、市町村の自立相談支援機関と連携しながら、ひきこもりの状態にある者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修(1.2億円)

自立相談支援機関の支援員向けに支援手法等に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進(★)

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考として、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援の機能強化(★+1.0億円)

都道府県への企業開拓員(仮称)の配置による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。
また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実(★)

中高年の者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

- ①中高年の者が参加しやすくなるような居場所づくり
- ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保
- ③家族に対する相談や講習会等の開催

地域共生社会の実現(★)

- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。
- 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。(200→250自治体)

※ 上記の他、働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。(524.5億円の内数)

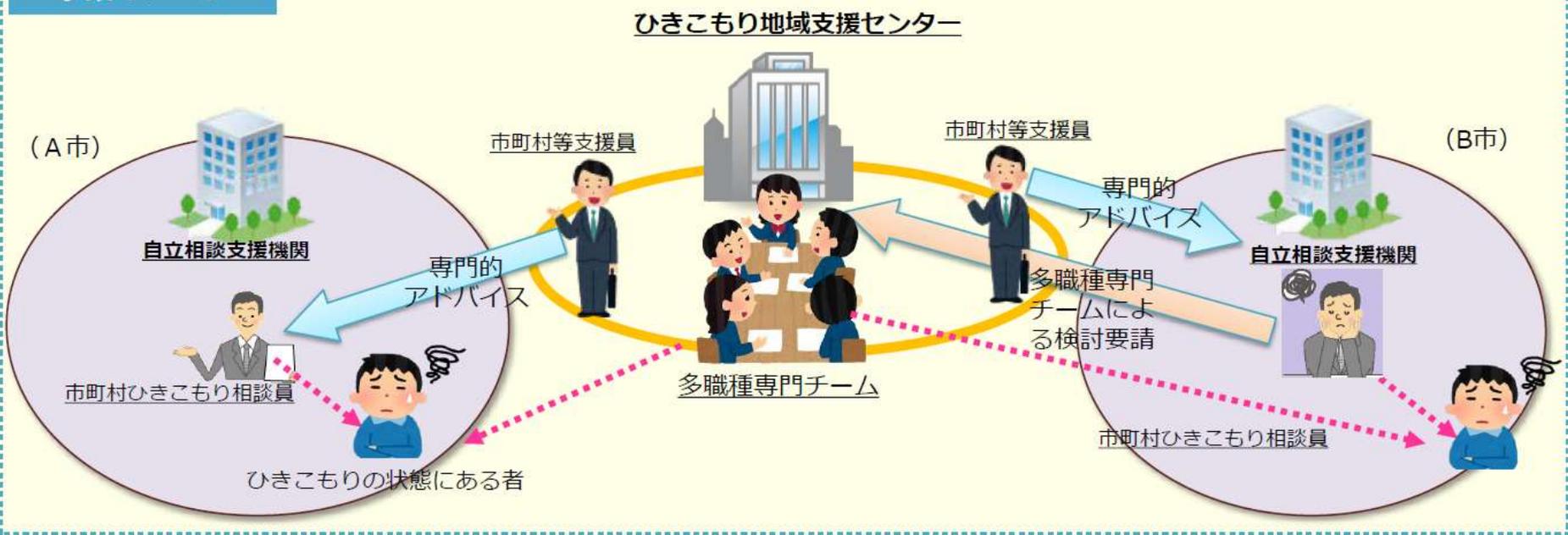
ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

令和2年度予算案：11.5億円

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考える市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援事業者等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体：都道府県・指定都市
補助率：1/2

事業イメージ



本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

令和2年度予算案：0.1億円

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしている。
- ◇ 「情報のアウトリーチ」を行う際には、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

実施主体：国

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案：31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：市等
補助率：10/10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

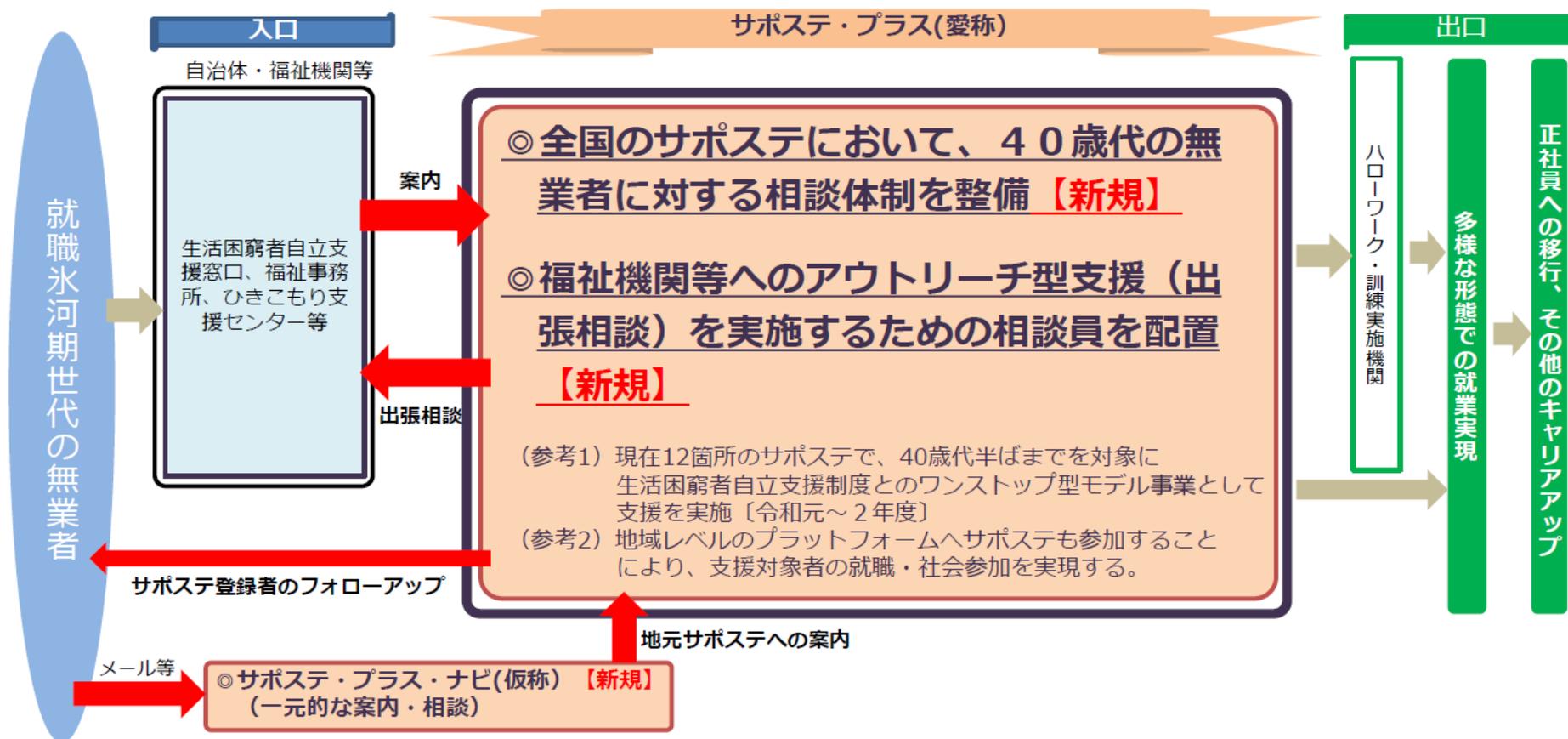
※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。）

就職氷河期世代の無業者に対する地域若者サポートステーションの取組強化

これまで40歳未満の若年無業者等の職業的自立支援の拠点として実績を上げてきたサポステの知見・ノウハウを有効的に活用し、就職氷河期世代の支援体制を全国的に整備する。

- 全国177箇所のサポステにおいて、支援対象を40歳代にまで拡大
- 把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張相談）の実施

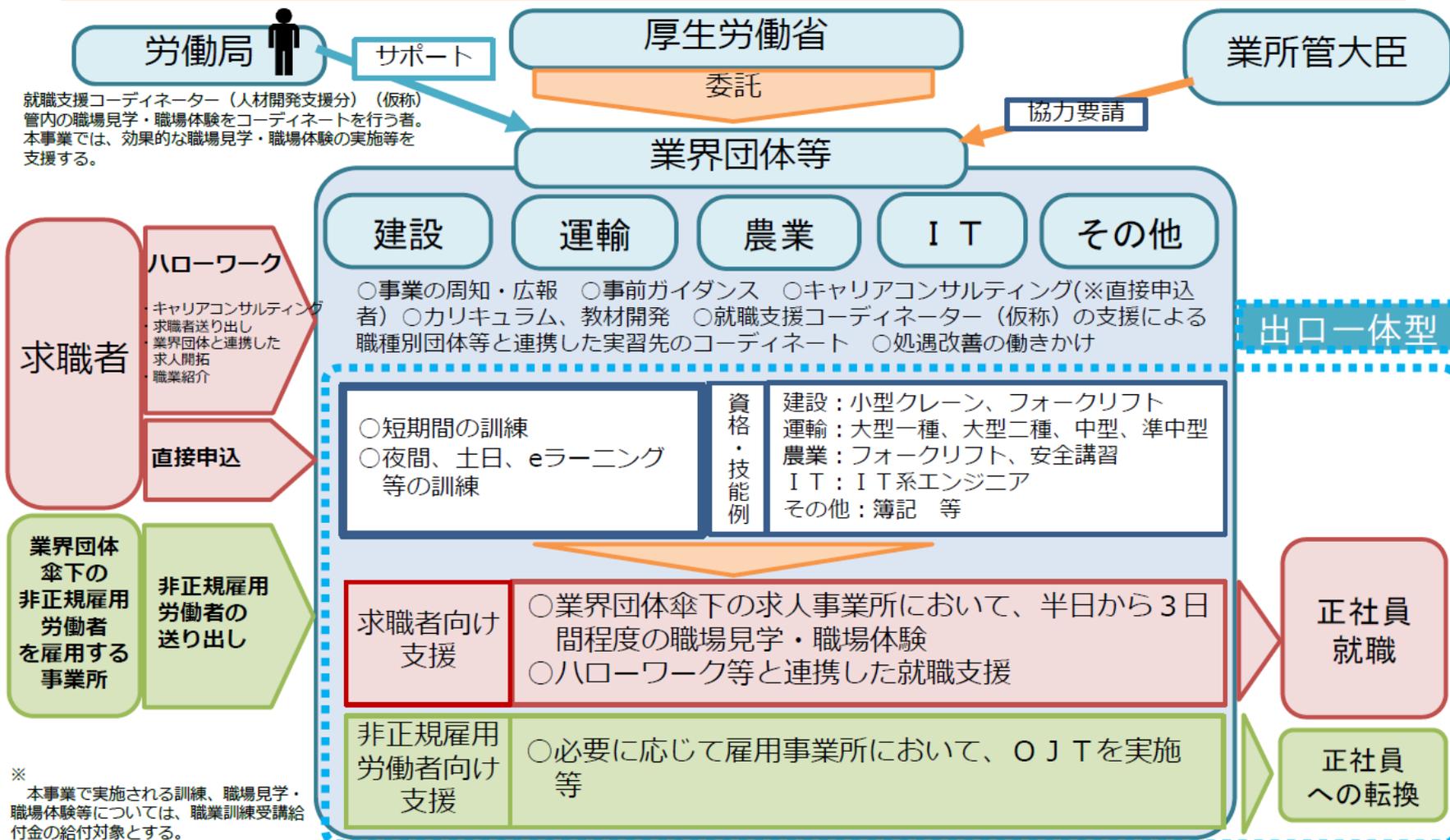
【支援の流れ（イメージ）】



就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース(仮称)の創設

令和2年度要求額
34.7(0)億円

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。



※ 本事業で実施される訓練、職場見学・職場体験等については、職業訓練受講給付金の給付対象とする。

職業訓練受講給付金について

1. 額

- ・給付金支給単位期間(※)ごとに10万円
ただし、日数が28日未満の給付金支給単位期間については、3,580円×日数
 - ・あわせて交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額)も支給
- ※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

2. 要件

給付金支給単位期間について、

- ① 収入が8万円以下であること
- ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
- ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
- ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 訓練の全ての実施日に訓練を受講していること
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
- ⑥ 世帯の中で他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
- ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

※世帯=同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

3. 受給できる日数等

- ・12(1年相当)(必要な場合は24(2年相当))の給付金支給単位期間について支給
- ・直前に給付金の支給を受けた訓練の最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合には支給しない

4. 手続等

- ・ハローワークで個別に就職支援計画を作成し、就職支援を行う(必要に応じて個別担当者制)
- ・月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して、給付金を支給
- ・ハローワークに来所しない場合は、以後不支給
- ・不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティ

求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和等

現状・課題

- 実践的な技能等を付与する「実践コース」について、現行の訓練期間は3月以上6月以下とされているが、資格取得に要する期間等から、3月未満のコース設定が可能と考えられるものがある。
- また、マルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在职中の者等が、働きながら資格取得などによる安定就労を目指して訓練を受講するには1日の訓練時間（※）が長いなど、受講しづらい状況にある。
※現行制度では、訓練時間は1日あたり原則5時間以上6時間以下、1月あたり100時間以上



見直しの内容

- 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、以下の見直しを行う。

<実践コースにおける訓練期間の下限緩和>

- ・ 実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を緩和する（現行3月以上を2月以上とする）。

【対象コースの一例】 介護初任者研修対応コース（介護初任者の資格取得） 3ヶ月→2ヶ月
メディカルクラーク等対応コース（医療事務関係の資格取得） 3ヶ月→2ヶ月

<在職中等特に配慮を要する者を対象とするコースにおける訓練時間の下限緩和>

- ・ ハローワークが必要性を認めた在職者等（※）を対象とした訓練コースを設定する場合、訓練時間の特例措置の対象とする（1日あたり原則3時間以上6時間以下、1月あたり80時間以上とする）。
- ※ 雇用保険の被保険者になれていないマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在职中の者や、雇用保険の受給資格のない育児や介護中の者など受講にあたって訓練時間に特に配慮を有する者で、ハローワークにおいて当該コースの受講が安定就職に必要であると判断された者。

【新たに設定可能となるコース例】 週あたり平日夜間3H×5日＋土で5H
（月～金18時～21時＋土9時～15時（1H昼休憩））

キャリアアップ助成金について

令和2年度要求額：1,231億円（元年度予算額1,075億円）

○ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容	助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）は大企業の額
正社員化支援	正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用	①有期→正規：1人当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ②有期→無期：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） ③無期→正規：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28.5万円<36万円>（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ①：1人当たり9.5万円<12万円>（大企業も同額）、②③：1人当たり4.75万円<6万円>（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>）加算
	賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	①全ての賃金規定等改定： 対象労働者数が1人～3人：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 4人～6人：1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） 7人～10人：1事業所当たり28.5万円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり2.85万円<3.6万円>（1.9万円<2.4万円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定： 対象労働者数が1人～3人：1事業所当たり4.75万円<6万円>（3.325万円<4.2万円>） 4人～6人：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 7人～10人：1事業所当たり14.25万円<18万円>（9.5万円<12万円>） 11人～100人：1人当たり1.425万円<1.8万円>（0.95万円<1.2万円>） ※ 中小企業において3%以上増額した場合、全ての賃金規定等改定：1人当たり1.425万円<1.8万円>加算 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり0.76万円<0.96万円>加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>）加算
処遇改善支援	健康診断制度コース 有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施	1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>）
	賃金規定等共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ※ 対象労働者1人当たり、2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
	諸手当制度共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用	1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>） ※ 対象労働者1人当たり、1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 同時に2つ以上の諸手当を導入した場合に、2つ目以降の手当1つにつき、16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施	1人当たり 3%以上：2.9万円<3.6万円>（2.2万円<2.7万円>） 5%以上：4.7万円<6万円>（3.6万円<4.5万円>） 7%以上：6.6万円<8.3万円>（5万円<6.3万円>） 10%以上：9.4万円<11.9万円>（7.1万円<8.9万円>） 14%以上：13.2万円<16.6万円>（9.9万円<12.5万円>）
	短時間労働者労働時間延長コース 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用	1人当たり22.5万円<28.4万円>（16.9万円<21.3万円>） ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満：4.5万円<5.7万円>（3.4万円<4.3万円>） 2時間以上3時間未満：9万円<11.4万円>（6.8万円<8.6万円>） 3時間以上4時間未満：13.5万円<17万円>（10.1万円<12.8万円>） 4時間以上5時間未満：18万円<22.7万円>（13.5万円<17万円>）

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

縦割り行政の打破の司令塔なる 「こども家庭庁」創設に向けた動き

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

※以下、制度説明資料は、内閣官房提供資料より

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなが社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

- ①こどもの視点、子育て当事者の視点
こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ②地方自治体との連携強化
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の転換や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

○政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

○子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)
- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

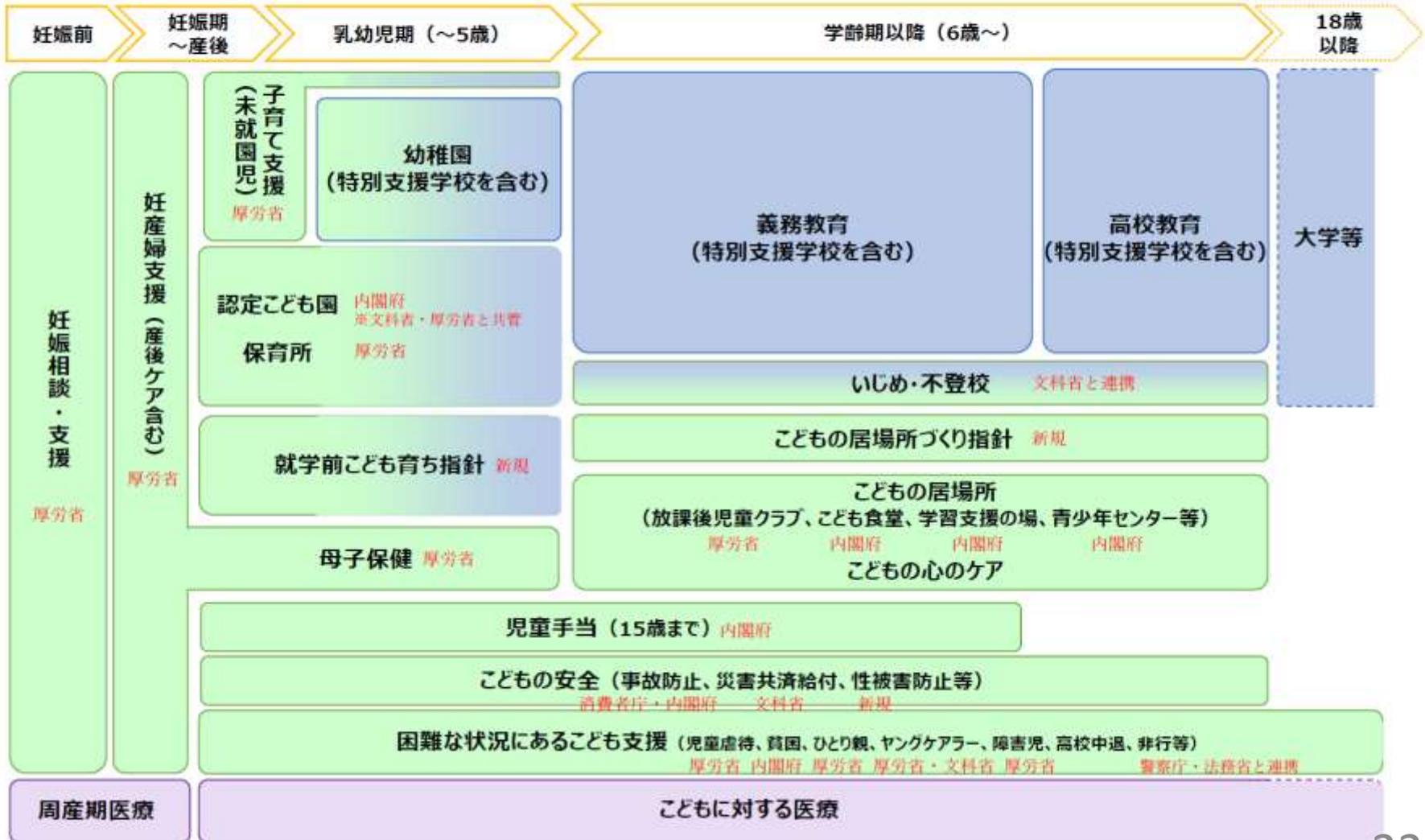
いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ヤングケアラーの現状と理解

**(7)「子どもが子どもでいれる街に！」
ソーシャルアクション**





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援
ネットワークを活用した多面的援助アプローチ

～どんな境遇の子どもも見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～

社会的孤立・排除を生まない
総合的な支援体制の確立

足りないもの、必要なものは
「協働」で創り出す！



すべての子ども・若者が「安心」と
「希望」を抱ける地域づくり